

目 次

(令 和 5 年)

○第3回定例会

第1日目（6月9日）

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
陳情第4号 こども医療費無料制度の改善を求める陳情書	4
意見書第2号 こども医療費無料制度の改善を求める意見書	5
議案第30号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第1号）	7
議案第31号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）	17
議案第32号 財産の取得について	19
諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	22
承認第1号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）	23
承認第2号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正 する条例）	46
同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて	55
報告第2号 令和4年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	57
報告第3号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書 の報告について	58
報告第4号 「子ども第三の居場所」新築工事における改定契約の報告について	59

第2日目（6月10日） 休 会（土）

第3日目（6月11日） 休 会（日）

第4日目（6月12日）

一般質問

10番 比嘉麻乃 議員	63
15番 石原昌雄 議員	72
6番 安里清市 議員	80
8番 屋良照枝 議員	86

第5日目（6月13日）

一般質問

9 番 大 城 常 良 議員	97
7 番 新 垣 修 議員	107
2 番 玉那覇 登 議員	116
1 番 小橋川 恵 美 議員	121

第6日目（6月14日）

一般質問

3 番 比 嘉 護 議員	131
12 番 金 城 章 議員	138
4 番 桃 原 清 議員	145
11 番 仲 松 正 敏 議員	149

第7日目（6月15日）

一般質問

13 番 新 垣 博 正 議員	157
5 番 新 垣 貞 則 議員	166

第3回 定例会

令和5年第3回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和5年6月9日

会 期 7 日間

閉 会 令和5年6月15日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	6 月 9 日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、陳情第4号、意見書第2号 議案第30、31、32号に対する説明、質疑、討論、採決 諮問第3号における説明、答申採決 承認第1、2号における説明、質疑、討論、採決 同意第3号に対する説明、質疑、討論、採決 報告第2、3、4号に対する説明
第 2 日	6 月10日	土		休 会	
第 3 日	6 月11日	日		休 会	
第 4 日	6 月12日	月	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 5 日	6 月13日	火	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 6 日	6 月14日	水	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 7 日	6 月15日	木	午前10時	本 会 議	一般質問（2人） 委員長報告に対する質疑、討論、採決 閉会

令和5年第3回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和5年6月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和5年6月9日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年6月9日（午後0時13分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	11 番	仲 松 正 敏	12 番	金 城 章
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	陳情第4号 こども医療費無料制度の改善を求める陳情書
第 6	意見書第2号 こども医療費無料制度の改善を求める意見書
第 7	議案第30号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第1号）
第 8	議案第31号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）
第 9	議案第32号 財産の取得について
第 10	諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第 11	承認第1号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）
第 12	承認第2号 専決処分の承認について（中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 13	同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて
第 14	報告第2号 令和4年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 15	報告第3号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第 16	報告第4号 「子ども第三の居場所」新築工事における改定契約の報告について

○議長 伊佐則勝 ただいまより令和5年第3回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番 仲松正敏議員及び12番 金城章議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日6月9日から6月15日の7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日6月9日から6月15日の7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告の報告を行います。

諸般の報告について

令和5年3月3日より、令和5年6月8日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月出納検査の報告について

村監査委員より、令和5年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会また後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合議会からの報告について、それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

- ・4月11日(火)北中城村植物ごみ資源化ヤード及び北上原の中城グリーンセンターにおいて資源有効活用について調査しており

ます。

- ・5月16日(火)中城村北中城村清掃事務組合にて、ごみ搬入量の減量化や今後の課題について調査しております。

○文教社会常任委員会

- ・4月4日(火)こども課より、今年度の事業の進捗状況及び保育所等との連絡会議について調査しております。
- ・5月9日(火)給食センターにおいて、調査を行っております。

○建設常任委員会

- ・5月18日(木)産業振興課より、調査を行っております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧して下さい。

4 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については、2件受理し、6月5日の議会運営委員会で協議した結果、『公共施設へのZEB早期導入と住宅へのZEH導入普及啓発について(陳情)』については資料配付といたし、また陳情第4号の『こども医療費無料制度の改善を求める陳情書』については、本日の審議日程に加えております。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○4月14日(金)中部地区町村議会定例会が北中城村にて開催され議長及び事務局長が参加しております。

○4月28日(金)に令和4年度沖縄振興拡大会議が、沖縄県立武道館アリーナで開催され議長が参加しております。

○5月16日(火)から19日(金)まで令和5年度中部地区町村議会議長会県外行政視察が行われ、議長及び事務局長が参加し、福岡県豊前市及び粕谷町にて、「観光事業の取組」「議会改革の取組」について行政視察を行っております。

○5月22日（月）から24日（水）まで、東京国際フォーラムにて令和5年度町村議会議長・副議長研修会へ、「町村議会のあるべき姿」「町村議会議員報酬について」「地方議会とハラスメント」のテーマについて研修が開催され、議長及び副議長が参加しております。

6 その他

その他の日程等については、別紙を御参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

読み上げて行政報告を行います。

令和5年2月から令和5年4月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。

今議会におきましては、2点を御報告いたします。

まず最初に、令和5年度中城村電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業についてでございます。

支援給付金事業につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）」が増額され、低所得者世帯への支援のための「低所得者世帯支援枠」が設置されたことに関し、令和5年度の村県民税非課税世帯へ中城村電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金を支給するものでございます。

対象者につきましては、中城村の住民基本台帳に令和5年6月1日現在登録のある者で、令

和5年度の住民税均等割が非課税となっている世帯でございます。

給付額は1世帯当たり3万円、おおむね2,113世帯を見込んでおります。

手続きにつきましては、該当する世帯へ確認書及び申請書を送付、返信用封筒による返信の受理後、おおむね3週間をめどにして口座へ振り込む予定でございます。

2点目に、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。

食料等の物価高騰に直面し影響を特に受けている子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として給付金を支給するものであります。

対象者につきましては、令和4年度中に中城村で実施した子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方は申請不要です。また、対象となる児童令和5年3月31日時点18歳未満、障害児については20歳未満の児童を養育する父母等で、収入が急変し、住民税非課税相当となった方は申請が必要です。給付額は支給対象児1人につき5万円、おおむね635世帯を見込んでおります。

以上2点を行政報告といたします。

○議長 伊佐則勝 以上で行政報告を終わります。

日程第5 陳情第4号 こども医療費無料制度の改善を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第4号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第4号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号 こども医療費無料制度の改善を求める陳情書を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第4号 こども医療費無料制

度の改善を求める陳情書は原案のとおり採択されました。

続きまして、日程第6 意見書第2号 こども医療費無料制度の改善を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 皆さんおはようございます。

それでは、意見書第2号を読み上げて御提案を申し上げます。

意見書第2号

令和5年6月9日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提案者

中城村議会議員 安 里 清 市

賛成者

中城村議会議員 大 城 常 良

中城村議会議員 新 垣 修

こども医療費無料制度の改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

こどもの医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するため、別紙意見書を提出する。

こども医療費無料制度の改善を求める意見書

経済的条件にかかわらず必要な時に安心して医療機関に受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体によるこども医療

費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。

2021年4月1日現在で、18歳年度末まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」で47.2%、さらにこの勢いは加速しています。

いま高校生世代の困窮も問題になっており、子どもの医療費無料制度も18歳年度末まで拡充すべき状況です。政府は、いわゆる「異次元の少子化対策(試案)」で18歳までの医療費助成へのペナルティ(国民健康保険国庫補助金の削減)廃止をここ3年間の課題として条件付きで実施を表明しました。

今後より子どもの医療費無料制度を安定的に運営するためには、国の制度として創設するとともに、全国知事会、市長会、町村会も求めているように政府によるペナルティは直ちに条件を付けずに全廃すべきです。

沖縄県では多数のヤングケアラーも報告されており、子育て世帯でも多くのご家庭が困窮している実情があります。少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策の一環として、子どもの医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するために、以下の項目の実施を国に求めます。

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃すること
2. 18歳までの医療費無料化を国の制度として実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月9日
沖縄県中城村議会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
総務大臣 厚生労働大臣

○議長 伊佐則勝 これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
休憩します。

休 憩 (10時18分)

~~~~~

再 開 (10時21分)

○議長 伊佐則勝    再開します。

ほかに質疑ございませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝    「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第2号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝    「異議なし」と認めます。  
したがって、意見書第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第2号 こども医療費無料制度の改善を求める意見書を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第2号 こども医療費無料制度の改善を求める意見書は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第30号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

#### 議案第30号

##### 令和5年度中城村一般会計補正予算(第1号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,272,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年6月9日 提出

中城村長 浜田京介

#### 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 1,850,475 | 124,629 | 1,975,104 |
|          | 2 国庫補助金 | 433,888   | 124,629 | 558,517   |
| 16 県支出金  |         | 1,328,022 | 42,512  | 1,370,534 |
|          | 2 県補助金  | 660,760   | 41,583  | 702,343   |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|         | 3 委託金   | 34,150    | 929     | 35,079    |
| 19 繰入金  |         | 102,369   | 62,717  | 165,086   |
|         | 2 基金繰入金 | 102,369   | 62,717  | 165,086   |
| 21 諸収入  |         | 135,615   | 7,000   | 142,615   |
|         | 4 雑入    | 132,704   | 7,000   | 139,704   |
| 22 村債   |         | 213,964   | 58,600  | 272,564   |
|         | 1 村債    | 213,964   | 58,600  | 272,564   |
| 歳 入 合 計 |         | 8,976,959 | 295,458 | 9,272,417 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 102,532   | 900     | 103,432   |
|          | 1 議会費       | 102,532   | 900     | 103,432   |
| 2 総務費    |             | 1,124,093 | 12,217  | 1,136,310 |
|          | 1 総務管理費     | 909,739   | 7,105   | 916,844   |
|          | 2 徴税費       | 131,008   | 5,067   | 136,075   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 78,069    | 101     | 78,170    |
|          | 5 統計調査費     | 1,150     | △56     | 1,094     |
| 3 民生費    |             | 3,923,761 | 171,516 | 4,095,277 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,745,990 | 138,572 | 1,884,562 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,177,771 | 32,944  | 2,210,715 |
| 4 衛生費    |             | 1,042,333 | 11,395  | 1,053,728 |
|          | 1 保健衛生費     | 641,676   | 11,395  | 653,071   |
| 6 農林水産業費 |             | 251,791   | 3,600   | 255,391   |
|          | 1 農業費       | 223,514   | 3,514   | 227,028   |
|          | 3 水産業費      | 27,363    | 86      | 27,449    |
| 7 商工費    |             | 66,163    | 971     | 67,134    |
|          | 1 商工費       | 66,163    | 971     | 67,134    |
| 8 土木費    |             | 525,762   | 3,141   | 528,903   |
|          | 2 道路橋梁費     | 279,719   | 1,711   | 281,430   |
|          | 5 下水道費      | 169,570   | 1,430   | 171,000   |
| 10 教育費   |             | 1,122,241 | 91,718  | 1,213,959 |
|          | 1 教育総務費     | 213,180   | 417     | 213,597   |
|          | 2 小学校費      | 226,954   | 49      | 227,003   |
|          | 3 中学校費      | 69,250    | 1,156   | 70,406    |
|          | 5 社会教育費     | 295,372   | 835     | 296,207   |

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|         | 6 保健体育費 | 183,728   | 89,261  | 272,989   |
| 歳 出 合 計 |         | 8,976,959 | 295,458 | 9,272,417 |

第2表 地 方 債 補 正

| 起債の目的       | 補 正 前   |                     |                                                                |                                                                                                            | 補 正 後           |       |    |       |
|-------------|---------|---------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------|----|-------|
|             | 限度額     | 起債の方法               | 利率                                                             | 償還の方法                                                                                                      | 限度額             | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 社会福祉整備事業債   | 千円<br>0 | 証書借入<br>又 は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができ | 千円<br><br>1,300 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 公共施設除却債     | 57,600  |                     |                                                                |                                                                                                            | 63,600          |       |    |       |
| 社会教育施設整備事業債 | 4,000   |                     |                                                                |                                                                                                            | 55,300          |       |    |       |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第30号一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

まず、15ページですね。15ページの6目臨時特別給付金事業費、そのほうが19節、20節両方

ですね。非課税世帯臨時特別給付金の6,339万円とその下の過年度住民税非課税世帯等給付金返還金、これが5,212万6,000円、その下にあります16ページのほうですね。同じく18節のこれも特別支援保険事業給付補助金の1,344万円の減額、その1番のほうですね。15ページのほうの給付金予定の世帯数は何世帯ほどを予定しているのか。

2番目の22節は、返還金のこれ説明を求めたいと思います。

3点目の16ページ、18節も返還金の説明、それを求めたいと思います。

それから、18節ですね。そのほうは減額の内容、それを伺います。1,300万円のほうですね。

次、19ページ、これ農業振興費ということで3目、その18節のほうに、これ負担金補助及び交付金なんですけれども、荒廃農地利用加速化事業補助金72万円、そのほうの内訳を伺います。

その下の新規、畑人資金支援化事業補助金ということで150万円あるんですけれども、これがどういうものなのか、この事業内容の説明を求めます。

あと7点目が28ページ、28ページの公園施設費、これが3目になるんですけれども、この14節工事請負費、吉の浦公園機能強化整備事業請負費ということであるんですけれども、これ8,409万5,000円、その整備事業の概要をお聞きしたいと思います。

以上、7点よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、大城常良議員の質問にお答えいたします。

まず、15ページの6目臨時特別給付金事業費の19節扶助費の予定世帯数ということでしたので、こちらのほうが行政報告にもありますように、今現在は2,113世帯を予定しております。今後増えた場合、また補正のほうで対応したいと考えております。

その下ですね、22節の償還金の過年度住民税非課税世帯等給付金返還金ですね。こちらは令和3年度から令和4年度にかけて行われた10万円の世帯給付に関する事業になります。こちらのほうと7目の22節のほうは、去年行われた価格高騰給付金の事業となります。

まず、6目の22節につきましては、3年度の後半に国のほうから急遽給付金事業として非課税世帯10万円が出されまして、そちらのほうを本村ではまだ当時福祉課のほうでちょっと対応

ができなかったものですから、総務課のほうでこの事業の受入れをしていただきました。その結果2,940世帯を対象として計画が組まれております。3年度から4年度にかけて繰越しという形で、3年度の対象者の繰越しが行われております。4年度においては、4年度も非課税なんですけれども、3年度に受けた方は対象にならない、4年度の非課税で初めて非課税になった人たちが対象になるという設定に国の交付要綱が後で固まりました。

そういった流れがあるということと、もう一つはこの交付金の要綱の部分でですね、3年度から4年度にかけての4年度の事業の計画というのが3年度の3月に国のほうに出さないといけないという形になりました。それで、最初にお話しした2,940世帯というのを基準としていろいろ交付金の調整がされたという形になっております。

途中で本来でしたら変更申請というのがあって、4年度分の調整とか、3年度分の調整というのが行われるべきではあったんですが、国のほうで3年度事業についての変更申請はない形で全て余った分が繰越しという形になりましたので、それかつ3年度で繰り越された扶助費について、4年度の扶助費の支出もしていいという、プールで支出していいということも、国のほうからまた後から通知が出たりして、そういったことがいろいろありました。制度が途中でいろいろそのときそのときの判断で変わっていくという事情もある中で、3年度の繰越額のほうからどんどん使っていく。4年度で申請をしていた1,140世帯分ですか、その分の金額は残っていくという状況が発生しております。

それによって、こちらのほうの額の多くは4年度分の計画として出した額の返還金が多いという形にもなりますが、実際精算としては国のほうから3年度、4年度の確定という形で分かれてきましたので、そのほうを国と調整して、

3年度事業費分の返還金、4年度事業費の返還金という形で、最終的に交付金の確定作業というのが行われました。その形で余った額として、この金額というのが返還金の対象という形になります。

分かりづらいんですけども、基本的に繰越しのプールの資金を優先的に使うという運用がされたということと、あと4年度の対象になる方というのが、計画では1,140世帯ぐらいだったんですけども、実際には300世帯ほどの支給になりましたので、その差額分がかなり余ったという形になります。

事務費についても3年度分の事務費は3年度分の事業でしか執行できないという縛りが出ましたので、その繰越分については触らず、4年度は4年度で精算をして対応したという形がありますので、そういった切り分け、対応という部分でどうしても繰越した分の余りが出てくる、4年度計画分の余りが出てきたという形でこれだけ高額な返還金が生じているという状況になります。

7目の22節の分につきましては、こちら3年度分については、予定していた件数の90%は給付ができてはいたんですが、価格高騰につきましては87%とちょっと低めになってしまった形がありまして、その後に応じて差額分が生じた扶助費の返還金という形になります。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こども課からは、16ページ、児童福祉総務費の18節負担金補助金及び交付金の1,344万円の減額の説明につきましてお答えいたします。

当初、特別支援保育のための加配保育士を私立の保育施設では27名で予算計上していたところ、特別支援保育の会議の結果、私立保育施設での加配保育士は20名ということで、7名の減になりましたので、その分の減額となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 19ページの農業振興費の18節負担金補助金の中の荒廃農地利用加速化事業補助金について説明いたします。

農業者が荒廃農地を引き受けて、営農を再開するために行う再生作業、土壌改良を支援するものであります。農業機械や重機を使って農地を復元するための経費について補助する事業であります。10アール当たり20万円の補助対象となりまして、対象地域が北上原の805番地、対象面積が48アールで、総事業費96万円、県2分の1、村2分の1、本人2分の1ということで県48万円、村持分の24万円を加えて72万円の補正であります。

次に、新規畑人資金支援事業補助金につきましては、当初予算では農業次世代投資支援事業ということで150万円計上しております。その方は平成2年度からの継続ということで、当初予算で計上しております。新しい方々には名称が変わりまして新規畑人支援事業という名称になります。金額については150万円、国庫補助金であります。今回2名の方が補助対象ということで、75万円の2名分、前期分ということで予算計上しております。後期分がまた9月か12月に同じく75万円の2名分で150万円を計上する予定であります。以上であります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 28ページ、10款6項3目公園施設費の14節工事請負費についての概要についてお答えいたします。

こちらに関しましては、吉の浦公園のほうに新規の子供用の遊具2基設置する予定です。場所に関しましては、吉の浦体育館の駐車場の奥側のトイレのある芝生広場を予定しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 すみません。訂正をお願いします。

荒廃農地利用加速化事業補助金で補助率を2分の1、2分の1と言いついて間違えております。県2分の1、村4分の1、本人4分の1に訂正をお願いします。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1番目のほうから、15ページのほうからいききたいと思います。

まず、1点目ですね。2,113世帯が今回受給、給付金が充てられる世帯ということで、これは増え次第、また補正をやっていくということなんですけれども、これは漏れなくできるだけ全員に行き届くように、しっかり探しても受給者には届けていただきたいと思います。

2点目、3点目がこれは国の補助金で10万円といういろいろあるんですけれども、その余った分の返還ということに考えてよろしいということですね。

あと4点目の特別支援保育事業補助金のほうで当初特別支援保育士が27名予定していたということなんですけれども、これが20名になって、7人分が余って、これを返還するということがよろしいですか。これは7名分の方々、保育士のほうがいなくなるというより、少なくなったんですけれども、それについて例えば私立保育園、その保育園の中でいろいろ支障がないのかどうか、それを伺いたいと思います。

次、5点目ですね。土壌改良ということで、北上原の48アールの土地区画整理事業になっているんですけれども、これは例えば農地荒廃利用に関わる事業補助金を得るために、これをもらうために例えば村民の方々、農地している方々が、これどういう規定があるのかですね。例えば補助金を申請するに当たって何かしらの決まりがあると思うんですけれども、その過程をちょっとお聞きしたいと思います。

あともう1件は、新規畑人ですか、資金支援事業ということで、これは前回の課長が言った名称変更ということで考えてよろしいですか。

じゃ、あと1点をひとつお願いしたいと思います。

次7点目ですね。28ページの整備事業、これは新規で子供用の遊具を設置するということであるんですけれども、これは例えば当初計画から補助金を使って、ここに設置をしたいという計画があるのかどうかですね。あるいはまた村民から要望があったのかどうか、そのほうをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

当初の特別支援保育の対象の園児の見込みが54名で計上しておりましたが、会議の結果、特別支援保育が必要な園児は42名というふうに確定いたしました。それで私立保育施設、そして吉の浦こども園それぞれ加配保育士を配置する上で、私立の保育施設に関しては20名に減りましたが、吉の浦こども園に関しては加配保育士は2人増員となっておりますので、それで対応できております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 荒廃農地利用加速化事業補助金の対象者については、認定農業者、あと人・農地プランに位置づけられた地域で農業を中心にやられる方が対象となります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

令和5年度の計画を立てる段階では、当初は陸上競技場を考えていたんですが、財政的に陸上競技場は、一括交付金では厳しいということで、別の財源を探していくということになりまして、当初はそういうふうに考えていたんです。

が、じゃ令和5年度何をするかということで、もう一つは野球場の内野の排水の改善工事と遊具の工事どちらかということでいろいろ検討していました。それで内閣の許可も得ましたので、今回6月補正に遊具の新設工事を計上しております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時48分）

~~~~~

再 開（10時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

答弁漏れがあったようです。よろしくお願いします。

○生涯学習課長 渡久地 真 村民からの要望があったかということに関しまして、漏れておりましたのでお答えいたします。

吉の浦公園の機能強化計画基本計画を作成した際に、村民に対してのアンケートを聴取しているんですが、その中で要望として上がっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回の質問をしていると大きい補助金もあるし、それから返還金も大分出てきているんですけれども、そういうところしっかりと各担当課で把握していただき、漏れのないようにしっかり執行していただきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、2点ほどお願いいたします。

まず、11ページ、歳出のほうですね。18節の700万円、コミュニティ助成事業ですね。地域防災組織育成事業200万円、この200万円の該当地区を教えてくださいと思います。

そして、一般コミュニティ助成事業補助金500万円、これ宝くじだと思うんですけれども、250万円、250万円だと思うんですけれども、そ

れの該当地区も教えてくださいと思います。

あと1点、これ質問が重複しますけれども、15ページ、先ほど大城議員からも説明を求められていますけれども、7目22節の過年度高騰緊急支援給付金返還金に関してなんですけれども、235万7,000円を返還していますけれども、先ほど課長の説明の中で予定していた件数の90%ほど給付して、87%給付したと。そういうことで13%がまだ給付できなかったというふうに理解して、それも返還しているんだと思うんですけれども、まず世帯なのか件数なのか分かりませんけれども、その該当した件数、それと返還した件数をちょっと教えてください。

そして、今年度もまた新たに先ほど6,003万の高騰に関するあれで3万円の2,113世帯に対して、先ほど行政報告にもありましたけれども、要するに物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して3万円を給付するという、この中で申請期間もあるみたいですが、今回同じような前回13%も返しているわけですから、できるだけ、やはりこの事業所あるいは生活者に、本当に100%近いような国の助成金ですので、配布してほしいなというふうに希望するんですけれども、前回13%を要は給付できなかった反省を踏まえるというのか、そういうことを踏まえて今回どのような対策とか、そういうようなのを考えているのか教えてください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 総務課から御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の18節負担金補助金及び交付金につきましては、まずコミュニティ助成事業の中の地域防災組織育成事業について200万円を計上させていただいております。それにつきましては伊集自治会が今回4月初旬に県のほうから交付決定を受けておりますので、そちらの地域防災に関する備品等の助成の内容になっております。

続きまして、一般コミュニティ助成事業（一般分）これは地域活動に関する備品となっておりますので、奥間自治会、浜自治会それぞれ地域活動に関する備品の購入となっております。奥間自治会に関しましては倉庫であったり、テント、プロジェクター、音響関連機器の整備となっております。浜自治会につきましては空調機器の設置、手押し式のエンジン式の草刈り機の導入となっております。

（「地域活動の内容、宝くじコミュニティじゃないの」と言う声あり）

○総務課長 大湾朝也 一緒の内容になっていきます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（１０時５３分）

~~~~~

再 開（１０時５４分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、15ページの7目22節の対象事業における実績をまず報告したいと思います。

ちょっと複雑なんですけれども、読み上げます。発送ですね、送った件数ですね。確認書が2,356件です。この実績が2,030件、この比率が86.16%、確認書の部分が86.16%になります。申請書、こちらは非課税世帯の中に未申告者がいるとか転入者の方々が対象になります。その方々で送ったのが338件、これ世帯数です。この338件から申請のあった方々が66件になります。申請書の比率として、発送に占める実績が19.53%となります。

これとは別に家計急変の世帯がありますので、こちらが実績で17件ありました。なので、発送件数2,694件、合計に対して実績が2,113件となります。先ほど87%とお答えしたのが、すみません、確認書の86.16%のことを言いたかったんですが、ちょっとパーセンテージが間違っ

ておりましたので、訂正させていただきます。

続きまして、今回補正に上げさせていただいている扶助費の部分ですね。6目19節扶助費のところで言う予定なんですけど、こちらが前回の価格高騰の2,113件を基礎に、今計算で補正として上げさせていただいております。こちらの部分として90%以上いくように対応したいと考えておまして、今回12節の委託料のほう給付金支援支給業務委託749万2,000円計上させていただいております。こちらでコールセンターのほうを設置したいと考えております。コールセンターのほうから、また特に確認書の方々ですね。確認書というのは非課税世帯、対象になっている確実に給付ができる世帯になりますので、この世帯の人たちにアプローチをしやすいように、コールセンターの設置とまた小まめな呼びかけですね。

特に前回もあったんですが、申請は上がってきているんですけども、書類が不足して何度こちらから通知しても返ってこないという件数がありました。最終的には、基本的にもう申請確認が取れなかった世帯は、給付ができないという規定になっていましたので、それでできなかった世帯もあったんですけども、基本的にそれが多くは申請書なんですけれども、確認書については添付書類がつけば給付ができますので、ほぼ100%近い形で対応はしているんですけども、申請書の方々がなかなか確認が取れないケースというのもありましたので、そういった形でコールセンターで小まめに対応していきたいと考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、大湾課長、まず伊集自治会への防災事業費というのはこれ県でしたっけ、県のほうから決定づけされているというふうに理解していいわけですね。分かりました。

コミュニティのほうも理解できましたので、

いいです。

福祉課長、今回行政報告にもありましたように、事業所というふうにも何か目的の中に書かれていますよね。生活者や事業所というのも今回回たわれているんですけれども、ということは事業所も価格を変動とか、そういったものが対象になるのかなというふうにこの行政報告書の要綱から見たらですね、というふうに理解したんですけれども、それで今言うようにコールセンターも設けてできる限りの給付を行っていく取組ということはいいいんですけれど、さっき言ったようにやはり事業所及び生活者、その中で今申請をもしくはそういった広報がうまく行き届かない、そういったのがないようにですね、できるだけ事業所並びに生活困窮者、それから家庭急変のもしかしたら子育て世帯もあるかもしれないし、その辺をくまなくですね、網羅して周知して、1世帯でも多くの人に給付金事業を行き届くように頑張ってもらいたいということで、ちょっとピックアップしたんですけれども、できるだけ満額に近いような捻出ができるように、コールセンターを活用してやってほしいと。

事業所というのがちょっと気になってですね、その辺少しお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません。行政報告の目的にある部分につきましては、臨時創生交付金の大枠の形で低所得者、事業者という形になっております。そのうちの低所得者対策の部分での事業化という形になりますので、本給付金において事業者は対象にはなりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 理解できました。

事業所であれば、商工会とかそういった絡みも出てくるかと思っていたんですけれども、村民世帯であれば、なおさら馬力を上げて給付のほうに頑張ってもらいたいと思いますので、以上で

す。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、一般会計補正予算について質問いたします。

まず、最初の15ページの工事請負費の説明をお願いします。擁壁を残すと聞いていますけれども、どのような解体なのか。予算的にちゃんと収まってくるのかだけ。

それと、18ページの予防費ですね。委託料についてちょっと新型コロナワクチンの事業ですね。少し説明をお願いします。

24ページ、2目の12節委託料の説明。

それと、先ほど大城議員からありましたけれども、28ページの公園費、もう一度説明、14節の工事請負費ですね。場所の説明。当初計画になかったはずなんですけれども、この場所ですね。ぜひもう一度お願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

15ページ、2目の14節工事請負費の説明ですね。こちら当初予算のほうでは令和4年度10月の単価で計算をしてあったんですけれども、今回4月にまた単価改正がありましたので、それによる再計算に伴う計上となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 18ページの予防費の12委託料につきまして715万6,000円の委託料を計上させていただいておりますが、こちらコロナワクチン接種事業のコールセンターの委託料となっております。当初の予算では、当初予算を組む12月頃は令和5年度、コロナワクチン接種事業が継続するかしないかというのがはっきりしない時期でありましたので、6月までの費用を当初予算で計上させていただいたので、今回6月補正では7月から9月分のコールセンターの委託料の計上となっております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 県教育委員会研究指定校委託料10万9,000円についてお答えいたします。

この委託料につきましては、中城小学校で全ての子が生き生きと活動し、運動を親しめる児童育成を研究テーマとして取り組むため、県より令和5年度から2年間委託を受けることが決定しました。現在中城小学校においては、体育科指導のコーディネーターを配置されており、その方が研究を行うための経費として、中城小学校のほうへ委託として支払いをいたします。その経費となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

28ページの公園施設の工事費の項目ですが、場所に関しまして再度お答えいたします。

体育館の駐車場の奥側、健康遊具とかを置いている場所なんですけど、そちらにトイレもございしますが、そちらの芝生広場のほうに設置を予定しております。

それと、ちょっと先ほど言葉足らずで申し訳ないんですが、この基本計画ですね。吉の浦公園の機能強化整備基本計画自体には、新規遊具の整備に関しては載っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、もう一度だけ、今の生涯学習課、これ大人広場のゲートボール場を潰してやるということですか。今バスケットコートがあるところの裏、ゲートボール場を潰すかどうかだけ、そこだけちょっと後で。

24ページの説明をもう一度求めます。

この体育指導ですけれども、2年間、今、中城小学校これからまた工事が入ると思うんですけれども、今年どういう体育の研究をやるのかどうか、体育館でできるものなのかどうなのか、

ここの説明だけ。

それと、15ページの工事請負費ですね、14節の。これ入札はこれからですよ。何社ぐらいの予定しているのかどうか。村内業者に固定するかどうかだけ、ちょっとそこだけ教えてください。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

工事のほう、解体工事の入札は今後補正可決後、速やかに事務を執行しまして、早くても7月には行いたいと思っております。その入札後に臨時議会を行いまして、本契約のほうにつなげていきたいと考えております。ちょっとすみません、休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時08分）

~~~~~

再 開（11時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

○福祉課長 照屋 淳 業者選定につきましては、今からですので、今お答えはできません。以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時09分）

~~~~~

再 開（11時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回の指定校委託料の事業内容につきましては、基本的には今回、中城小学校において体育の授業を行う際にですね、この体育のコーディネーターと担任お二人で授業をすることによって、学校全体で体育の授業を改善する意識を高めることや授業の充実を図ること、そういったことで児童の体力向上につながっていくことの研究を行い、その研究を行ったことについてま

た報告を行っていく、このための事業として委託を県より受けております。事業内容としては以上となっております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 すみません、場所の説明がすごく紛らわしくて申し訳ないです。設置予定場所は、テニスコートのある側の広場になっています。芝生広場、プール跡でもないです。体育館の駐車場の一番奥のテニスコートの側の広場、芝生広場になっています。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第30号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時13分)

~~~~~

再 開 (11時23分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第8 議案第31号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第31号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第31号

令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和5年度中城村下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度中城村下水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業収益	243,423 千円	1,028 千円	244,451 千円
第1項	営業収益	62,840 千円	0 千円	62,840 千円

第2項	営業外収益	180,582 千円	1,028 千円	181,610 千円
第3項	特別利益	1 千円	0 千円	1 千円

支 出

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業費用	234,462 千円	1,028 千円	235,490 千円
第1項	営業費用	205,272 千円	1,028 千円	206,300 千円
第2項	営業外費用	27,262 千円	0 千円	27,262 千円
第3項	特別損失	1,428 千円	0 千円	1,428 千円
第4項	予備費	500 千円	0 千円	500 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	467,920 千円	402 千円	468,322 千円
第1項	企業債	173,500 千円	0 千円	173,500 千円
第2項	補助金	200,350 千円	0 千円	200,350 千円
第3項	他会計補助金	11,070 千円	402 千円	11,472 千円
第4項	出資金	83,000 千円	0 千円	83,000 千円

支 出

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	498,155 千円	402 千円	498,557 千円
第1項	建設改良費	383,480 千円	402 千円	383,882 千円
第2項	企業債償還金	114,175 千円	0 千円	114,175 千円
第4項	予備費	500 千円	0 千円	500 千円

令和5年6月9日 提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御

異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第31号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第32号 財産の取得について御提案申し上げます。

議案第32号

財産の取得について

中城村振興対策推進事業（民間事業者の活力を活かした新たなまちづくり促進事業）用地として、下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 所在地 | 中城村字当間603番地（他20筆） |
| 2. 面積 | 27,324.06平方メートル |
| 3. 取得予定価格 | 685,222,118円 |
| 4. 契約の相手方 | 別紙のとおり |

令和5年6月9日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村振興対策推進事業（民間事業者の活力を活かした新たなまちづくり促進事業）用地に供する土地を取得することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
安里清市議員。

○6番 安里清市議員 それでは、1点だけ質疑をいたします。

中城村振興対策推進事業についてですね、概要を少しお聞きしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、御質疑にお答えいたします。

中城村振興対策推進事業につきましては一括交付金事業となっております。今回この事業につきましては、現中城中学校敷地、あと役場旧庁舎のほうにつきましては、商業施設を誘致するために、中学校の代替地として現在の予定地を購入する事業を一括交付金事業で取り組んでいるところであります。以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 民間事業者の活力を生かした新たなまちづくり推進事業というふうになっていますけれども、これについては役場全体としてその事業を策定したというんでしょうか、計画をちゃんとつくられたのか、お伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時31分）

~~~~~

再 開（11時33分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

中城村振興対策推進事業（民間事業活力を生かした新たなまちづくり促進事業）と申しますのは、現在進めております中学校を移転した上

で、その役場と中学校跡地に商業施設を誘致することによって、村の活性化が図られる必要な事業でありますよというところで、まず中学校を移転させる事業、移転させるためには、その土地の購入に関わる事業ももろもろございます。その後の商業施設を誘致する事業など、いろいろな細かい事業がございまして、この名称が今申し上げたような中学校を移転して、中学校移転後には商業施設を誘致するというような全ての事業を網羅している事業名として、一括交付金上の名称となっております。

3年前商業施設誘致の基本構想、これはコロナ交付金で事業執行しておりますけれども、そこにおいて今申し上げたような関連事業を推進していく計画でございます。その策定については、議員の皆様にもお配りしてあるので、御確認をお願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お話ししているのは、そういった事業の用地として今回の議決を議会に求めてきているというわけですね。これはこの一覧表で見ると、中学校の用地の確保のためのものだというふうに認識するんですが、こういった事業の名前を頭にかぶせてしまうと、例えば今後役場用地の2事業を何かやるとかいうふうな場合についても、それはまたそれで議会の議決が必要になると思うんですが、全部そういうふうな名前でも今後推し進めていってしまうようなおそれがあるのではないかというふうなことで今危惧しながら御説明をお願いしたようなところですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

おっしゃるとおり、この議案書の名称につき

まして、おっしゃるような具体的事業名のほうが分かりやすいんじゃないかという御意見だと思います。

今私が説明した細かいいろいろな事業がございまして、例えば土地を購入する場合には用地測量を入れたり、不動産鑑定をしたりともろもろの事業を経て、購入、契約に至っていますけれども、一括交付金で行うためにタイトルがないと、事業が進められないというところもございます。各事業におきましては各委員会でもご説明していますし、予算でもそのような名称での事業として展開しております。中学校用地購入ではあるんですが、商業施設を有するために中学校を移転させなきゃいけないというところが基本的なところの事業の総称として必要なものですから、こういった名称としておりますので、その辺はすみません、御理解いただきたいと思います。

**○議長 伊佐則勝** ほかに質疑ありませんか。  
大城常良議員。

**○9番 大城常良議員** それでは、議案第32号について質疑をいたします。

2枚目のほうですね。別紙ということであるんですけども、これが21まであって、これ今水面下で恐らく売買契約は地権者の方々と進められているだろうと思うんですけども、これは恐らく説明を行って、今やられているというふうに思うんですけども、これの進捗状況ですね、それがどれぐらい進んでいるのか、それをちょっとお聞かせください。

あと、3枚目のほうに中学校移転予定地という写真があるんですけども、これの22枚目のナンバー21ですね。これがちょっと突出しているんですけども、そのほうはどうしても必要なのかどうか、それのお答えをいただきたいというふうに思っています。その2点お願いします。

**○議長 伊佐則勝** まちづくり推進課長 金城

勉。

**○まちづくり推進課長 金城 勉** 用地購入事業をまちづくり推進課が担っておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今御提示している別紙一覧にございます全ての地権者と契約は全て済みしました。この議会承認をもって本契約としたいと考えております。しかし、現在開発行為の途中でございまして、同時に農地転用の申請をするんですが、開発行為の許可が下りないと農地転用できないというところで、村の5条申請のめどが立つのが10月から11月という予定で、契約締結はしているんですが、実際の登記の移転が10月、11月を予定しております。

また安里中央線に接した出っ張っている部分が必要かということですが、開発行為の道路要件というのがございまして、どうしても安里中央線に面していないと開発行為ができないというところで、その出っ張った部分まで購入させていただいております。これは開発には必要不可欠というところで出っ張っておりますけれども、購入させていただいております。

**○議長 伊佐則勝** 大城常良議員。

**○9番 大城常良議員** 地権者とはほぼ済んでいるということで安心はしているんですけども、例えばこれがまた売買契約をするに当たって、ちょっと売るのはやめて貸したいなというようなものが発生しないのかどうか、それもう確実に全て売買契約が進んでいると、仮契約等を結んでいるということで考えていいのかどうかですね。

それともう1点、最後でこれ安里中央線に沿わないとできないということなんですけれども、それだけの部分でいいのかですね。その横にもまた安里中央線に面した土地があるんですけども、そこら辺の売買はやらなくてもここだけで十分だということであるのかどうかですね、

この2点をお願いします。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

地権者にとりましては、代々引き継がれた大切な財産でございますので、丁寧な御説明をして交渉してまいりました。議員がおっしゃるような借地を希望されている方もおりましたけれども、今後村を担う子供たちの教育環境の充実というところで、皆さん御理解いただいて、契約まで締結させていただいておりますので、今後借地へ変更とかということは大丈夫だと思います。

出っ張っている土地の両サイドは必要ないかというお話でしたけれども、当初この出っ張り部分については計画をしていなかったんですが、どうしても開発行為が必要と、道路要件に足りていないというところで追加させていただいておりますので、出っ張っているところは進入路として確保しておりますので、両サイドは、今は必要ないと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やはり中学校移転をしっかりやらないといけないということですので、順調に推移して、できるだけ早く中学校の移転も完成できるように、ぜひひとつまちづくり推進課もそして生涯学習課あるいは関連するどこだっけ、そうそう教育総務課ですね。ぜひひとつ三位一体で頑張っていたきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございませんか。  
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第32号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第32号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について村長の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

#### 諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 中城村字新垣  
氏 名 喜 舍 場 淑 子  
生年月日 昭和30年生

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

人権擁護委員 久志栄徳氏が、令和5年6月30日をもって任期満了となるため、その後任として喜舎場淑子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時45分）

~~~~~

再 開（11時46分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第3号については適任の意見をつけて答申したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任との意見を付して答申することに決定しました。

日程第11 承認第1号 専決処分の承認について（中城村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第1号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が、令和 5 年 3 月 31 日付けで公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を早急に行う必要が生じ、緊急を要したため議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、議会の承認を必要とする。

中城村専決第 1 号

専 決 処 分 書

中城村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

中城村長 浜 田 京 介

中城村税条例等の一部を改正する条例

中城村税条例（昭和47年中城村条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の 9 （略） 2 前項の規定により控除されるべき額で__同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の 9 の 3 から第48条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは_____当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。 3 （略）	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第34条の 9 （略） 2 前項の規定により控除されるべき額で、__同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の 9 の 3 から第48条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____ _____当該納税義務者の同項の _____ 申告書に係る年 _____ 度 _____ 分の個人の県民税 _____ _____若しくは村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。_____ _____ 3 （略）

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書等)

第36条の3の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書等)

第36条の3の2 (略)

2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で村内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

3 前2項 の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、

施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の村民税の徴収の方法等）

第38条 個人の村民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 （略）

3 森林環境税は、当該個人の村民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の村民税の納税通知書）

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を

施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の村民税の徴収の方法）

第38条 個人の村民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 （略）

（個人の村民税の納税通知書）

第41条 個人の村民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の村民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の村民税の特別徴収）

第44条 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を

受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支

受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)・(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、村長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支

払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申し出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると村長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により 個人の村民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日に属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があつた場合及び当該納税義務者が 翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなつた場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手

払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申し出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると村長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の村民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日に属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者 からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者 に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手

当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式による納入書により 納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、既に 特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納付金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る 個人の村民税の

当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の村民税の納税者について、すでに特別徴収義務者から村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る 所得に係る個人の村民税の

特別徴収)

第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法により____徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により____徴収する。

特別徴収)

第47条の2 個人の村民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には____、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額____

____の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとする。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

_____ 当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する

_____。

(法人の村民税の申告納付)

第48条 村民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、

第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 （略）

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 （略）

（法人の村民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には____、その不足税額に法第

第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく村長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式____による納付書により納付しなければならない。

2～4 （略）

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式____による納付書により納付しなければならない。

6～16 （略）

（法人の村民税に係る不足税額の納付の手続）

第50条 法人の村民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第

321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 （略）

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格

321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 （略）

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの

を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格

出力が0.25キロワットを超えるもの 年額
3,700円

(2)・(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納

出力が0.25キロワットを超えるもの 年額
3,700円

(2)・(3) (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を村長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納

付書によつて納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 （略）

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（読替規定）

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める

付書によつて納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 （略）

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る村民税の所得割の額を免除する。

2・3 （略）

（読替規定）

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める

割合)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第25項第1号二に規定する設備
について同号に規定する条例で定める割合は3
分の2とする。

13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備
について同号に規定する条例で定める割合は2

割合)

第6条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号二に規定する設備
について同号に規定する条例で定める割合は3
分の2とする。

13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備
について同号に規定する市町村の条例で定める
割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備
について同号に規定する条例で定める割合は2

分の1とする。

17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を

分の1とする。

17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

20 (略)

21 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2～10 (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を

記載した申告書に施行規則附則第 7 条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税) (削除)

第11条の 2 (削除)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の 2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の 6 (略)

2 (略)

3 (削除)

記載した申告書に施行規則附則第 7 条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の 2 法第451条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間（附則第11条の 6 第 3 項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の 2 の 2 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の 6 (略)

2 (略)

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 (削除)

限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2条に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

4 (削除)

第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1項及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 (削除)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 (削除)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上

の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第12条の2 村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上

の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 （略）

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい

の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 （略）

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例）

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい

う。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。_____

_____)第5条第4項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄付金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

う。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する村民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例)

第17条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する

指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄付金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の中城村税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則

第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和5年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき中城村税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4項に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引）（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の中城村税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上でございます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ちょっと説明を求め

ます。3ページの森林環境税について追加がありますけれども、ちょっと説明をお願いできますか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えいたします。

森林環境税についてということです。森林環境税はパリ協定の枠組みの下で、日本における温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税を創設することとされ、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林環境税施行令等の関係法令が整備され、その施行に伴って、住民税のほうでまた徴収する形になりましたので、その改正となっております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（11時56分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

質疑、大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、承認第1号について質疑をいたします。

今回1ページから27ページまでの条例の一部変更と改正ということであるんですけれども、やはり清市議員から言われた専決処分、そういうものは我々議会にとっては非常に重いものでありまして、本当であればしっかり審議して、そして条例を通していくというのが流れであって、時間のいとまがないというようなことでさっと済まされた場合には、議会は何しているんだというような方々も村民の中にいるものですから、そういうところしっかり時間がなくても、しっかり時間をつくっていくと。これ今回金額がなくてということなんですけれども、そういう部分も含めて議会の立場、行政の立場、それは分かりますけれども、しっかり議会の立場に

立って、専決処分の場合はやっていただきたいと。

今回さっきのとおり1ページから27ページまで、これ私半分ぐらい読んだんですけれども、いろいろと小さい事柄からということであるんですけれども、その中でしっかりと補足説明が必要だなというところを感じているものですから、そういう場面は今後どうしてもどうしても専決処分しないといけないという状況になった場合には、補足説明をしっかりとつけていただきたいというふうに思うんで、その点どうですか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えいたします。

今補足説明について御指摘いただいたところではありますが、今御指摘を受けて、今後はこういう資料等、概要とかを作成した上で、より分かりやすい説明をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 議会対応ということで、これもひとつの皆さんの業務の一環ですので、しっかりと対応してってください。これ承認2号にもつながりますので、その点もぜひひとつ頭の中に入れてやってってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第1号 専決処分の承認につ

いては承認することに決定しました。

日程第12 承認第2号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 承認第2号 専決処分の承認について御提案申し上げます。

#### 承認第2号

##### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

##### 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したので議会の承認を必要とする。

#### 中城村専決第2号

##### 専 決 処 分 書

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

中城村長 浜 田 京 介

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>220,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>220,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合は<u>220,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>290,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合は<u>200,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）</p> |

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,350円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 2,575円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,000円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(2) 特定世帯 1,550円

(3) 特定継続世帯 775円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,350円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 2,575円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,000円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(2) 特定世帯 1,550円

(3) 特定継続世帯 775円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を

加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,740円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(2) 特定世帯 2,060円

(3) 特定継続世帯 1,030円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,200円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

(2) 特定世帯 620円

(3) 特定継続世帯 310円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

2 (略)

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合に

加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,740円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(2) 特定世帯 2,060円

(3) 特定継続世帯 1,030円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,200円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

(2) 特定世帯 620円

(3) 特定継続世帯 310円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

2 (略)

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合に

における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条\_\_\_\_\_の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条\_\_\_\_\_の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条

における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条

第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の

第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の

金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中

金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10 (略)

11 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条\_\_\_\_\_の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

10 (略)

11 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、承認第2号について質疑をいたします。

改正前、改正後にですね、これは第2条の3のほうなんですけれども、これが20万円から22万円へ課税額が変わっているということなんで

すけれども、その次のページ、3ページのほうもこれが（3）のほう、52万円から改正後は53万5,000円に変更になっているんですけれども、その説明を求めたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。  
○健康保険課長 島袋かおり 御説明いたします。

今回の条例改正は2点ありまして、1つ目が国民健康保険税のうち後期高齢者支援賦課限度額について現行の20万円から22万円に変更になっております。

2つ目が低額所得者のための軽減ですね。5割軽減の世帯の判定基準額が現行の28万5,000円から29万円に変更になっております。同じく2割軽減のほう、52万円から53万5,000円に引き上げる改正となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ということは、これは高齢者あるいは限度額の2割、5割の受け取る方々にとっては利益があるのか、それとも税金が高くなるのか、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。  
○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

20万円から22万円に引上げになります。上限になりますので、高額所得者の方は負担が少し増えます。中低所得者の方は軽減額の枠が広がるので、負担が軽減されると考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ先ほども言ったんですけれども、しっかり補足説明ですね、そのほうはやっていってください。これぜひお願い

したいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。  
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。  
お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第2号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。  
したがって、承認第2号 専決処分の承認については承認することに決定しました。

日程第13 同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて御提案申し上げます。

#### 同意第3号

固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 中城村字南上原  
氏 名 比 嘉 聡  
生年月日 昭和49年生

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和5年4月1日付け人事異動に伴う固定資産評価員の後任者を選任するにあたり、議会の同意を得る必要があるため。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。関係者の税務課長の退席を求めます。

（税務課長退席）

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（12時06分）

~~~~~

再 開（12時07分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第3号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定されました。

休憩します。

休 憩（12時08分）

~~~~~

再 開（12時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ただいま議題となっております同意第3号 固定資産評価員の選任につき議会の同意を求め

ることについては同意されましたので、お伝え  
します。

日程第14 報告第2号 令和4年度中城村一  
般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを  
議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第2号 令和4年度中  
城村繰越明許費繰越計算書の報告について御報  
告申し上げます。

報告第2号

令和4年度中城村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度中城村一般  
会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

令和4年度 中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：千円）

| 款            | 項           | 事業名                                    | 金額         | 翌年度<br>繰越額 | 左 の 財 源 内 訳      |               |            |            |           |
|--------------|-------------|----------------------------------------|------------|------------|------------------|---------------|------------|------------|-----------|
|              |             |                                        |            |            | 既収入<br>特定<br>財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 |            |            | 一般財源      |
|              |             |                                        |            |            |                  | 国県支出金         | 地方債        | その他        |           |
| 3 民生費        | 1 社会福祉<br>費 | 中城村平和の礎移<br>設事業                        | 24,453,000 | 16,454,000 | 0                | 7,716,000     | 0          | 0          | 8,738,000 |
|              | 2 児童福祉<br>費 | 子ども第三の居場<br>所開設事業                      | 73,889,000 | 45,212,000 | 0                | 0             | 15,100,000 | 25,000,000 | 5,112,000 |
| 4 衛生費        | 1 保健衛生<br>費 | 中城村出産・子育<br>て応援事業                      | 19,411,000 | 0          | 0                | 0             | 0          | 0          | 0         |
| 6 農林水産<br>業費 | 1 農業費       | 農業委員会サポー<br>トシステム地図・<br>台帳データ最新化<br>事業 | 1,804,000  | 1,804,000  | 0                | 0             | 0          | 0          | 1,804,000 |
|              |             | 肥料価格高騰緊急<br>支援事業                       | 1,870,000  | 1,818,000  | 0                | 0             | 0          | 0          | 1,818,000 |
|              |             | 農地耕作条件改善<br>事業                         | 31,958,000 | 21,798,000 | 0                | 18,799,000    | 0          | 0          | 2,999,000 |
| 8 土木費        | 2 道路橋梁<br>費 | 橋梁修繕事業                                 | 62,900,000 | 30,309,000 | 0                | 24,247,200    | 5,400,000  | 0          | 661,800   |
|              |             | 舗装構成改良事業                               | 76,802,000 | 27,266,000 | 0                | 21,811,920    | 4,900,000  | 0          | 554,080   |
|              |             | 交通安全対策事業                               | 8,695,000  | 8,695,000  | 0                | 6,956,000     | 0          | 0          | 1,739,000 |

|         |           |                       |               |             |   |             |             |            |             |
|---------|-----------|-----------------------|---------------|-------------|---|-------------|-------------|------------|-------------|
|         |           | 奥間南上原線整備事業            | 11,046,000    | 365,000     | 0 | 292,000     | 0           | 0          | 73,000      |
| 10 教育費  | 2 小学校費    | 中城南小学校高圧引込ケーブル取替布設事業  | 4,400,000     | 4,400,000   | 0 | 0           | 0           | 0          | 4,400,000   |
|         | 3 中学校費    | 開発許可申請に関する図面及び申請書作成業務 | 30,470,000    | 30,470,000  | 0 | 0           | 0           | 0          | 30,470,000  |
|         |           | 中城中学校移転整備事業           | 799,777,000   | 762,303,000 | 0 | 439,163,000 | 269,100,000 | 0          | 54,040,000  |
|         | 5 社会教育費   | 中城ハンタ道整備事業            | 15,826,000    | 10,744,000  | 0 | 8,595,000   | 0           | 0          | 2,149,000   |
| 13 諸支出金 | 1 普通財産取得費 | 賃貸借付き家屋買上事業           | 4,390,000     | 4,390,000   | 0 | 0           | 0           | 0          | 4,390,000   |
| 合 計     |           |                       | 1,167,691,000 | 966,028,000 | 0 | 527,580,120 | 294,500,000 | 25,000,000 | 118,947,880 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 報告第3号 令和4年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第3号 令和4年度中  
城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について御報告申し上げます。

## 報告第3号

令和4年度中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

## 令和4年度 中城村土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳  |         |    |     | 一般財源 |
|---|---|-----|----|--------|---------|---------|----|-----|------|
|   |   |     |    |        | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 |    |     |      |
|   |   |     |    |        |         | 国庫      | 起債 | その他 |      |

|                   |                      |                 |            |            |            |   |   |   |   |
|-------------------|----------------------|-----------------|------------|------------|------------|---|---|---|---|
| 1                 | 1                    |                 | 円          | 円          | 円          | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 土地区画<br>整理事業<br>費 | 南上原土<br>地区画整<br>理事業費 | 南上原土地区画整<br>理事業 | 58,740,000 | 58,740,000 | 58,740,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計               |                      |                 | 58,740,000 | 58,740,000 | 58,740,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 報告第4号 「子ども第三の居場所」新築工事における改定契約の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第4号 「子ども第三の居場所」新築工事における改定契約の報告について御報告申し上げます。

#### 報告第4号

##### 「子ども第三の居場所」新築工事における改定契約の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、「子どもの第三の居場所」新築工事における改定契約を別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

中城村長 浜 田 京 介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（12時13分）

# 令和5年第3回中城村議会定例会（第4日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年6月9日（金）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和5年6月12日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和5年6月12日（午後3時07分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 欠 席     |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        | 11 番            | 仲 松 正 敏             |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 10 番            | 比 嘉 麻 乃             | 12 番                 | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

議 事 日 程 第 2 号

日 程

件

名

第 1

一般質問

議 事 日 程 第 2 号 の 追 加

日 程

件

名

第 1

会議録署名議員の指名について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、改めましておはようございます。議席番号10番、比嘉麻乃です。

今議会から4月に昇任されました課長の皆さん、そして主幹、誠におめでとうございます。立場は違っても思いは一つということで、住みよい中城、住み続けたい中城をつくるために一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

大枠1、バス通学費の支援について。

現在、沖縄県では支援対象となる世帯へバス通学費支援事業を実施しているが、本村のスクールバスや護佐丸バスを利用している児童生徒へ、県と同様な支援を実施する考えはあるか伺います。

大枠2、「中城村平和の日」制定について。

今年で戦後78年を迎えます。沖縄県は国内唯一の地上戦となり、多くの尊い命が奪われてしまいました。戦後は本村の伊集、和宇慶、南浜、久場が軍用地となりましたが、久場崎では国内外からの戦後引揚者上陸の地となり、戦後の平和と復興の出発地でもあります。

この地が、ふるさと沖縄に帰ってきた人々が平和と復興を願い第一歩を踏んだ大切な場所であることと、平和の架け橋として発信することを願い、最初の引揚者が上陸した8月17日を「中城村平和の日」として制定する考えはあるか。

大枠3、粗大ごみの再利用推進について。

本村が収集している粗大ごみの中には、まだまだ使用できるものがあると考えられます。ごみの処分量や費用の削減、さらには環境保全のために、再利用の促進に取り組む必要があると考え、以下のことを伺います。

①令和4年度の粗大ごみの搬入量と処理費用を伺います。

②ごみ減量化を図るための取組について伺います。

③ごみの再利用を促進するため、事業者と連携しごみの減量化に取り組む考えはあるか伺います。

大枠4、ふるさと納税について。

2008年4月の地方税法の改正によって、ふるさと納税制度が開始されました。本村も多くの皆様から寄附を頂き、新たな財源が生まれ、住民サービスに活用しています。今後さらなる寄附金の増額を期待して、以下のことを伺います。

①令和4年度のふるさと納税寄附額を伺います。

②ふるさと納税寄附金増額の取組について伺います。

③現地で寄附を行い、その場で返礼品を使う現地決算型ふるさと納税を導入する考えはあるか。

④寄附金の使い道で、寄附を募るガバメントクラウドファンディングを導入する考えはあるか、伺います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては教育委員会、大枠2番は企画課、大枠3番は住民生活課、大枠4番も企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのふるさと納税について、少しばかり所感を述べさせていただきたいと思います。

議員も御承知のとおり、本村におきましてはこのふるさと納税、近年におきましては順調に右肩上がり推移してきたのではありませんけれども、ここ一、二年、やはりどうしても諸般の事情、御承知のとおり事情でいろいろ足踏み状態は否めないと思っております。

ただ、これからもこの返礼品の充実を図りながら、そして議員がおっしゃるガバメントクラウドファンディングや現地決算型ふるさと納税、一つのアイデアだと思いますので、それもしくは検討させていただきながら、今後以前のような順調な推移で、右肩上がりで行けるような結果が生まれればよいと思っておりますので、金額的な部分だとか詳細につきましては、また担当のほうで答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大卒1の通学バス、児童生徒のスクールバス費の支援についてですが、教育委員会としては、現在のところ支援を実施する計画はございません。詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大卒1についてお答えいたします。

沖縄県バス通学費等支援事業の支援対象者につきましては、私立の中学生や県内の高校生で非課税世帯、母子父子世帯などが対象となっております。本村では、要保護・準要保護児童生徒就学援助事業において、通学用品費の支援は行っておりますが、通学費の支援は現在、対象費目としておりません。

通学費の支援につきましては、中城村就学支援規則第3条の就学援助の対象費目に通学費を追加することにより、実施することは可能でありますので、財源などを含め調査を行い、実施できるか検討したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、比嘉麻乃議員の大卒2及び大卒4についてお答えします。

まず、大卒2の件については、現時点で制定の考えについてはお答えはできませんが、悲惨な地上戦が行われた沖縄戦の終戦から78年目を迎え、戦争を知る世代が減っていく中、戦争体験と教訓の風化が懸念されており、本村においては長崎への派遣事業などを通して、次世代への戦争の実相を継承していく取組の継続が重要だと認識しております。

議員提案の平和の日の制定も、平和を発信する取組としてよいものであると考えます。議員からの提言は貴重な御意見として賜り、検討等行っていきたいと考えます。

大卒4について、まず①のふるさと納税寄附額については、2億2,796万2,000円となっております。

②の取組については、全国どこからでもスマートフォンなどインターネットを利用した寄附が行える制度となっております。これまでも、さとふるや楽天、ふるなびといったサイトを増やす取組を行い、また本村の世界遺産中城城跡や各種返礼品のPRを図っております。

返礼品もまた重要であり、村産品でなければいけないものでありますが、昨年度12月には、琉球大学と連携して浜漁港内で養殖をしているミーバイを活用した、琉大ミーバイ関連商品が開発され、返礼品とするメディア向けのプレスリリースを実施するとともに、去る3月15日には、中城村農産加工新商品開発チャレンジ支援事業により開発した新商品完成発表会が開催されております。

開発された8商品のうち7商品が新しくふるさと納税の返礼品として出品する予定で、現在調整を行っております。

また、全国版ふるさと納税冊子への広告掲載、サイト内においても検索条件広告などを現在取り入れているところであります。

また、職員からも新たにSNSによる情報発信も有効ではないかと提案もあり、今後取り組めるか検討していきたいと考えております。

③現地決算型ふるさと納税については、現時点で導入に向けた具体的な取組の実施はありませんが、県内他自治体においてゴルフ場における現地決算型ふるさと納税を導入しているところもあり、本村でも登又に位置するゴルフ場での制度導入について、実施の可能性を検討中です。

④ガバメントクラウドファンディングについても、現時点で具体的な取組はありませんが、昨年10月より返礼品価格の高騰の影響により寄附額が減少している状況でもあります。そのため、先ほどの現地型なども含め、今後他自治体の事例を収集しながら、本村でも制度の運用のできる方法がないか調査していきたいと考えております。議員からの提言は貴重な御意見として賜りたいと考えています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠3の①からお答えいたします。

令和4年度の粗大ごみの搬入量は、27万3,480キロ、約、トン数にしますと273トン余りです。搬入量を負担金額で換算しますと、青葉苑での処理費用は約848万円になっております。

それから、②についてお答えいたします。

広報紙などにおきまして、村民の皆様へごみの分別徹底や3Rを推進することの意義について、普及啓発を実施しております。また、生ごみ処理機の貸出しや生ごみ処理容器購入補助金などを活用していただき、ごみ減量化に取り組んでおります。

③についてお答えいたします。

近年、インターネット上で不用品のやり取りができるサービスが増えており、そのようなリユース事業者と自治体が連携する事例も広がっ

てきています。粗大ごみのような大型ごみは、リユースすることにより廃棄物の発生が抑制され、破碎、焼却、最終処分量等の削減ができると考えます。

粗大ごみもリユースすることで、処理費用圧縮による財政効果の観点からも不可欠と考えておりますので、民間との連携で、少しでも減量化につなげられるよう、本村も先進地を参考に検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、順を追って再質問をしていきます。

まず、大枠1のバスの通学費の支援についてなんですけれども、現在は本村のほうでは就学援助事業のほうに通学用品の支援は行っているということなんです、通学費は対象にしていないということで、これを追加することによって実施できる可能性があるということなので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

また、県は先ほども課長からありましたように、県は意欲ある生徒が安心して教育を受けられるよう、令和2年10月からバスの通学費を無料化しております。県のバス通学支援事業の対象はさっきも答弁にありましたように、県立の高校ですとか県立中学校、国立高等専門学校、私立高校、私立中学校に通う就学のための給付金受給世帯ですとか、あと所得非課税世帯、ひとり親家庭等医療費助成受給世帯とか、そして、離職等の家計急変世帯などのいずれかの1つが入っていれば、該当するということなんですけれども、現在はこの低所得者の63.3%の生徒がこのバス事業の支援を受けているということなんですけれども、村内の児童生徒の中にも経済的負担の軽減を図るため同様な支援をしなければならぬのではないかなと思っております。

先ほど課長がお話したのが、路線バスの話だと思うんですが、私が質問しているのはスク

ールバスとか護佐丸バスに乗っている、県では対象にならないのを村ができないかという質問ではあるんですけども、その中でも、小、中、高の中でもやっぱり高校生は給食がなくなる分、弁当を買わせたりとか、あるいは手作りの弁当をつくったりとか、食費もやっぱりかかってしまうわけなんです。

先日の6月8日に県が発表した沖縄子ども調査、高校生の報告書の中では、新聞にありましたけれども、コロナ禍の影響により困窮世帯が、2019年が20.4%だったのに対しまして、2022年は26.3%と、経済的に厳しい世帯が5.9%も増えているということなんです。

特に、ひとり親世帯は二人親世帯に比べると約2倍の困窮度であるということが、厳しい経済状況であるということがこの報告で分かったのかなというふうに思います。

また、高校への進学選択の中に、この通学費を重視して高校を決めたりする家庭もあるそうなんです。やはり生徒が通いたい高校にも通えていないということも心配ではないかなと思います。

本当でしたら私もスクールバスで通っている小中学生も単費にはなるんですけども、それでやってほしいなというふうに思っておりますけれども、小中高となりましたら財源のほうが大変だなというのは私も分かっております。

ですから、この今回の高校の調査の報告を見て、まずは段階的に護佐丸バスで通っている高校生を対象に支援することはできないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。小中はいいとして、護佐丸バスで通っている高校生を対象に支援をしていただけないかということです。よろしくお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 企画課長 比嘉健治。

**○企画課長 比嘉健治** それでは、お答えします。

先ほど議員のお話ししたとおり、新聞のほう

でもいろいろ高校生の調査の結果を見て、やはり厳しい状況だなというのは感じたんですが、護佐丸バスにおいても、基本的には安価な金額でこの区間は乗れているかなとは思いますが、県のそういった支援を受けている方々の証明なり何なりが確認できれば、護佐丸バスにおいても支援のほうは可能ではないかなとは思っていますが、現実的にそういった生徒が乗っているか、その辺はちょっと情報がありませんので、何か情報があればまた考えていきたいと思います。

以上です。

**○議長 伊佐則勝** 比嘉麻乃議員。

**○10番 比嘉麻乃議員** そうですね。やはり路線バスが通っているところ、例えば国道のほうでしたら北中城高校ですとか、コザ高校の生徒は支援していつていることができるんですけども、やはり護佐丸バスで通っている普天間高校だとか中部商業に通っている子たちは、路線バスがないから護佐丸バスで通っているんだけど、その支援が受けられないというのはやっぱり平等ではないのかなと思います。

せっかく中城村は護佐丸バスの時刻の中に高校生の登下校に合わせたことをやってくれているので、本当に助かると思いますので、ですからあと一步の支援、頑張っている高校生へのエールとして、実際に本当にどのくらいの生徒が乗車しているのかというのも私も中身は分からないので、調査してそういう対象の子がいたら支援をしていただきたいと思いたすけれども、村長、答弁のほうよろしくお願ひします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** お答えいたします。

今のやり取り、聞かせていただきましたけれども、私も今、情報不足でそういうことになっていたのかということで、少しばかりの衝撃を受けましたが、言うならば、議員おっしゃるとおり、子供たちの平等性が保たれていないとい

うことになるような気がします。

ですから、あえて言いますけれども、普天間高校や中部商業、言うならばバス路線のないところの子供たちとバス路線のある子供たちとの平等性を保つという意味では、県の支援があるだとかないだとかというよりも、やはり、もしないのであれば村でしっかりとこれはやっていかなくちゃいけないなという形を思いますけれども、ここで正確な答弁を避けさせていただきますけれども、全て調査の上で、そういうことであれば村は積極的に支援をしていかなくちゃいけないものだろうなどは思っております。

**○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。**

**○10番 比嘉麻乃議員** ぜひよろしく願いいたします。

私もこの自治体が運営している護佐丸バスとか、運営しているバスも、この県に利用対象に入れてもらえるよう私も要望はしていきたいなと思いますけれども、やはり一番早いのが、すぐにでも対象者がいれば支援をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次、大枠2に移ります。

中城村平和の日制定についてなんですけれども、今のところは制定についてはお答えできないということで、でも児童生徒にはしっかりと平和学習をしているということなんですけれども、通告書にもあるように、やはり上陸した場所というのは中城にあるわけなんですよ。本当に特別な場所だと思って、上陸をした人たちが8月17日だということで今回提案させていただいております。

中城には、島にんじんの日ですとか、これも普及させるためとか次世代への継承を目的に12月12日を島にんじんの日ともしておりますし、あと郷土の歴史を学んでもらうために、5月30日をごさまるの日と制定していて、また教育に関する取組を推進するために2月第一土曜日で

したか、教育の日を制定をしております。そういった中城独自の制定の日もつくっております。

そして、本村は教育委員会のほうでは村内の全教員の平和学習をしたりとか、あと、ひめゆり平和祈念資料館のチケットの配布など、これまで平和をととても大切にしている中城村だなというふうに、周りからも言われているんです。ですから、中城だからこそ、この上陸の日の案内板にあるように、戦争の惨禍を忘れず、永遠の世界平和を祈念するためにも、国内外から初めてふるさと沖縄の地に上陸した8月17日を、中城村平和の日として、私は発信していくべきだと思っておりますけれども、それを聞いてもう一度答弁をお願いいたします。

**○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。**

**○企画課長 比嘉健治** それではお答えします。

議員提案の中城平和の日制定というのは、条例の制定になってくるものでありますので、中身の部分についても、やはりすぐに制定できますということではちょっと駄目なのかなと思いながら答弁をしましたが、議員各位の御意見も伺いながら、例えば戦後80年、また節目がありますので、必ずしもそこということではないんですけれども、そういった部分も含めて、内部のほうでは調整、検討していきたいというふうには考えます。

以上です。

**○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。**

**○10番 比嘉麻乃議員** 検討していくということなんですけれども、80周年の記念事業とか、そうではなくて、あと2年ありますので、前向きにちょっと考えてほしいなというふうに思っております。

4月1日はアメリカ軍が沖縄本島に上陸した日で知られていますし、あと6月23日は牛島満司令官と長勇参謀長が亡くなられた日ということで、もちろん4月1日も6月23日も忘れてはならない日だと思うんですけれども、そうした

亡くなったとかそうではなくて、この8月17日というのは前向きに一生懸命また復興していこうという願いを込めての上陸だったと思います。その方たちがいるからこそ今の私たちがいるわけで、やっぱりこの日にもそういう意味があるんだよということを村内外にアピールできると思いますので、ぜひこれは前向きに早めに調整していただきたいなというふうに思っております。

当時、初めてこの久場崎に上陸した日は、当時の知事とか副知事も出迎えに来たぐらいの大切な日だったというふうに本でも私は見ましたので、ぜひ早めの制定をよろしくお願いいたします。

では、大枠3に移ります。

大枠3、粗大ごみの搬入量についてだったんですけれども、約273トンで処理費用が848万円ということなんですけれども、本村は去年の10月からごみの減量化を目的に料金の改定がありましたけれども、その効果というのはもう既に出ているのかどうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まだ細かい実績値が出ていませんので、まだ比較はしていません。今後そういった数字は出せるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 去年の10月のことなので、まだ比較は出ていないのかなと思いますけれども、月々のもしかすると搬入量とか、もし資料があったらよかったなというふうに思ったので、ちょっとお伺いさせていただきました。

粗大ごみに関しましては、この改定前にやっぱり処分量が、値上がりするので改定前に一気にこの処分をする村民が多くて集中したのかなというふうに思います。でも、改定からもう8か月たっていますので、そろそろ粗大ごみもこれからは増えてくるんじゃないかなというふう

に思っております。

そのために、ごみの減量対策を効果的に進めるためには、ごみの減量目標というのを設置し、積極的な排出抑制と再生利用対策を計画的に講ずることが必要だとは思っておりますけれども、この本村のごみの減量目標値を伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 これは平成30年に作成された一般廃棄物基本計画からなんですけど、最終的には2.5%の削減目標を立てております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

清掃事務組合の基本計画の中でも、令和7年度までに、平成26年度、27年度の平均値の2.5ということで、今、課長がおっしゃったように削減を目指していくということなんですけれども、2.5%の削減を目標にするのに対して、再生利用率は現在の20%を維持するとあります。維持するということなんです。私は現状維持ではなくて、この再生利用率は向上させていく目標を持たなければならないんじゃないかなと思います。せっかくごみの削減は2.5%削減していくのに、再生利用は現状の20%のままというのは、これも向上していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

この青葉苑を共同で使用している北中城村は、現状の24%から令和8年度には27%まで向上をさせるという目標を北中城では持っているんですけれども、中城は現状のままではなくて、これはきちんと数字として表すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 おおむね基本計画書は5年に1回見直したほうがいいという指針もありますので、まだ本村はそういった見直しを行っていないくて、平成30年の計画となっております。

今後、そういった見直しの中で、組合と北中城村等の基本計画を参考に、本村も次年度以降になると思いますが、そういった計画を立てていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 平成30年度の計画でしたか、その後出ていませんか、新しく。出ていないですか。はい。じゃ、向上させるようによろしくお願いいたします。

この再生利用の促進をするためにリサイクル事業との連携がやっぱり、先ほど答弁されていたように一つの方法ではないかなと思います。リサイクル業者との連携です。

現在、大阪市ですとか西宮市、あと墨田区が協定を結んでいる事業者の中に、おいくらとかジモティーとかメルカリがあるんですけども、この粗大ごみのところに申込みとかやりますよね。そうすると粗大ごみの申込み方法ということで、ネットにこうやって出てくるんです。これは大阪のものなんですけれども、大阪市は民間事業者と連携してリユースを促進しています。

「大阪市で収集している粗大ごみの中にはまだまだ使用できるものが数多くあります。連携事業者が運営するサービスを利用してリユースできれば、粗大ごみ処理手数料がかからず、最短で当日引取りがされます。ぜひこの機会にリユースを検討してください」ということで、出てくるんですよ、大阪の粗大ごみの申込みをするとき。そのときにこのおいくらとかジモティーとか、これちょっと入らなかったんですけども、ジモティーとかをクリックすると、このサイトに入っていくようになっているんです。

なので、わざわざ600円のシールを貼らなくても、ここでは取りにも来てくれますし、まして売った収入も村民に入ってくるものなので、多分このおいくらでしたら、ネットに入れる導入費は無料で負担ゼロでできるというふうに聞いていますので、ぜひこれを活用していただき

たいなと思います。

その資料がありますので、後でお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、お話ししたように、これらの行政負担なしで本村のホームページへの連携に伴う導入費は発生しないということなので、減量化につなげるために導入の考えはあるかどうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 先ほど議員から紹介がありました「おいくら」とかというリユース事業者なんですけれども、うちの担当者のほうもウェブ会議とかでそういった情報を今収集して検討していこうというふうに考えておりますので、今後、嘉手納町でありますとか、そういった先に導入している自治体から情報を収集して、前向きに検討していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 よろしくお願ひします。

現在、本村では粗大ごみの収集受付は毎月各所で250件とか制限があったりとか、1世帯月に1回以内で、それが5点までと決められておりますけれども、このリサイクルならいつでも受取りに来てくれるというメリットもありますし、村民の処分、先ほどもお話ししましたように、処分料どころか売却金も生まれてきますので、メリットはあると思います。

また、粗大ごみでは収集しないテレビとか冷蔵庫とか洗濯機とかもリサイクルなら取ってくれますので、行政のメリットとしましては費用の負担なしでごみ処分による業務の負担の軽減ですとか、あと費用の削減、そしてまた不法投棄の防止にもなると思いますので、ぜひお願いいたします。

村民や行政の負担軽減だけではなくて、これは環境意識の向上にも、SDGsにもつながっていきますので、また住民、事業者、行政のそ

れぞれが役割と責任を果たしながら、ごみの排出抑制に取り組み、持続可能な環境型社会をつくることを要望して、次の質問に移ります。

では、最後、大卒4のふるさと納税について、再質問を行います。

令和4年度のふるさと納税寄附額が約2億2,000万余りということで、たしか令和3年度は3億円寄附があったと思いますけれども、減少傾向ということで、先ほども村長も答弁ありましたように、ちょっと減少しているということだったんですけれども、この寄附金の約半分が返礼品とか委託料として支出されるわけなんですけれども、この寄附金の主な使途について伺います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時39分）

~~~~~

再 開（10時39分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

これまで活用したふるさと納税において事業なんですが、護佐丸歴史資料図書館における図書購入費に活用しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 本の購入と残り、本の購入は1,000万ぐらいだったと思うんですけれども、じゃ、その残りは。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 先ほどの図書購入、本の購入以外については、積立金、基金への積立てを行っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

それでは再質問しますけれども、寄附を頂い

た方々の恩返しが返礼品になりますけれども、現在の返礼品のもし数が分かっていたらお願いいたします。

そして、先ほど新商品の開発があつて、そのうちの8商品の中から7商品を調整しているということなんですけれども、さらに増やす取組とかはあるのか、伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

まず、現在の返礼品の数なんですが、一つ一つの単品もあるんですが、組合せによって、例えば値段、金額を合わせたり、例えばマンゴーとかそういうものであればキロ数などもありまして、サイトに載っている商品の数ですが、109個になっています。

先ほど新商品の開発、8商品のうち7商品、それ以外への取組ということなんですが、ふるさと納税の返礼品は地場産というんですか、地元で生産されたもの、または加工したものということになっておりますので、村のみでいろいろと商品を新しくする、出していけるものではありませんので、その辺も含めて先ほどの現地型なども、できるものがあればそこも広げたりしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 分かりました。どんないいものを増やしていただきたいなと思いますけれども、返礼品の人気ナンバーワンがオリオンビール、どこもそうだと思うんですけれども、ということで、やはりこのサイトを見るとオリオンビールが結構並んでいたかなというふうに思いますが、そのほかに県内初の御城印や護佐丸の泡盛とか海ぶどうとか、先ほど話していたミーバイシリーズとか、いろいろあったんですけれども、中城デザインのこんなかりゆしウエアとか、あとポロシャツとか、そういったのもあっても欲しいなという方もいるので

はないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

その返礼品が多くの方の目に留まるように、ふるさと納税サイトはできるだけ多いほうがいいのかなと思いますけれども、企業と契約は多いほうがいいと思いますが、現在、本村の登録サイトの数と、さっき話していましたふるさとチョイスとか、そういったもののネットの数と、あとネット以外での広報について伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

サイトの数は現在6サイトを活用しております。それ以外の広報などということでしたが、先ほど答弁した中で、全国版ふるさと納税冊子というのが年に2回発刊されておまして、そこに載せることも行っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 サイトの数が6ということで、多いほうだなというふうに思っておりますので、いいと思います。名護市のほうで多分7とかなので、でもちょっとそれがインターネットのほうでは見受けられなくて、できれば中城村のあるか分からないんですけれども、ホームページのほうでぴっとやれば6つのものが出てくるというやり方のほうがちょっと分かりやすいのかなというふうに思いました。

あと、ネット以外での広報ということで全国版の冊子ということは、全国の自治体が出ている冊子ということですか。中城独自のものということなのか、伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 全国版のふるさと納税冊子については、この冊子を作成している業者さん、そこから各自治体に掲載の依頼など、今回はこちらから掲載をしているんですけれども、全国の市町村のが載っているということではなくて、こちらから、ただし、各市町村載ってい

ますので、冊子としては厚い冊子にはなっているんですけども、その中に中城を載せていただいています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 広報は多ければ多いほどいいのかなと思ったんですけども、独自のものですかというふうに私が再質問しましたが、実はこれ西原町のふるさと納税の冊子なんですけれども、これ県外で私は頂いたんです。西原から頂いたんじゃないくて、県外に旅行に行ったときに、物産展のほうでこういうふうにありました。西原です。

これは名護市のものが入っています。

独自のあれなので、ネットで探す人も多いかなと思うんですが、実際に中城城跡に来て、本当に中城はいいところだなという気持ちのまま、城跡でこれを渡されたらきっとふるさと納税したいなという気持ちになると思うんです、ネットで探すよりは。中城に来た時にとか物産展、県外の物産展でこれを配るとネットで探すよりはやりやすいのかなと思いました。

本当にこのQRコードが載っていて、とても分かりやすく中城のほうも商品があるので、ぜひこういうのをつくって、沖縄に来た方に、中城村に来た方にお土産に持ち帰っていただければ、中城村よかったからふるさと納税やろうという気持ちになるのではないかなと思いますので、ぜひこれをつくってほしいなというふうに思いましたので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして現地型決算、このふるさと納税なんですけれども、これゴルフ場にありまして、スマートフォンでQRコードで読み取って簡単にできるんですけども、ゴルフ場を導入した場合はその場で寄附ができて、プレー費と食事代も現地で使うことができるということで、やっぱり本村のふるさと納税返礼品はビールとか重たいので配送が大変だと思うんですけ

れども、これならもうQRコードでやってその場で使えるということで、現在、県外のほうではだんだん広がってきて、沖縄県でもやっているのかどうか分からないんですけれども、県外のほうでは広がってきて、あるところでは3か所のゴルフ場に導入して1か月で1,000万円の寄附があったというふうな報告もありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あとは、最後のクラウドファンディングなんですけれども、金武町のほうではマングローブのプロジェクトですとか、あと西原町のほうでは月桃の歌碑とかにも使われていたそうなんですけれども、中城村のほうでも中学校の無料塾ですとか、あと先日行われました小学生がつくったアニメで、この中城のPRのアニメをつくるクラウドファンディングを考えることはできないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時50分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

クラウドファンディング制度というんですか、中身の確認もしないといけないと思うんですけれども、先ほどのガバメントクラウドについては村の予算でそういったプロジェクトなどの事業に対してふるさと納税として寄附をしていたかどうかという認識をしております、クラウドファンディングは一般の方とかそういった方も活用できるようなイメージがありまして、それを村が、先ほどのアニメ、こういったものがちょっと分かりませんので確認しないといけないと思いますが、活用できるかどうか現時点ではちょっとお答えができません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。時間です。

まとめてください。

○10番 比嘉麻乃議員 従来の返礼品から選ぶ寄附ではなくて、自治体の取組事業などに共感した方からの寄附であるため、返礼品は提供ありませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時52分）

~~~~~

再 開（11時03分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○15番 石原昌雄議員 皆さん、おはようございます。議席番号15番、石原昌雄、一般質問をします。

一般質問の前に、去った3月の定例会で提案した中城城跡の村民の優待券はどうですかということについて、村長の答弁では無料でいいんじゃないですかという答弁をいただき、それはよかったと思います。また、村民にとっても中城城とか自分たちの財産であり、また当然行くべき場所だと思って、今後もまた多くの方々が、村民をはじめその知人、友人まで、あるいは親戚まで、中城城跡の世界遺産を楽しんでもらえるんじゃないかなと思っております。大変よかったと思います。ありがとうございます。

それでは、通告書にのっとって質問をさせていただきます。

大桙1番、南上原井水線、新田線の整備計画はということです。

村道で生活道路としては整備状況が一番悪い路線となっています。これまでも整備への質問をしました。また、自治会からも去った2月に要請が出されていると思います。そこでまた伺います。

①村道井水線・新田線に舗装構成改良事業の導入はできないか。課題は何か。

②村道井水線・新田線を、新川線に接続することはできないか。同じく課題は何か。

③自治会からの要請に対して、どのような回答をしましたか。

大枠2番、広報なかぐすくの配布について。

村広報なかぐすくが毎月発行され、300号を超えました。村民への情報源となっています。次の提案と質問をします。

①月初め発行のため、届くまでに行事が終わっていたり、間近だったりすることがあるので、前月末までの配布という要望もあるので、そのことができるか伺います。

②村民からの声の欄はできないか。

③村内企業や事業所の紹介コーナーを設け、活性化を図ることはできないか。

大枠3番、学童クラブの支援について。

浜田村長の1丁目1番地に子育て支援があります。第2期中城村子ども・子育て支援事業計画で、放課後児童健全育成事業の項目があり、放課後児童クラブの需要については、毎年1ないし3施設程度の増加をもって待機児童の解消を図っております。次のことを伺います。

①過去5年間の学童クラブへの申込み人数と受入れ人数、待機児童の数は。

②学童クラブの施設で、認可数と認可年度及び認可外の数。

③認可施設への申込みの場合、入所基準があるか。

④学童クラブの運営支援に、村単独の事業はあるか。

⑤学童クラブのレベルアップや支援員の資質向上の支援はあるか、伺います。

よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番で総務課、大枠3番はこども課のほうでお答えいたしますが、私のほうではお尋ねの大枠3の学童クラブの支援についてでございますが、議員もそこに書いていらっしゃるけれども、私の1丁目1番地が子育て支援でございますので。

今回、放課後クラブの件でございますが、数日前の新聞には、保育の待機児童のゼロということで、せっかくそういう意味で目標が達成されてきていますので、この放課後クラブにおいても待機児童は当然ゼロ、それをまた子供たちの利益のためにということは変わりなく施策は打っていきたいと思っております。

それで、本村におきましては、しっかりしたまだ報告はございませんけれども、マスコミで騒がれております小1の壁とか、そういう部分はないものだと思っておりますが、万一そういうことがあったということであれば、特に小学校の低学年は絶対にそれがあっちゃいけないと思っておりますので、すぐ何らかの措置はやっていきたいなと思っております。

詳細につきましては、またこども課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 石原昌雄議員の大枠1番の①から③についてお答えいたします。

①村道井水線及び新田線は、過去に潰れ地提供の承諾を得て、整備を行っております。村道認定はされておりますが、道路敷の分筆もされておらず、民有地のままで村への所有権移転も行われていません。今後、舗装構成改良事業を活用して整備を行う際には、現村道の潰れ地部分を村へ贈与していただき、所有権を村名義へ変更する必要があるものと考えております。

②この2路線は潰れ地部分が民有地のままで、村への所有権移転が行われていないため、所有

権の整備や新川線まで接続する必要性及び重要性を含めて検討いたします。

③南上原自治会からは、村道井水線の道路補修の要請書が提出されており、具体的な文書での回答は行っておりませんが、現在、維持管理において道路補修修繕作業を施工する予定で、見積りを依頼している状況であります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2、広報なかぐすくの配布について、①から③までお答えをいたします。

広報なかぐすくの配布につきましては、配布期限を設けて配布を依頼しておりますが、地区の配布世帯数などにより配布時期に差が出ていることは承知をしております。

①です。広報紙の発行につきましては、配布時期の変更も検討できるものと考えますが、掲載記事の一月程度先の案内となるよう、掲載内容と配布時期に誤差が出ないように、各課からの広報依頼期限を早め、対応したいと考えております。

②村民の声につきましては、タイムリーな返答が要求されるものとして考えております。ホームページや電話による問合せ対応を現在考えております。

③村内の事業所や団体等に関する情報発信につきましては、広報紙の総ページ数の観点から現時点では紹介コーナーを設けることが難しい現状にあります。

しかしながら、広報が必要な行政情報なども多様化しておりますので、村内の自治会、事業所等の地域情報の発信も重要であると考えております。総ページ数を増やすことと予算的な面を含め検討できるものと考えております。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠3、学童クラブの支援について、①についてお答えいたします。

過去5年間の申込み人数と受入れ人数ですが、

令和元年度申込み人数545名、受入れ人数545名、令和2年度申込み人数640名、受入れ人数632名、令和3年度申込み人数639名、受入れ人数618名、令和4年度申込み人数667名、受入れ人数657名、令和5年度申込み人数698名、受入れ人数672名となっております。

なお、どの年度も待機児童はおりません。

続きまして、②についてお答えいたします。

認可数は全部で17支援ございます。支援という単位は、原則40名の単位で考えていただければいいかなと思っております。

認可年度ですと、平成27年度11支援、平成28年度2支援、平成30年度1支援、平成31年度2支援、令和3年度1支援となります。

認可外の数も2支援となっております。

③についてお答えいたします。

認可の場合は入所基準がございます。入所については、全学童統一の点数表があり、点数表に基づいて入所決定いたします。

④についてお答えいたします。

村単独の事業はございません。

⑤支援員の資質向上の支援として、毎年、放課後児童支援員等資質向上研修を行っております。令和4年度の実績といたしましては60名が受講しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁をいただきましたけれども、再度質問をさせていただきます。

まず、大枠1のほうからやりますけれども、村道井水線、新田線については、毎年仮舗装を実施していて、現在も途中、途中実施しているところは見受けられますけれども、道路計画については先ほど課長からもあったように、舗装を構成改良事業ですか、そういうのを導入すべきというふうに考えますが、この路線はこの事業の導入は可能なんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

舗装構成改良事業の活用は可能ではありますが、先ほども答弁いたしましたとおり、村の対応としては潰れ地部分を村に提供していただいて、村名義に変えてから、今までもそういう道路敷のトラブルが絶えないもので、変えてからの事業を考えております。

それが解決すれば対応可能と認識しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 舗装構成のこの改良事業については、道路の幅が基準に合わない状況になっているかどうか教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

道路構造令に合った基準でしか事業は採択できませんので、4メートルの幅員は必要であります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 既に以前から村道として認定されている道路なので、やっぱり村としても村道としての充実を当然図っていかねばならないと思います。

民間道路だったら民間の力でどうぞということもあるかもしれませんが、歴史のある村道ですので、ぜひそれが村道として生かされるように、排水等々も今、非常にどうしようもないかなというぐらいのところではあるけれども、前もあったように潰れ地等々も実際にはあるんですけれども、含めて、今こういう村道で本当に遅れているのはその路線が一番じゃないかなと、村内の中で。ですから、村道整備については項目はいろいろあるかもしれませんが、そういう今、潰れ地の取組についてもやっぱり積極的に例えば提供してほしいとか、そういうことまで働きかけない限り、村が動くと地主たちが、はい、できますよとは言わないです、実際。

だから、こういうことだからこういうことだ

からということで、もうちょっと積極的に村道の改良に進んでほしいと思います。特に近年はそういうハード面についてはもうだんだん少なくなってくる中で、今後新しくそういうところにも力を入れて、ぜひこの改良事業が導入できるように、村長のほうからもぜひ担当課には聞きながら指示をやってほしいと思います。よろしくお願いします。

また、もう一つ、先ほどと関連ですけれども、特にこの井水線については、もうちょっと延長すれば新川線につなげると。村道の中でもここは昔からの事情で行き止まりにはなっているのは仕方ないんですけれども、でも現代の時代からすると、行き止まりがあるというのは、もう理解できないですよ、普通考えれば。

ですから、その部分が届かないところが実際、あと100メートル、もうちょっとあるか、200メートルあるかな。分かんだけれども、それぐらいの距離が残っていて、それが接続できれば村道のそういういろんな迂回とか、あるいはそういうのも利用度も高くなると思います。

そこら辺について、もし担当課としてもこの村道をつなぐという、つないだほうがいいのかどうかを、ぜひ提案してほしいと思うんですけれども、そこら辺についてどうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

村道井水線、新田線を新川線に接続する事業としては、舗装構成改良事業ではなく、沖縄振興公共投資交付金、ハード交付金という事業になると思うのですが、この事業採択を受ける条件として説明する資料としては、やはり交通量とか道路を接続しないといけない必要性、重要性を説明していかないといけないと思いますので、その辺については検討しながら、今後対応していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 新しい事業の取組

みと思うんですけれども、近年の中城村においては、道路事業については、若干本数が少ないような気がします。以前はもっと各道路整備についての毎年の事業が多かったんですけれども、近年は少ないと思うんですけれども、新しく今、接続に向けての事業も、ぜひ積極的に調べて、担当課でももちろん調整して、村長に上げようと思うんですけれども、ぜひそういう意気込みを毎年執行部として連携プレーをしながら取り組んでほしい。

担当課から取り上げると、できない、あるいはできるチャンスの時期が分からなくなるというところもあります。チャンスを逃がす可能性があるわけです。ですから、補助事業とかそういうものがある時期にどんどん提案をして、その接続に向けて実施してほしいと。地域の人はその交通量とか等々もあるけれども、その数字は数字として、当然クリアしていくような南上原の場所ですから、ある意味では当然だと思ふんです。ですから、ぜひ担当課としてもまた上と調整して、接続に向けて事業の計画を進めてほしいと思います。

あと、自治会からも何度も要請するんですけれども、当面はそこに住んでいる方々、僕らも向こうを通るときにも、顔を合わすときにも、何か済まないかと、いつもがっから一道を歩かしてと、自分達は上等道歩いてという思いが実際あるんですよ。ですから、舗装についても気配りをしながら取り組んでいってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、大枠2番です。

広報なかぐすくが発行されてもう300号ということで、この300上の3号ぐらいか、ああ、もう歴史があるんだなという思いがして感じています。

そういう中でも常に広報なかぐすくは進歩してきております。そこら辺の中から少しずつ提案ということで、今回提案しているのは、配布

される時期が、よその市町村はもう来月号が届いているよと。要するに月末にはということがあったりして、えーと思ったりして、そう言えば僕のほうもそうだなと。僕も今月号、日曜日に届いていました。ですから、6月4日から何日までのとかの、いろんな案内とかも、あっと思ったり、確かになと思います。

今、課長、答えたように各課との記事の部分も調整して早めに締め切るとか。あと2週間程度早めればどうにかなると思うんですけれども、それもう一度お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、石原議員の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、やはり月末、現在は月初めの5日の事務委託者会議をめぐりに各公民館であったり自治会長の自宅に配布をしているところですが、それにつきましてもいろいろと見直しが必要ではないかというのは、以前から検討するものでありました。

まず、検討したものについては、記載情報の正確性をやってはいるんですが、議員からの質問もありますので、今後も記事の内容、一番の問題が時期になっておりますので、その部分につきましても各課、あるいは各団体への周知、日程は年間計画で決まっておりますので、その部分についても早めに原稿依頼の部分で、適切な対応ができるかどうか、今後も考えていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かに発行するには記事が集まらんとなかなかというところもあるんですけれども、でももう発行する側がもういつまでと、もっと強気に案内をして、自治会長さんにおいても、ちょっと時期がずれるんだけれどもというのは、早めに届けたいという意志で説明されれば、自治会長さんも前もってやってくれると思いますので、ぜひとも早めに検

討されて、月末までには届いてくれるといろんな行事に取り組みやすいのかなと思っています。よろしくお願いします。

その中でも、いろいろ補助金とか、やっぱりみんな期待しているときに締切りとか、頭もそうなんです。やっぱり気にしているところだと思いますので、よろしくお願いします。

あと、さっきは村民の声の部分でもちょっと答えてもらったんですけども、質問コーナーというのではなくて、質問コーナーはさっきの部分でよろしいかと思うんですけども、そうじゃなくて、普通の声、こういうのに参加してよかったよとか、こういう村のイベントに参加してよかったよとか、ああいうのよかったよとか、ためになったよとか何とかという、いろんな小さい声が、村民から本当は要綱をつくれれば出ると思うんですよ。村民に伝えたい、よかった点とか、いろんなポイントで。

そういう小さな、ほのかな声を載せることによって、この広報なかぐすくがもっと親しみやすくなると思うんですよ。子どもたちとどこ行ってとか字数を分ければ、そういうところも少し検討して、村民に参加して、ああ私たちも投稿してみたいなとかというところを、コーナーをぜひ検討してほしいというのが、1点です。

あとは、事業所等々の紹介についても、ほかの市町村でも既にこういう事業所を紹介するコーナーを設けているところはあるんですよ。大分前だけでも、今やっているかどうか議論合ったりも、小さい枠で2か所ぐらい。そうすれば事業所についても、村を支援しているのだなと、そういうニュアンスをやっておけると思うし、私たちも載せますよと、そういったときまた協力してよということです。

事業所は村にいろいろ協力は求められていると思うんですけども、そういう小さいコーナーで四、五年に1回でも載せてくれればみんな喜ぶことと思うので、ちょっとこういうコーナ

ーのことだけでも、ほかの市町村やっているかどうか、ちょっと担当に調べてもらって、課長ではない担当も含めて、チームでぜひやってほしいと思います。そういうふうに応報紙の活性化、ぜひチームでお願いします。

あと、大枠3の学童クラブについてです。

先ほどありましたように、申込み数と実際に入所した数については統計のとおりであると思うんですけども、実際に認可に入るときにはみんないろいろ条件が高いというのもあったり、あるいは全体としては近いところ、希望するところには行けなくて、どうしても遠いところへ行かされるというような条件があると思うんですけども、そこら辺も乗り越えながら、学童の支援をしてほしいと思います。

あと、その中で認可外施設の2施設あるんですけども、今後の認可園への計画があればお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

現在、2施設が認可外施設としてありますが、そのうち1か所が認可に向けて現在準備をしているところでございます。これまで認可外だった理由が、所定の資格を持つ職員がいないということがありましたので認可することができなかったんですが、資格を取ったというふうに聞いておりますので、今後この1施設につきましては認可に向けて準備をしていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 認可することによって、ほかの認可園との連携もできて、保育のレベルが足並みをそろえると。村内のこういう施設が、認可と認可外では、認可はある意味で厳しいですよと言っているけれども、でもそれなりに基準をみんなで切磋琢磨してレベルを上げるわけです。村内の子供たちがいい状況に保育されると。認可外になると、まだ行き届かない

ところで、こういうところのサービスがまだ落ちているよみたいなのところもあったりして、安全面とかも含めて、そういうところもあると思うんで、ぜひとも認可に計画的に入れてもらって、村内の子供たちが同じレベルで、保育がいくように、学童も保育ですから、恐らく。そういうところもぜひやってほしいと。

もう一つは、さっき村長さんが言った小1の壁というのがあって、僕もちょっと情報を聞いて、小1の壁ということは1年生は優先に入れたら五、六年生がはじかれるというところもあったりして、そういうところもやっぱり村としても真剣にこういうところは学童に任せるんじゃないくて、村としてはどういうふうな方法があるかというのも一緒に聞いてあげて、遠いところに行かないとか、あるいはもっと今後もう少し認可の必要な学童クラブが必要だと思われるんですよ、中城村は。そういう面でも、ぜひそういう小1の壁とか、そういうところも一緒にやってほしい。

あわせて、入所基準についてですけど、この入所基準は本当に必要なかどうか、そこら辺どう思いますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 本村では、放課後児童クラブ点数表というものがあまして、それを村の基準として採用しております。

こちらですと、保護者の状況であるとか利用児童の状況であるとか、細かく点数化して、それで優先順位が高いお子さんということになるんですが、ほぼ本村では申込みしたお子さんは全て入所できていますので、入所基準は必要かなというふうに思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 そうですね。今現在待機がないということで想定していると思うんですけども、そもそも入所基準をつくるということは、断る人がいますよということなん

ですよ、受け取らない人がいますよということ、基準があるということは。全員取りますよということであれば、基準はもうないほうがいいんですよ。ですから、基準は廃止してください。廃止。

村から入所基準はないですよと、全員取りますよと、そういう意気込みでやらないと、基準があるということ自体で落ちますよと言っているんですよ。誰か落ちますよと。だから、そういうことじゃないです。学連協の基準であっても、それはもうないですよと。受け入れることの努力しますよという姿勢でやってください。そうすると、中城村はもっと子育てに本当に力を入れているなど。切ることは絶対ないという態度でいけると思いますので、よろしくお願いします。

あと、学童クラブの支援についてですけども、確かに村単独としてはないかとは思いますが、県の示している放課後健全育成運営支援事業とか等々の中でそれも村が活用してやっていると思うんですけども、学童クラブの例えば、学童の料金に跳ね返ってくるのが、例えば家賃とか送迎とか、いろんながあるかと思うんですけども、たしか送迎のほうで中城村もやっていて、聞いています。

家賃補助については、他市町村もあると思うんですけども、村としてはどうですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 家賃補助につきましては、現段階では実施する予定はございません。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 確かに今の段階ではないかもしれませんが、今後のことを含めてですけども、仮にどれぐらいの金額がどれぐらいの上限で家賃補助の制度があるのか、ちょっと分かる範囲内でお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちらにちょっと情

報がございませんので、今はお答えすることはできません。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 この制度は実際にあるわけで、これを適用している市町村ありますよね、何か所か。もう調べてあるかと思うんですけども、でも、調べてないかもしれません。でも、やる気を持って調べていてください。また質問します。

これ、村長さん、そんなにたくさん金かからんですよ、家賃補助。何か所かです。限度額があります。だから、もうこんなにじゃないですよ。制度的にできる範囲内から。できるほうから、中城村に合った金額で家賃補助の実施を検討させて、指示してください。よろしくお願いします。

あわせて、支援員のレベルアップ等々についてももう研修で昨年60名の研修を受けましたということですけども、ちょっと内容とかも少し分かりましたらお願いできますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

中部の7町村、西原町さんから中城まで7町村がNPO法人沖縄県学童保育支援センターという法人のほうに委託しまして、研修を行っていただいております。

これでは、初任支援員のコースとか中堅支援員の研修コースとか、いろいろありまして、それをまた必要な学童の支援員の方々が受講していただくということで、受けていただいております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 こういう中部の地区で連携してやっているということですけども、認可園のみですよ、認可外も支援員受けられますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 ただいま資料をちょ

っと持ち合わせておりませんので、お調べしてからまた後日お答えしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ぜひ村内の支援員が全員受けるような体制を、子供たちを見ているわけですから、村内の子供たちを、全員該当させるようにお願いします。

あと、保育園等々もそうなんですけれども、保育士確保、あるいは学童では支援員確保というところの中では、支援員になれない人がいるから事業できないということも多々発生すると、よく聞いています。村内では今ちょっと聞いた範囲内ではぎりぎりセーフですよということですけども、やっぱり支援員も高いところになったらそこに引き抜かれていくということもあるので、ぜひ支援員の賃金の改善、こういう制度がありますよね、県内でそういう。放課後児童の健全育成運営支援事業の中では、そういうのもあると思うんですけども、村内においてもそういう支援をしながら、ぜひ学童の部分、先生方も安心して支援に取り組めるように、この賃金の改善についても取り組んでほしいと思います。

そこら辺についてもそうですけれども、村長さんからも最後のほうのうちの学童について、今やり取りした部分でもいいですけども、意気込みをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議員、非常にこの子育ての部分では共感しているところも多々ありますので、議員おっしゃるようにいろんなことをまた情報収集して、子供たちの利益のためになるように一生懸命頑張りたいと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 一緒に頑張っていきましょう。

以上で終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で石原昌雄議員の一般

質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時４５分）

~~~~~

再 開（１３時３０分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○６番 安里清市議員 改めまして、こんにちは。議席番号６番、安里清市でございます。議長の許可を得て、通告書に従いまして質問をいたします。

大枠の１番です。議会の議決を要しない事業執行について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める以外の契約に係る事業について、新垣区民館前の県道開削の碑保全事業について伺います。

①今回どのような保全工事が行われましたか。

②地域の住民の意見や要望の聴取方法は適切でしたか。それらの意見や要望はどのように生かされましたか。

③契約の状況について、契約内容、金額、着工期日、工期、完成検査、竣工検査はいつなされましたか。

④この石碑は村指定文化財ですが、そこに住む区民の歴史的な遺産であり、その認識が欠如していたのではないのでしょうか。

大枠の２です。学校建設に伴う長期財政計画の策定について。

①2017年策定の中城村公共施設等総合管理計画に定める事項のうち、第５章個別公共建築物の現状及び第６章将来シミュレーションについては、役場庁舎の建て替えや老人福祉センター、幼稚園２施設の廃園などに伴い、また財政的には学校建設の具体化による財政支出の変動により改定する必要があると思われるが、取組を伺

います。

②学校建設に関連して、長期財政計画の策定を進めるとの答弁がなされました。また２月の議会報告会でも財政計画の策定を求める意見がフロアから出されました。長期財政計画策定の進捗状況を伺います。

③将来における多額の支出について心配をしている村民への説明はどのように実施するお考えでしょうか。

大枠の３です。奥間交差点の交通安全対策について。

①県道35号線が国道329号線と交差する奥間の交差点に、右折矢印信号の設置要請を求めます。同交差点は、東側（村道桃原線）から新垣方向に直進する車両のため、ラッシュ時には県道35号線から同交差点を右折する車両が二、三台ほどしか通過できない状況であります。

②村道桃原線から国道への出口付近は傾斜が厳しく、村道から国道に出る車両の運転手には安全運行への負担がかかっている状況で、通行に危険性があると思われます。何らかの安全策を検討いただきたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、大枠２番が総務課と企画課、大枠３番が住民生活課と都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの奥間交差点の件ですけれども、私自身も毎日のように利用しておるものですから、その状況は大体のところはつかめているつもりでございます。議員おっしゃるようにこれは早期に改善しないと、いろんなところにいろんな問題が生じてくるんじゃないかなと懸念しているところではございますので、私も一利用者として、そしてもちろん行政の長として、しっかりしたしかるべきところに申請を

早めに行っていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうで答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。

大枠1の県道開削碑の保全事業についてですが、教育委員会としては村の重要な文化財の保全については、今後も計画的に取り組んでいきたいと思っています。

詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 安里清市議員の大枠1についてお答えいたします。

まず、1についてですが、令和4年度に村内文化財整備事業の一環として、新垣の県道開削記念碑など3か所の文化財の工事を実施いたしました。県道開削記念碑では、刻まれている文字が経年劣化により薄れつつあることから、石材の強化剤を石材に浸透させ、さらに表面に撥水材の塗布を行いました。

次に、②についてですが、地域住民の意見等の聴取につきましては、令和3年11月14日に、新垣自治会長や自治会の役員並びに安里議員など約20名の方に集まっていただき、意見、要望などをお聞きしました。その意見聴取の方法に関しましては適正だったと判断しております。

しかし、その要望の中で、石碑に刻まれている文面の内容についての示したサインも設置してほしいという要望がございましたが、こちらのほうが令和4年度の工事のほうから抜けておりました。それに関しましては令和6年度にしっかりと整備させていただきたいと思っております。

次に、③についてですが、契約金額に関しましては3件の文化財の工事契約としては352万円、税込みになっております。工期に関しては令和4年10月20日から令和5年3月27日となっ

ております。県道開削記念碑での作業の着手に関しましては、令和5年2月2日からとなっております。竣工検査につきましては、令和5年3月27日に実施しております。

最後に④についてですが、伊佐善則、善俊親子の努力により昭和8年に開通した、現在の県道35号の基となった奥間から普天間方面に抜ける県道の開通につきましては、新垣の人々の生活改善だけではなく、中城村にとっても物流の活性化など大きな経済効果がもたらされたものと考えております。

このように県道の開通は新垣や中城村にとって歴史的に重要な出来事であることから、中城村では平成9年度に県道開削記念碑を村指定の史跡に指定させていただきました。

私としましても、新垣の先人の多大な努力により道が整備され、現在に至る新垣の礎となっていることを考えると、道の整備に尽力した伊佐親子への敬意も含め、新垣の方々が県道開削記念碑に対し特別な思いがあるということは認識しているつもりです。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2①についてお答えをいたします。

中城村公共施設等総合管理計画につきましては、2017年の策定から一定期間が経過しております。国の各省庁のインフラ長寿命化計画の見直しなどを踏まえ、各個別の施設計画を反映させるために、令和4年3月、一部を見直し、改定を行っております。

改定に当たりましては、必要事項、基本的事項、維持管理・更新等に係る経費、管理に関する基本的な考え方、施設類型ごとの管理に関する基本方針などの中長期的な総合管理計画の改定が、見直しの主なものとなっております。

老人福祉センター、幼稚園施設、学校建設等に関する詳細につきましては、見直しに含まれ

ておりません。

今後の国の見直し、あるいは個別施設計画の変更に合わせて、必要な施設計画等の改定が必要と考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 安里清市議員の大枠2の②、③についてお答えします。

長期財政計画については、5月10日付で事業者との策定支援委託業務契約の締結まで完了しております。

具体的な取組につきましては、現在、業務工程表を作成しており、その後、各課における各種事業計画も含め、財政計画に必要な資料提供依頼など、10月頃をめどに財政シミュレーションを完了させ、年末年始にかけて実施される当初予算編成に活用していきたいと考えております。

公表可能な財政計画策定は、最終的に3月末を予定しております。

③の村民への説明についてですが、本年度策定します中長期財政計画をホームページへ掲載するとともに、村の広報紙などにおいても概要版の作成も検討しており、今後掲載ができるように考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠3の①についてお答えいたします。

先ほど村長からもありましたように、右折矢印信号の設置について、宜野湾警察署へ要請いたします。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 安里清市議員の大枠3番の②番についてお答えします。

国道329号線の拡幅工事により、桃原線から国道への出入口付近は急勾配になっており、今年度、南部国道事務所発注工事において、桃原

線の一部をコンクリート舗装へ改修する予定です。今後、見通しの悪さなどの安全性についても、南部国道事務所との調整を行い、必要に応じてミラーの設置も要望していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 答弁ありがとうございます。

大枠の1番のほうから少し再質問いたしたいと思います。

保全工事自体、取り組んでいただいて、予算の措置もされて、大変ありがたいことだというふうに感謝を申し上げますが、先ほど課長の御答弁の中にもありましたように、村民として、字民、区民として、会議に御出席されて分かったと思うんですが、これまでの歴代の議員の方、それから字の役員の方も含めて、20名でそういうお話をされた割に、その中でお話をしていた内容については、まだ案が固まらないということもありまして、再度、生涯学習課で御検討されて、ほかの施設の状況等も御覧になって、御提案があるものかと思っておりましたが、そこら辺についてどこか参考にするために視察に行かれたとか、状況を聞かれたとかいうことはございますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

ほかの事例をちょっと参考に見に行ったということはありませんが、使用する薬品とかそういうものに関しての情報収集などは行いました。それで、安里議員がおっしゃるように、その後、字の皆さんに集まっていたいた以後のまた細かい詰めというのが抜けていたということに関しましては、お詫び申し上げたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。

率直な区民の御質問を受ける立場になりましたので、その確認をというふうなことも含めて質問させていただいております。職員の方々が委縮して、これからまた業務に差し支えるようなことにならないようにという思いはありますので、また、共に進んでいく立場としてお受け取りいただきたいと思います。

当時、区民館のほうで示された金額は290万円というふうに示されましたので、レプリカの設置も含めていろいろ案が出たんですが、先ほどお聞きすると、実はほかの2か所の分も含めての金額だったということで、石碑の工事費については100万円程度だったということでよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 おっしゃるとおり、契約金額の中の約100万が県道開削記念碑の保存工事にかかった経費になります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 あと1点、完了検査をされるについて、当然仕様書のとおりこれができたのかどうかということが検査されると思うんですが、仕様書の作成とそれから完了検査の状況について、概略で結構でございますのでお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

完了検査に関しましては、先ほどお話ししたように3月27日に実施しておりますが、その際は仕様書をもちろん、検査員の方には見ていただきながら、竣工検査をしていただきました。

仕様書に記載されていることに関しましては、間違いなく無事完了しているものと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 仕様書のとおりできていたということをお聞きしました。

仕様書の作成について、先ほどもお話ししましたが、区民の方々、集まっていた件について、お話は聞いたのに、それが仕様書に反映されず、そのまま工事に行ってしまうということが現実的にあるというふうに思います。

こういうようなことで、声は聞いたのに反映されていないというふうなことになる、行政に対する区民、村民の信頼を失う。それから不信の源ともなりかねません。私たちの要望はどうなったのかなということで、区民への説明と今後の対応についてお伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

議会が終わりまして、できるだけ早いうちにもう一度区民の自治会の皆さん含めて意見聴取を再度行いまして、この事情もお話ししながら、再度要望もお聞きして、できる分に関しましては、抜けていた部分なども含めて令和6年度に対応させていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 善後策としてよろしくお願ひしたいと。

今回これを提案したものは、議会の議決を要しない金額等についての役場全体としての、個々の課でいろんな業務を事業を行っていらっしゃるはずですが、そこら辺についてしっかりと仕様書を作成する段階から、工事の進捗に合わせて現場の確認とか、そして完了検査に至るまで、しっかりと把握をして、監督者として現場に赴かれるはずですので、そこら辺、今後とも改めてというか、今後ともしっかりと現場の把握をして進んでいただきたいと思います。

以上で大枠の1は終わります。

次に、大枠の2のほうで、学校建設関係で、今回は長期財政計画ということが進んでいるわけですけども、これは計画期間というんです

か、前回ですと5年のスパンで計画をして、毎年ローリング方式で出来高に応じて見直しをしていくとかというお話を聞いたことがあるんですが、今回の長期計画についてはどのようなスパンでお考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

今回、今年度策定予定の中長期財政計画については、10年間を期間として考えておりますので、令和6年から10年後という現在計画で進めております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 見直しの時期について、これは一度つくればそのままというわけではないと思いますが、そこら辺。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 議員おっしゃるように、10年間という基本的には計画であります、その間にいろいろと情勢も変わってくるかと考えます。例えば、学校建設についてはその間に終了したりなどもあると思いますので、そこら辺も含めて、新しい事業がスタートすればそこもまた取り入れながら、ただし毎年の改定ということとはちょっと現在のところ考えてはいないんですけれども、随時その状況を鑑みながら検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 改定については毎年ということではなくて、適当な時期にというか、大きな項目が終了したときとか出てきたときとかというふうな捉え方でよろしいですか。

あと、この件について、村民への説明ということで確認をお願いしたいんですが、中城村は今、小中学校建設や幼稚園の廃止、老人福祉センターの解体、さらに都市計画区域の変更に向けた動きなど、大変大きな変革の時期を迎えて

いると思います。

この時期に、浜田村長自ら各自治会に赴き、出向き、中城村の現在の状況、それから近い将来のことについて、区民と直接お話をされ、要望を酌み取っていただきたいと思います。そういう意味で地域行政懇談会みたいなものの御提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、非常に大事なことで思っておりますので、以前にも地域懇談会をやらせていただきましたし、また今回もその時期を見て、ちょうど今の計画の時期だとかそういうのがありますので、近いうちにその時期を確定させて、そして周知をしていきたいなど。その時期については、これからまた担当課と話し合いながら決めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 じゃ、時期を見て検討、開催に向けて努力していただきたいと思います。

中長期財政計画というふうなことで、村も扶助費の増額とか公共公用施設の更新、それから新たな財政需要への対応などで、村自体としての財政が厳しい中でいろいろ御苦労されると思いますが、財政計画がないということについては、今後また村民の不安も出てくる可能性もございまして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。これは去った5月にコンサルと契約をされたということでしたか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 先ほども答弁しましたが、事業者と策定の支援委託業務契約をしております、当初予算においても議員の皆様へ説明、当初予算の説明の中でもしてきたとは思いますが、この支援業務を行って初めてとなることもありますので、幅広く各種事業、先ほど議員からもありました扶助費などの部分も含めて、ソフトだけでなくハードも含めて、そ

の財政シミュレーションを行っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 少し、すみません、しつこいようですけれども、これはそういうシミュレーション等を行うについては、庁内だけの方々でやるわけではないと思うんですが、そこら辺どうなんですか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 庁内の検討会とかということではないんですが、各種事業についてはやはり各課がそういった資料も持っておりますので、その辺の資料を収集し、そして今回、先ほど答弁をしました事業者への委託をしておりますので、その支援の中で専門的というんですか、外部から見た状況なども含めてシミュレーションをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 しっかりと取り組んで立派な中長期財政計画が出来上がるように期待をしたいと思います。

続いて、大卒の3の奥間交差点の交通安全対策についてですけれども、これは今、右折矢印の信号機を設置する、これ要請は先ほど宜野湾警察署とおっしゃっていたんでしょうか。ちょっと確認を。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

いろいろな交通安全対策の要請は、まず宜野湾警察署に要請をすることになります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 工事関係、道路の工事に伴って今の状況が現れてきているというふうなことで認識をしているので、国道事務所かなというふうに思ったんですが、まずは宜野湾署

のほうに対応を要請をするというふうなことですね。

この件については、口頭での要請ですか。それとも何か文書で、これまでいろんな要請が、どうもどこで自治会からの要請とか、あるいは区民からの請願とか、そういったものがどこまで行っているのかということについて、少し疑問を持っているものですから、ぜひ要請されるについては文書でお願いしたいと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

これまでも年に1回、年度の初め頃、これまでの要請もまとめて文書で要請は行っております。

今回の奥間の信号につきましても、先週、宜野湾署の交通課の係長も現場のほうで対応してもらって、現状を確認しているところであります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 現場のほう、確認もされたということで、素早い対応ができるのかなと思って期待をしたいと思います。

この右折の信号と併せて、この桃原線から出てくる車両の安全について、何か先ほどは傾斜を少し直すというお話だったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

現在、国道329号線の拡幅に伴う工事の関係の桃原線への取付工事は、まだ完了しておりません。今は一時的に取り付けて通している段階ですけれども、今後、先ほども答弁したとおり、ここの改修工事を取付け道路として、原因者負担で南部国道事務所により行う予定です。

その今から行う中で、こういう安里清市議員の意見とか、そういうものも踏まえながら、いろいろ協議していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 ありがとうございます。

向こう任せにされるわけではないと思うんですけれども、やっぱり何回かこの質問を提出するに際して、桃原線から上がって、現場の状況を見ながら何度か通っているんですが、もう上がってくると勾配がきつくて、交差点がどうなっているのか状況が分からないうちに、交差点に進入してしまうという状況があります。

そういった道路の構造についての改修と含めて、またしかるべき安全対策、信号機等の件も含めて、十分検討されて取り組まれるようお願いをしておきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時05分）

~~~~~

再 開（14時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。議席番号8番、屋良照枝、通告書に基づき一般質問します。

大枠1番、所管事務調査より。

所管事務調査において、先日農業委員会の皆さんと担当職員と情報や意見交換会を得ることができ、一番困っていること、要望することが、井戸、灌水であることが皆さんの切望でありました。

そこで伺います。

現在、井戸を掘るための補助はありますか。農家が共同で利用できるため池、用水路は村には何か所ありますか。

大枠2番、サンヒルズから新垣の村道について、前回の9月定例会で伺いましたけれども、

村道新垣中央線について、その後の進捗状況を伺います。調査はどうなりましたか。

大枠3番、護佐丸バスの運行拡大について、中城村で唯一バスが通っていない浜に、護佐丸バスのバス停の設置を以前より要望しておりますが、その後の進捗状況、進展はありますか伺います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては産業振興課、大枠2番が都市建設課、大枠3番につきましては企画課のほうで答えをいたします。

私のほうでは、御質問の護佐丸バスの運行、バス停の件だと思いますが、特に、浜地域のために非常に前から照枝議員は積極的な発言をいただいておりますけれども、前にもお話ししましたとおり、せっかくもうデータが出てきておりますので、これは担当課のほうにはもう一度精査をして、本当に必要な地域にバス停は必要な所にちゃんとつくっていかう、あるいはそれを見直して、必要でないであろうと思われる地域は、そこはまた遠慮していただいとかが、いろんな判断、これからだと思いますが、これはまた委員会での判断にもなりますので、私のほうからそうやりますという返事は今できませんけれども。

ただ、お話ししたとおり、指示としてはもう一度しっかり見直してやれるんじゃないかということをお話ししておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 5月18日の所管事務調査においては、農業委員、推進員の皆様と活発な情報交換、意見交

換ができました。ありがとうございました。

それでは、質問にお答えします。

農家が共同で使用しているため池については、添石、伊舎堂、泊、津覇地区に4か所あります。和宇慶地区畑地かんがい施設で貯水タンクが9基、貯水マンホールが27基設置されています。

また、用水路については、村内に多数あります。

井戸を掘る事業につきましては、農業用水対策施設設置補助金がございます。事業内容につきましては、補助率は施設設置費の2分の1以内、補助限度額10万円を上限としています。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 屋良照枝議員の大梓2番についてお答えします。

令和4年度に行いました調査において、村道新垣中央線の路盤厚の不足は確認できておりますので、舗装構成改良事業の事業要件を満たしております。現在、令和6年度に詳細設計を行えるよう、沖縄県に対して補助事業の要望をしております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、屋良照枝議員の大梓3について答弁します。

3月議会においても答弁をしておりますが、護佐丸バスの利便性を高めるために、浜地区を含め、新規バス停の設置や位置変更など、またルートや時間帯などについても、全体的な見直しが必要であると考えております。

公共交通である護佐丸バスのルートなどの見直しを行う場合は、国や県、有識者や民間バス会社といった関係機関で構成する地域公共交通協議会において審議する必要があります。

今後、住民等へのアンケートの調査の実施を検討しており、その結果を踏まえ、令和6年度中に地域公共交通計画の策定について検討してまいりたいと思います。

課題は多くありますが、利便性の向上に向け

て、協議会の審議過程においてルートや時刻などの見直しを検討していく予定です。

以上です。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 それでは再質問させていただきます。

大梓1番の先ほどありましたけれど、施設設置経費で補助率が、施設設置経費の2分の1としてということで10万円の限度であるというふうに井戸の件、お話がありましたけれども、この設置の経費10万円が限度、その2分の1ということは、20万ぐらいの設置という、そういう見積りというかそういう数字が出てのこの10万円の限度という、そういう算出になっているのでしょうか。ちょっと経過のほうを教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 この事業につきましては、平成26年度に新設された事業であり、そのときの根拠は分らないんですが、要綱が制定されました。現在、ちょっと農家さんから聞いたところでは、もう30万円以上かかるということは聞いております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません。質問を直します。

10万円の限度という、この10万円の数字が何年間10万円ですか。それとも最近、この10万円は上がったんですか。それをちょっと教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 10万円の限度額、補助率2分の1に関しては当初から変更はないと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 先ほど課長は平成26年

とおっしゃいました。要するに、この10万円の
限度が令和からなのか平成からなのか、何十年
間10万円ですと限度額が止まっているのか、
それをお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範
三 平成26年度からですので、10年間変わって
いません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、その10万円の金
額がずっと変わっていないというのを今、確認
いたしました。

そして、その10万円の補助に対して、井戸を
掘る方、農家の皆さんの利用状況、何件ぐらい
掘られているのか、分かる範囲内でいいです。
現状をお伺いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範
三 令和5年度はまだ申請がありません。令和
4年度に1件、令和3年度に3件、令和2年度
に1件、令和元年度に1件ということで認識を
しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、この確認です。
4年が1件、3年が3件、2年が1件、元年が
1件、10万円の補助で掘られていますけれども、
実質掘られた井戸を農家さんがやりますよね、
その方々の見積りとか、どれぐらいかかった、
そういう聞き取りはなさいませんか。それとも
何も聞かないで10万円だけの支払いでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会
事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範
三 先ほども答弁したんですけれども、実質的
には古いヒューム管を使って30万円以上かかっ
ていることは確認しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長は今、古いので30
万円以上かかる、そういうお答えをなさいまし
たけれど、先ほどの補助率で経費の2分の1以
内、上限が10万。30万の半分といたら15万だ
と、単純に計算は出ますし、それから、先ほど
何十年この10万円ですときているというのを
聞いて、ちょっとショックを受けております。

というのも、ここ最近のいろんな答弁の中で、
物価高、それからいろんなので物価が高騰して
いるとか、そういう建築、そういったいろんな
ことに関しては、電気料、そういうものに対し
ての値段が上がっているとか、そういうことに
関してはすごく敏感に返事が来るし、早く早く
でしていますけれども、この農家の状況、その
材料、そういうものに関して、30万かかる、そ
れいつの話ですか。

私はこの質問をするに当たって、1か所だけ
ですけれども西原の工業団地にあります二次製
品、ヒューム管について調べてまいりました。
その値段を言う前に、課長、もう一度お聞きし
ます。30万で今の現在、井戸が掘れるとお考え
ですか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時34分）

~~~~~

再 開（14時34分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範  
三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範  
三 30万が出たかはちょっと分からないんです  
けれども、いろんな掘削方法、また井戸の深さ  
によっても事業費は変わると思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私もそれほど詳しくは  
ないので、この多分令和3年度の11月に、実際  
に頑張って掘ろうという方を見積りを見せてい

ただくことができました。それで、去年の方は全然参考にならない、もう全然金額が違うから、これではできないということで、令和3年度の11月に掘りたいと、掘ろうとしている方を見積り、お二人、見せていただきました。

そのときにも、課長がおっしゃるみたいにヒューム管の値段は10万円上がっております。10万円そこそこ、材料費だけです。そして、この令和3年度の11月の時点で井戸を掘ろうとした方は、今現在、年内につくるのであれば、この金額です。でも年を明けたらもっと上がりますというのを条件付に見積書を取っています。それを見せてもらいました。

その時点で、新品のヒューム管、1メートルの幅2.5、2.3号、そういった材料を使って、二次製品の新品を使って46万でした。そして、中古のヒューム管でやる方が、おっしゃるとおり32万、それも税込みではありません。そして、条件付に11月の見積りで年内に、令和3年12月までに、今年中につくるのであればこの金額を保証します、年明けたらもっと上がりますという、業者からそういうことを言われて。

要するに、10万円では全然足りないんだけど、でも必要であるからということで掘られたということで、令和3年のお二人からその話を聞きました。

改めて、質問書を出してから6月の頭、西原の工業団地の二次製品組合、そこのほうにヒューム管の値段だけ、今6月の頭のヒューム管の値段だけ確認をしました。材料だけでもない、ヒューム管だけです。900の2,430ので11万で、1メートルの長さで13万5,000、1メートル10で16万です。それでも今現在の値段です。もっと上がりますよというふうに組合の方はおっしゃっていました。

この10万円の補助について、再度お尋ねします。妥当な補助金だと思いませんか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 現在の物価高等を考えたら、平成26年度から当初の事業でありますので、その辺段階的に農家の皆さんとお話をして、補助率とか限度額を見直していければよかったかなとは感じております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ皆さんの声をじかに、本当に今現在の物価高がすごいんですよ。そして、コンクリートの値段も、おうちを建てる人でさえ躊躇する。電気料金、そしていろいろな材料費、本当にこの二、三年の物価高、そういうのを考えてみたときに、課長、平成26年から10万円が変わっていないという、私はせめて令和かなという期待をしていたんですけども、遡って調べることができなくて、10万円の補助率は今の現状に絶対に合っていません。ぜひ、農家の皆さん、本当に救っていただけるようにお願いします。

じゃ、この令和5年度の、今年度の井戸の10万円の補助で上がっていますけれども、何件くらいというのか、どれぐらいを予定していますか。もし、たくさんの方が出てきた場合、補正とかそういうものとかいろんな考慮の仕方は考えられますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 令和5年度の当初予算につきましては、30万、10万円掛ける3件で30万が予算計上されております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ井戸を掘りたいと農家の皆さんがおっしゃいましたら、ぜひ見積書、材料費、そういうのも検討して、ぜひ補助率に関して、頑張っている農家さんに対して補

助していただけるように、そして、現状に、この状況に見合った補助ができるように、検討お願いいたします。

それでは、井戸についてはいいですので、もう一つのため池について、その利用状況、そういったものを伺いたいんですけれども、先ほど、ため池4か所あるというふうにありましたけれども、この中で添石、伊舎堂、泊、津覇、均等に使われていますか。それとも、ここだけ特別使われているとか、何か利用状況に差がありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 津覇地区については、10件の農家が今、利用しております。添石、伊舎堂、泊については、ホースの取水口はありますが、どなたが利用しているかは把握はしておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ため池ですけれども、津覇の利用状況のメーターというか、そういうものに関して差がありますよね、課長。泊、添石、ほかのところのホースの畑までのつなぎ方とか確認のところ。津覇のほうは各畑、畑に来ていますよね、メーターというか。そういうことで利用状況がここは10件、ほかは自由に取っているというか、そういう判断だと思うんですけれども、これ、課長の見識でよろしいので、農家さんの利用状況として、十分行き渡っているというふうにお考えですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 津覇地区については、当初29件の方々が利用しておりましたが、10件とはなっています。

ほかの3つのため池については把握していません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 質問を変えます。

今10件とおっしゃいました、その利用している方々の料金の支払い方、それから利用状況の、一番は料金です、そういったものはどういう徴収の方法でどういう算出で徴収していますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 津覇のため池についてはメーターがついていますので、職員が毎月定期的に、29件のメーターを確認しております。

平成3年10月に30円から40円に値上げをしております。立米40円で皆さんから徴収しています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ため池の水ですよね。それで、モーターといういろいろあって、電気料金として徴収をしている。そして、実際にメーターが動いていない、そのメーターに関しても基本料金というか、そういうものが発生しますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 1立米40円ということで、水の使用料として請求をしております。基本料金はございません。メーターが動かないゼロメーターの方には請求をしておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 先ほど所管事務のほうで、本当に農家の皆さんに交流会というか意見交換会を求めたときに、本当に口々に皆さん、水が大事である、水を散水できるように、1日1回じゃないんですよ、最低でも2回やらないと生育は悪い。そして、一番驚いたのが、水かけてもだんだん水が干上がってくると、中城の下地区の水は特に泊と伊舎堂らしいんですけれども、塩害というか塩分濃度が高くなるという

ことを、実際にかけてみて、半分ぐらいになるとかけても逆に葉野菜というか野菜に対して、あまりいい影響はないというふうに、実際にかけている皆さんから声を聞いて。

逆に津覇のため池は、多くの方が使っているけれども、それでもすごく足りない、そして、ましてや5月の時点のお話でしたけれども、今年あまり梅雨時になってもさほど雨降っていないから、今年も水かけには苦労するだろうなという、そのお話がありました。

改めてお伺いします。ため池のペーハーというか、そういう調査とか、そういったものは考えたことがありますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 調査はこれまで行ったことはないと思います。今後、そういう下地区、主に野菜をつくっている方々と意見交換をしながら、どういった方法がいいのかは検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ農家さんの本当に命の水というふうに、水が大事ですとおっしゃっていましたので。

戻しますけれども、津覇のため池の電気料金について再度確認します。先ほど10件の方が今使っている状態、この方々が毎月で請求書を起こすのでしょうか。要するに、1件当たり幾らぐらいの電気料金を納めていらっしゃるのか、おおよそで結構です。教えてください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 毎月メーターを検針して、職員が納付書を発送して、毎月振込をお願いしている状況でございます。

水の利用料につきましては、菊栽培の方々は

多いときには1万円を超し、雨が多いときには皆さん安く済みます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません、じゃ、1件1件ではないです。この10件の方で、電気料というのはトータルで幾らぐらい納められるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 年間約27万から28万円で、月平均2万3,000円であります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今、中城のそのため池を利用している方のトータルで年間27万、少しこれ、考え方をちょっと確認をしますけれども、前に今年度から電気料金、自治会の電気料金、街灯、役場のほうで持ちますよね。そのお話を聞いて各自治会喜んでおります。それで、農家さんへの助成は、この井戸のタンクだけの助成ですよね。ほかにも補助金というか何か役場から出していただいている手当とかそういうものがございますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 農家さんへの補助につきましては、農薬補助、資材補助があります。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 農薬補助、それに関しては、物自体が上がったから、それに対して補助を出したんですよね。補助率上がりましたよね、肥料とかそういうものの高騰。それに対する補助は上がっていませんか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 農薬補助、肥料の補助に関しましては前か

ら定額で補助がありました。去年に関しましてはコロナ交付金等を使って上昇した分についての補助は行っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、そこはちょっと値上がりした分、少し補助率は要するに多くなっているよという、その聞き取りをしたものですから、原価が上がればそれなりの補助は上がるというか、そういう認識を持ててしまったので、この質問になりました。

というのは、井戸の先ほど言いました材料が、本当に何十年ずっと10万円で動いてなくて、材料費がこんなに上がっているのに、何でずっと10万円なんですか。このことを強く言いたいために、今農薬とかほかの補助率をお伺いしました。

再度、もう私の言いたいことはこれです。材料費が高騰して、井戸を掘りたい、お水が一番大切であるという農家さんの声を、どうか切実に受け止めて、彼たちに自分たちで使える井戸、そしてちゃんと使える井戸を掘ってあげたいし、利用してあげたいし、補助率も上げていただきたい。せめて、そのかかる材料費、今現在つくろうと思えば、課長も50万円に近くなっていますよ、本当に。ヒューム管だけじゃないですよ、ユンボも要ります。それを運ぶための移動費も要ります。ましてやユンボを動かす燃料費、それも以前の燃料費と比べものになりません。

普通に考えて、全然以前の材料というかそういう見積りで今現在の井戸が掘れるという、そういう把握は誰が見ても分かると思いますので、補助率、ぜひ今の現状に合った補助率をしていただけますように強く要望いたします。

すみません、この件について、村長、聞いていかれて、農家さんの皆さん本当に台風後にすごく苦労をなさっています。それから、ちょっと別段ですけれども、津覇の駐在さんからの情報で、下地区の農家さんのガラン、真ちゅうの

盗難です、そういうのがあるとか、吸い上げのモーター、それも1件盗難に遭っているということで、これも6月の初めあたりに駐在さんからありました。

下地区の農家さんの現状であるということで、これは被害届を出された方だけの数字です。だから本当に全部出されているのかなということで、本当に農家さんは踏んだり蹴ったりというか、本当に台風後の話で少しまた盗まれたんですよね、何で。

そのガラン、盗まれたものもきれいに取るんじゃないくて、ちょん切って水ずっと出っ放し、そういう状況で取られるということで、そういう話を聞いたときに、とても心が痛んだんですよ。

ぜひ、本当に29件あったところが今10件、農家さんが本当に少ないあれで、精いっぱい頑張っているんですよ、その方々がやる気を失わないで、その畑を頑張ってもらえるように、そういった手当、補助、そういったものを考えていただけたらと思います。

村長からも農家さんの皆さんに何かお考えがありましたらお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今やり取りを聞いていますと、一度も耳にしたことがなかったものですから、こういう。私のほうに何かが要請が来たとか、あるいは担当課に要請が来たとかということを聞いたことがありませんので、何とも申し上げられませんけれども、ただ、井戸の話だけを切り取りしますと、井戸をつくるのが必要なのか、水を出すのが必要なのかにもよってまた金額も変わってくるような気がいたします。

目的が何であるのか、そういうものも全部精査をして、しっかり、じゃ、必要なところに必要なものを我々も支援をするつもりはございませんけれども、ただ、情報量があまりにも乏しい

ような気がいたしますので、ここでの全回答は避けたいとは思いますが、いろんなところでいろんな話を聞いて判断していきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私の大枠の1で、補助金が10万円というのが、ここ何十年ずっとその金額であるというその事実だけは重く受け止めていただきたいと思います。農家さんがその10万円の補助で、本当に物価が高騰してこれだけでは掘れないという現状で、ずっとずっと頑張っていらっしゃるという、その実情だけでも把握していただければ、これを質問に出した私の思いは少し伝わるかと思っておりますので、大枠1番についてはこれで終わります。

大枠2番に移ります。

サンヒルズの新垣の中央線についてですが、先ほど課長のほうから調査はやったと。そして、改良工事が必要であるということは認めていただいたと。

令和6年ですか。今年度は何も動きがないんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

令和4年度に新垣中央線の舗装厚が足りないというのを確認して、その結果を基に今年度設計を入れたいということで、5月に県の道路管理課とヒアリングを行って、6年度の事業として要望を行いました。なので、年度末に内示が出るものと思われまして、それで内示が出たら、令和6年度に設計を行います。最短で工事は令和7年度になるものと思われまして。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ前回質問しましたように、サンヒルズがこの道を利用して30年余り一度もしっかりと直されたというか、要所要所の部分的な直しはありましたけれども、ちゃんとしたあれはなかったですので、今回改良を

してきれいにやるということですね。

1点だけ気になるんですけども、厚はおっしゃったとおり足りないということで、幅とかそういうものは今より、設計の段階で4メートルというかその幅は確保されますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、新垣中央線において、4メートル足りないところは4メートルまで拡幅していきます。この舗装改良事業において4メートルまで拡幅工事を行います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ通りやすくなるきれいな道に、とにかく今よりもよくなることを願って、また進捗状況はおいおいに見て確認しに行きたいと思っておりますので、ぜひ令和6年のそちらに向けて進めていただけますようによろしくお願いいたします。

それでは、大枠3番の護佐丸バスについて伺います。

先ほどルートの見直し、そういったものを令和6年とありましたけれども、1点だけ確認をいたします。

先ほど私が前に質問してというかお願いしたことは、まだ通っていない浜に護佐丸バスを通してほしい。村内で唯一通っていない浜に護佐丸バスを通してほしい。その1点を強く要望いたしました。

でも、先ほどの村長のお考え、それから課長の全体的な見直しとかということで、まず浜が通ることではかに通らないところが出てくるのか、そういう可能性が含まれているという考えなのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

これまで屋良照枝議員からは、浜バス停ということで要望がありましたが、ただし、ほかの議員からも利便性の向上のためにということで、いろいろと要望がありました。やはり全体を含

めて護佐丸バスがスタートしてくれると、できる分のバス運行はしていると思うんですが、これ以上を何かしようとする、やはり全体を見直しながら行っていけないのかなというふうに感じています。

浜を入れるとほかが削られるかというのも、これも先ほど村長が言ったようにデータを見ながら、その他意見を聞きながら、できれば全体を網羅した計画にはしたいんですが、なかなかそこも財源とかもいろいろあるかと思いますが、現時点ではどこかが削られるとか、そういったことでは考えていません。あくまで全体を見直すためにまたアンケートとか審議会なども含めて進めていきたいと考えています。

以上です。

**○議長 伊佐則勝** 屋良照枝議員。

**○8番 屋良照枝議員** ぜひ見直し、審議会、とにかく今現在、護佐丸バスの利便性、そして皆さんがどういうふうにやってほしいとか、そういう思いをぜひ網羅して、また再度まいたにのせていただいて、いろんなルート、それからいろんな案を検討していただきたいということで、とにかく進めていただきたい。そこを要望いたします。

私のほうからは、先日、浜のほうから以前は陳情書を出しました。今年6月に請願書を出しましたので、その請願書の中に思いは込めましたので、請願書を読み上げたいと思います。

請願書。

護佐丸バスをぜひ浜地区に運行していただきますよう、賛同議員と浜自治会長と共にここに請願するものです。

中城村で唯一バスが通っておらず、浜地区は中城村民として公共のサービス、とりわけ交通難民として住民は長く不自由な生活をしております。高齢者、運転免許証の返納者の方々、護佐丸バスが通ることで病院、ハートライフ病院、わくさん内科への通院、スーパーマーケット、

サンエー、ユニオン、かねひでへの買い出しが、護佐丸バスを利用して実現できますように、切にお願い申し上げます。

浜自治会長、謝名堂幸夫。中城村議会議員、屋良照枝。中城村議会議員、石原昌雄。中城村議会議員、金城 章。

こちらで請願書を出しました。

私はもう本当にこの護佐丸バスの浜を通すということに、ずっとこれを質問の中に加えていきます。そして、それを少しでも本当に一歩でも進めていただきますように。最終的に陳情、請願、来ましたので、次は住民の署名を持って嘆願書を考えておりますので、御検討のほうよろしくをお願いします。

これで一般質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

続きまして、追加日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6月9日、本定例会の会議録署名議員として仲松正敏議員を指名しましたが、本日欠席でありますので、本日の会議録署名議員として、比嘉麻乃議員を追加指名いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時07分）

# 令和5年第3回中城村議会定例会（第5日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年6月9日（金）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和5年6月13日（午前10時00分） |                      |         |
|                                | 散 会             | 令和5年6月13日（午後2時52分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 11 番            | 仲 松 正 敏             | 12 番                 | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

議 事 日 程 第 3 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。最初に、大城常良議員の一般質問を許します。大城常良議員。

○9番 大城常良議員 おはようございます。議席番号9番、大城常良でございます。

今、議長の許可が出ましたので、これより通告書に従って質問を行いたいと思います。

いい答弁を期待していますので、よろしくお願いいたします。

早速、大枠1番、防災無線の改善について伺います。

①以前から場所によって防災無線、広報マイクが聞こえないという切実な苦情が多く寄せられているが、改善に向けて対策は考えているか。

2点目に、村ホームページを活用して各自治会の行事予定表を掲載することができないか伺います。

大枠2番、水道水PFAS汚染問題について伺います。

1点目、西原浄水場周辺のPFAS検出については、沖縄県、西原町、中城村が連携して調査、対応していくとあったが、その後の調査及び発生源は特定できたのか伺います。

2点目に、北谷浄水場で検出された最新のPFAS値と今後の取組について伺います。

大枠3番、恒久平和への取組。

1点目に、戦後78年が経過して、戦争体験者も減少する中で今年も慰霊の日が近づいてきました。次世代に戦争の惨禍や平和を継承するため、村の取組を伺います。

2点目に、小学校、中学校での平和授業及び行事の取組を伺います。

3点目に、日米地位協定の抜本的改定が書か

れた懸垂幕が長期間掲示されてないが、掲示されていない説明を求めます。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては住民生活課と上下水道課、大枠3番につきましては企画課、教育委員会、総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうで、お尋ねの恒久平和への取組について所見を述べさせていただきますが、これはもう当然のごとく議員おっしゃるとおり、我々の務めとして次世代へしっかり平和の尊さを継承していかなくちゃいけないという大きな思いがございます。

そういう意味では、先日、比嘉麻乃議員からもございました平和の日の制定など、そういう何らかの発信を積極的にやっていくべきではないかということは思っておりますので、今後しっかり検討していきたいと思っております。

それとともに日米地位協定については、当然これはもう全国民の総意だと、改定につきましては、総意だというふうに思いますので、抜本的な改定を目指すために、今まで取り組んできたことも含めて、懸垂幕云々の今御質問もありますけれども、当然我々もそれを発信していくべきだろうと思っておりますので、それは時期を見ながらいろいろ懸垂幕の件につきましては、また担当課のほうで御説明させていただきますけれども、思いは同じだということでございます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠3の②の恒久平和への取組についてですが、子供たちへの平和教育はとても重要なことだと考えています。戦後78年の月日がたち、教

師もちろん全員戦争体験者ではなくなり、子供たちに平和学習をするときにどう伝えていけばいいのか難しい状況です。

そこで、本村では、夏休みに全教職員を対象に現地に行って、平和ガイドの講師を招いて、平和学習研修会を実施しています。

今年度は、村内の戦争遺跡巡りを実施します。また、各学校とも年間計画を作成して、平和学習を計画的に実施しています。

②の詳細については教育総務課主幹が答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 おはようございます。

それでは大城常良議員、大枠1、①、②及び大枠3、③についてお答えをいたします。

まず、大枠1、①でございます。

防災行政無線につきましては、天候や風向き、高気密な住宅環境などにより、音声が届かないということを認識しております。

聞こえづらいと問合せがあった地域などを基に防災行政無線の難聴地域を割り出すための鳴動試験、鳴る音情報を聞き取る試験、を5月に実施しております。

今後につきましては、既存のスピーカーを高性能なスピーカーに機能強化し、難聴解消を図るなどの案も検討中ではありますが、機能強化に係る費用の面で調整も必要であるため、活用できる補助金等も考えながら改善に向けて進めてまいります。

②村ホームページは、村行政やイベントに関する情報を中心に村全体に関する情報を発信するツールと考えております。

ホームページへの各自治会行事の予定表掲載の仕方によっては、村の広報する情報と混同し、閲覧者へ情報が伝わりにくい状況も想定されますので、現在のところ考えておりません。

しかし、自治会活性化としての方法であったり、加入促進等につながるものとして検討でき

るものと考えております。

大枠3、③でございます。

「日米地位協定の抜本的な改定を求める」についての掲示につきましては、懸垂幕としての掲示を令和3年度、令和4年度ともに不定期ではございますが掲示を行っております。これまで明確な掲示時期や期間を定めていなかったため、長期間掲示ができていない状況となっております。

日米地位協定の改定は、多くの国民、特に県民にとって切実な思いであると考えております。抜本的な見直しに対する思いは変わりはありません。

今後の掲示方法につきましては、時期や期間を明確にし、適時の期間の懸垂幕における意思表示を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2の①についてお答えいたします。

令和5年度も中城村内の令和3年度の調査で暫定指針値を超過した箇所におきましては、沖縄県により引き続きモニタリング調査を実施いたします。

発生源の特定については、県において周辺の企業等から聞き取り調査を行っておりますが、現時点では特定できておりません。

沖縄県におきまして、引き続き特定に向けた取組を実施していきます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは、大城議員の大枠2の②についてお答えいたします。

企業局が公表している北谷浄水場の最新のPFOS等の値は、令和5年4月現在、1ナノグラム・パー・リットル未満の値と報告されております。

今後の取組については、村民にPFOS等が含まれていない安全な水が供給できるよう、引

き続き他事業体及び企業局と連携し、情報共有に努めてまいりたいと考えています。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 大梓3の①の大城常良議員の質問にお答えします。

企画課においては、次世代に戦争の惨禍や平和を継承する取組として、長崎県への青少年平和学習交流団派遣事業及び令和4年度より始めておりますが、村内も含めた戦争遺跡など関連施設における中学生平和体験学習事業の継続した実施を予定しております。

また、不定期ではありますが、本年度は生涯学習課と連携し、村内の戦跡を巡る夏休み子供企画としてバスツアーも8月に計画しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大梓3の②についてお答えします。

小中学校での平和学習、行事としましては、平和祈念資料館友の会員による戦争体験にまつわる講話、沖縄戦に関わる絵本の読み聞かせ、村内または県内の戦跡巡りなどが行われています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

まず、防災行政無線の件です。

これ今、課長のほうから天候、風向き、そういうものも含めて聞こえないところが場所的にあるのではないかということなんですけれども、私、あちらこちらの住民の方々から、まるっきり聞こえないと。最初のチャイム、ピンポンは聞こえるんですけども、もうそれ以降、窓を開けても聞こえない。内容がどういうものなのか、全く把握できないというようなところが多々ありまして、前にも防災無線については少し話したと思うんですけども、やはりこれから相

当の全国で地震が頻発している、こういう状況を考えた場合に、地震発生してこれが国、県からのJアラートとかそういうものはいろいろ出てくるかもしれないんですけども、やっぱり村内が急にこういった事案が発生した場合、果たして聞こえない場合にどうなるんだろうと。

例えば、海岸沿いの方々が津波警報が出た場合でも、これを聞こえなかったということでは恐らく済まされないだろうというようなことも重々承知しているものですから、だからどうしても切なる思いで、しっかりと対応して、聞こえるようにしてほしいというのがありまして、例えば、これ私のほうでもどんどんこういった心配の電話とか話があるんですけども、行政のほうに対してそういう苦情とかは今までなかったのかどうか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

大城議員がおっしゃっている、聞こえないという難聴地域があったりするのは把握をしているところでありますが、防災無線について聞こえづらい、うるさいという苦情ではないんですが、問合せが多々あります。まず聞こえない地域につきましては、職員がその地域を確認して、伺っているところでございます。

今後につきましても問合せがあれば、その地域の防災無線の聞こえ方については確認をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほど答弁の中で、難聴を強化するという取組を今、これアンケートでやられているのか、どういうアンケート方法でやっているのか、そのあたりをちょっと伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

難聴地域につきましては、アンケートではなく問合せ、ホームページへのメールでの問合せ

等の確認において総務課のほうでその地域についてどのぐらいの方々からの問合せがあるかということで把握をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 住民の方々は、なかなか行政に対しての苦情というのは言いづらいとか、なかなか来ないと思うんですよ。身近にいる我々に、これこういうふうになっているけれども、何でこうなっているのと。これ機械、ずっと前から聞こえないよという、何の改善もできないのというようなこともあって、これ屋宜自治会の単独で我々公民館の上にスピーカーを3つ設置して、できるだけ聞こえるようにということで、金額的にも相当の金額70万ぐらいかかったんですよ。これ事業所に聞いたら、ほとんど聞こえるのではないですかというような感じで、それだったらもうそれ予算組みしてやっていいんじゃないのということで、いざ設置したら全然変わらないと、住民のほうから。前とあまり変わらないよと、70万もつけてこれぐらいなのと言われるような言い方もされたり、我々もガッカリしていたんですけども。

そういうのも含めてスピーカーが悪いのか、あるいはまた新たなスピーカー、先ほど言ったあのスピーカーが強度が強いのがあるということもちょっと聞いているものですから、そのあたり、さっき言った予算面も含めて、どの程度の予算面も含めて、どの程度の予算がかかって、どれぐらいの、例えば振幅でこれ、今までと、これからこれをつけた場合にどれぐらいのものが聞こえる範囲が拡充されるのか、そのあたりも幾らか把握しておりますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えいたします。

先ほど、高性能スピーカーと答弁をいたしました。高性能スピーカーにつきましては、子局の直下の音量を変更しながら、耳に入りやすい部分で伝えるスピーカーとか、そういったものを

をカタログで確認をしながら。金額については、まだ把握はしておりませんが、そういうのがこの地域、1つの地域ではこの高性能スピーカー、また別の地域では通常の既存のスピーカーでも使えるものでもあるんじゃないかということで、担当である職員と確認をしているところであります。金額については、まだ確認はしておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、屋宜を例えていきますけれども、屋宜公民館があって、元の329沿いに交番所があったんですけども、今アルミ屋さんかな、隣にあって、そこら辺が6班、7班ぐらいになるんですけども、もうそこら辺りがほぼ聞こえないという苦情があって、屋宜の区長に相談して、ここら辺に1基新しくスピーカーつけたほうがいろいろな面でいいんじゃないのと、苦情も多いしということをやったんですけども、見積もりしたらまた100万ぐらいかかってしまうということで、2回も区費でやったら区民は納得しないよというような話もあるもんですから、壊れた場合には、どうしようかという中で、今、この聞きづらいというところも含めて、陳情あるいは嘆願書ですね、そういうものを、村に一応出して、どういう回答が来るか分からないですけども、準備しましょうかというような話も今協議会で進めてはいるんですけども、これがちょっと大きい金額がかかってしまった場合には、やっぱり区民ではできないと。自治会単独では大変厳しいところもあるものですから、先ほど課長も言われた補助金もいろいろと探して、それで活用できるのであれば、しっかりとこれ前向きに取り組んでいただければいいなというふうに思っているんで。

周辺のアンケート、これ屋宜だけではなくて、あちらこちらから区自体が固まっているのであれば、大分そういう所はよく聞こえるんですよ。

しかし、屋宜みたいな、あるいは北上原、新垣みたいに離れている宅地が多いところがやはりちょっと厳しいんじゃないかなというふうに思っているんで、そのあたりをしっかりと調査して、改善できるようにぜひ取り組んでいただきたい。それどうですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

5月に実施しました鳴動試験、聞き取りの検査のときには、津覇地区と奥間地区、添石地区と北上原地区の4つの地域でございましたので、今回、屋宜地区の検査については行っておりません。

今後、議員からお話しがありました住民の声を届けていると思いますので、その地域につきまして、確認をしながら予算的な面であったり、補助金の活用方法についてもこちらで検討をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 緊急の場合に聞こえなかったという話になってしまったら、我々も困るし、そこに住んでいる方々も大変厳しい状況になってしまうかもしれないような状況です。私が一番心配なのは、やっぱり災害、地震とかそういうのが起こった場合、沖縄も30年以内には震度7ぐらいの強い地震が来るよというのが、これ専門家の中でも言われているものですから、そういうのを含めていけば、もうしっかりと対応しておかないといけないなというふうに思っているんで、これはぜひ早急にやっていただきたいと思います。

2点目のホームページへの行事予定表の掲載なんですけれども、このほうも屋宜の自治会、区民の方から話が出たんですけれども、やっぱり全然聞こえない中でスピーカー、マイクがですね。取りあえずホームページに村の行事といういろいろ書かれているものがあるものですから、それに附属して各自治会のいろいろ計画表をそ

ういうものが何件か、できるところ、やられるところだけでもできないですかというようなものが総会の中で話があったものですから、恐らくこれは金もかからないだろうという話をしていたんですけれども。

それを載せた場合に先ほどいろいろと混同するという話があるんですけれども、その混同というのがどういう状況で混同するのか。例えば、これは各自治会の計画表を載せるだけで、載せた場合に、これはまた村民、区民から、これこういうふうになっているんだけれどもどうなのという場合には、これはまた自治会長に聞いてくださいというような、一方的な発信だけでもできるんじゃないかなというふうに思っているんで、そのあたりをさっき言った混同というもののちょっと説明をもう一回お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

先ほど答弁をしました情報の混同ということにつきましては、ホームページにつきましてはいろんな情報が集約されて各団体であったり、各課、係の行事、補助団体の日程等、イベント関係のスケジュールも掲載をしておりますので、その分について人と地域の自治会の部分について、同じような種類のイベントが一緒になると混同してしまう、見間違えも多いので、その部分についても掲載するのであれば、各自治会、同時にやることが望ましいのかなということで考えています。1つの自治会だけでなく、各自治会があれば、これは自治会発信の行事であるなということで、皆さんも分かりやすいかと思いますが、その辺については検討をしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 質問の中にも私は屋宜自治会も載せてくれという話をしているのではなくて、質問にもあるとおり各自治会の行事予定表、これを載せてくれということを質問して

いるものですから、もう一回、自治会長会とかそういうのを含めて、そういう話があるんですけどもどうですかと。できそうですか、あるいはやるメリットはありますかとか、いろいろちょっと調査して、自治会長会の中で、ああ、いいんじゃないのと、あるいは逆に要らないんじゃないというのも含めて、しっかりまた調査していただいて。

私は、これ自治会の活性化、あるいは区民の、各地域の活性化にもつながるといふうに感じているものですから、そこはまた混同するといふところがあれば1つにまとめてもいいですし、そのあたりもちょっと調査してやってもらえますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

ただいま大城議員、御提案がありました各自自治会の行事等をホームページに掲載して地域の活性化になるのであれば検討するべきものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 村民の利益に当てはまるのであれば、しっかり対応していただいて、金がかかるのか、かからないのかまだ分からないですけども、そのあたりも逐一また私のほうからも聞いていきますので、早急の検討といふことで進めていってください。

それでは、大梓の2番に移ります。

水道水P F A Sの汚染問題ということで、これ新聞報道でやってから相当期間がたっているんですけども、これまた今年の3月に、新聞報道で西原ではP F A S 19.8倍という報道がありました。中城では、和宇慶の畑のほうで43ナノグラムということが発表されたんですけども。

以前の質問では、ちゃんと協議して、結果は逐一発表、説明していきたいといふような話があったんですけども。やっぱり我々は新聞に

載ってからしか、こういうところは全然把握できないものですから。

これは県、西原町、中城村、三者で恐らく協議をされていると思うんですけども、これこういったP F A Sが相当出たと、西原浄水場の周辺で出たといふところで、それ以降の大体何回ぐらい協議して、例えば説明会が持たれたのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

令和3年に、P F A Sが発生してから県、西原町、中城村を含めて年4回の協議を行っております。

今年度は、先月5月に、今年度第1回目の協議を行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば、これは県の企業局のほうとの話になるのか、それとも環境課かな、そういうところになるのか。この協議会が行われている中で、例えば、県からの説明があつて、それについて西原町あるいは中城村からいろいろな質疑応答とかできるのかどうか。説明してもらって、じゃ、これで今回いいですねといふようなやり方で終わられているのか、中身のほうをちょっと教えてください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

これまでの協議の中では、この測定値の結果の報告であるとか、あと西原町、中城村からのこういった対応しているのかという確認は行っております。県は環境保全課になりますけれども、そこからの報告のみだけではなくて、我々が持っている疑問点とか、そういったものは回答してもらふという形で行っております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 和宇慶の畑といふところで、どこら辺、大まかには知っているんですけども、こっちの地権者がおられるわけで、

その地権者から何かしら村に対して質問とか、あるいは問合せとか、そういうものは今までにありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

これまでの中ではそういった質問はございません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今43ナノグラムという結果が出ているものですから、それをゼロに近づけていかないといけないというところで、ただ、県が環境保全課が調査して、それをずっと待っているという状況であるのであれば、またしっかりそういった土地の所有者もいるし、農業もやっているし、果物も作っているよと。やっぱりそういった一種の風評被害が絶対発生しないように取り組んでいただきたいというふうに思っているんで、そこはしっかり県にも言うべきは言って、村の環境が悪くならないようにしっかり対応してください。これまたお願いしたいと思います。

2点目に、北谷浄水場の検出が今1ナノグラムと、これ前回も1ナノグラムということで聞いているんですけれども、これは現在のところ、河川のほうね、例えば大きく出てきた値、値が大きく出てきた河川はまだ使っていないのかどうか、例えば比謝川とかそういったところの川は止めて、ずっと止めているのか、その点いかがですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

今現在、企業局は中部河川からの取水は制限しています。中でも高濃度が検出されている比謝川、これは昨年8月より、あと天願川、これは6月より完全に取水停止をしている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これから夏場に向かっ

てもしかしたら渇水対策ということでダム貯水量が少なくなってしまったという中で、どうしてもこの今言った2つの川から取水しないといけないという状況になった場合には、これ村として異議申立てができるのかどうかですね、いや、今1ナノグラムで推移しているものだから、向こうから取った場合、厳しいんじゃないのというような協議会の中でそういう話もできるのかどうか、その点はいかがですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 渇水になると、やはり議員がおっしゃるように中部河川から取る可能性は出てくると思います。

ただ、北部のダムを活用したり、渇水淡水化施設も導入されておりますので、そこから増量という考えはあると思います。

ただ、今まで幾度か企業局には要請してきておりますので、これからもそういうPFOS等が検出されるのであれば、また要請していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ今までも皆さんも十分御承知と思うんですけれども、アメリカの科学アカデミーの指針ということで、これまでも何名かの議員が体に非常に悪いよと、そういう物を含めて子供の出産時の低体重、体に蓄積するということなど含めて、これ民間の団体が検査した結果なんですけれども、これ昨日も出ていたけれども、387名の調査をして、これ血を取って検査したんですけれども、その中でやっぱり209人が、これ54%が20ナノグラムを超えてしまっているというところで、やっぱり沖縄は米軍基地も多いですし、大変基地からの派生するこのPFASに関する有害物ということですよ、いわば、そういうものが非常に多いということで大変県内の民間の方々、普天間基地の周辺、あるいは嘉手納基地の周辺の方々が非常に重く受け止めて、いろいろと県、

あるいは国へも出向いて、その結果を示して、改善を求めているという中ですので、ぜひ我々中城も一緒になってこのPFAS問題、これはほかのところだからまあいいだろうというような話ではなくて、やはり我々は当初検査する予定ではあったんですけども、準備が整わなくて、中城はちょっと北谷浄水場からの供給している自治体と一緒にできなかったものですから、今までも血中濃度を検査してくれという要望があったんですけども、それも1回ぐらいはやらんといけんだろうなというふうに思っているんで、そういうところも含めてこういう結果が出ているのであれば、やはり調べていくべきだろうと思っているんで、近いうちとは言わないんですけども、やっぱり1回は計画的に上地区の北谷浄水場の水を使っている方々、あるいは下の方々と比較してどうなのかというのも50名程度の検査をしていったらどうかなというふうに思うんですけども、担当課あるいは村としての見解を伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

現時点では検査の予定はございません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 現時点では検査の予定はないということは、分かっています。だから、それ以後、これからですね、1回はやられたほうがいいんじゃないですかという提案ですので、1回はやって、本村の状況、ほかの自治体と北谷浄水場からの供給している自治体とどれぐらい違うのか、中城は高いのか低いのか、それすら今分からない状況ですので、そういうものを含めて計画を持って、ここ1年間で、じゃ、50名程度はやりましょうというようなことができないのかなというのが私の提案ですので、そのうち村長、1回やっぱり検査したほうがいいんじゃないですか。村民のしっかりした根拠を持

って、いや、中城はもう検査した結果、低いから大丈夫ですよというようなところは1回はやっていただきたいと思うんですけども、村長の見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

1回はやったほうがいいんじゃないかという気持ちも分からんでもないですけども、それをやりますということでは、今のところまだ情報もそこまでございませんし、やはりここでの答弁はもう推移を見守るということぐらいしか今のところは言えないと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 前回も私、水道水は命の水だということでやっぱり危惧して、心配して、特に上地区の方々はペットボトルの話も前々からずっとあります。月に3,000円以上のペットボトルを買って、それを使用しているということもやっぱり根底にはその数値が見えないから、もう心配だからやらないといけないなと、浄水器も使って、さらにペットボトルも買ってということになってしまった場合にはもう6,000円以上7,000円、月に使ってしまうということもあるもんですから、そのあたりの安心を求めるためにもやはり村としてはやるべきだろうというふうに思っているんで、これはぜひ担当課、あるいは皆さんの考えを持って、安心をするためには必要ではないかというところに行きつけば、私としても幸いで、上地区の方々の安心も得られるだろうというふうに思っているんで、しっかりその辺は対応してってください。

これは私の期待するところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、大枠3番ですね、恒久平和への取組ということで、これ村の取組、これも今、長崎への平和学習、あるいは村内の平和学習というと

ところで、これ村内戦跡を巡るガイドツアーがあるということなんですけれども、それは何か所ぐらい回られる予定なのか、どういう計画でやられるのか、対象者は大体どのあたりを見込んでいるのか、そのあたりをお聞きします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、夏休みにこども企画として戦跡ガイドツアーを予定している内容をお答えします。

コースとしては、現在、161.8高地陣地、糸蒲の塔、津覇のトーチカ、戦後引揚者上陸碑ということで考えています。

参加資格としては小中学生を対象ということで、40名を予定しておりまして、生涯学習課の学芸員などと一緒に協力しながらやっていくということで計画しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今、その戦跡、4か所ですか、40名ぐらいの子供を予定しているというところで、先ほど教育長も言われた教員に対しても毎年、これ村内の遺跡巡り、あるいはひめゆりの資料館も行かれたというのも聞いているんで、そのあたりも毎年ぜひ継続していただいて、進めていっていただきたいなと思っております。

今、県外からも修学旅行で読谷のチビチリガマとか、あるいは平和祈念資料館、ひめゆりの資料館というところも県外からそれを勉強しに修学旅行でどんどん来ているというところで、我々沖縄にいて、近いから行かないのかどうか、それちょっと分からないんですけれども、今、長崎への平和学習が3名ほどですか、中学生が行かれていると思うんですけれども、やはり県内を対象としたこうしたチビチリガマとか、本当に心に響くようなところ、村内も大事なんですけれども、そういうところも含めてわざわざ県外から来て、修学旅行で見にくるところであ

るんであれば、しっかりまたそこで我々も県内の方々も、やるべきでは、行くべきではないのかなというふうに思っているんですけれども、教育長、それについて村内だけでいいのかどうかですね。県内の主要な戦跡、そういうのを巡っていくところがあると思うんですけれども、それについての見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

令和4年度、中城中学校では、1年生が村内の遺跡巡り、2年生が読谷のガマ見学、うるま市、石川歴史民俗資料館、3年生が平和祈念資料館、南部戦跡巡り、県内の戦争遺跡を巡っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教職員に対してもコロナで三年間できなかったんですが、魂魄の塔だったり南部の戦跡巡りを実施しています。議員がおっしゃるように、村内の戦跡巡りもとても大事だと思っています。

今年度に関しては村内、地元の戦争遺跡巡りを実施するというので今計画しているところです。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ちょっと勉強不足でそういうのがやられているというところが見えなかったものですから、やられているのであれば本当に素晴らしいことでありますので、継続してそれもまたやっていってください。

あとは、今現在、平和の礎、村の平和の礎ですね、これの移転作業が行われているんですけれども、この移転作業がどのあたりで終了するのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

平和の礎関連の移設につきましては、今ほぼ90%完了しております。残りは芝の、周辺芝の

補整ですね、それが6月末までに完了する予定でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 その礎について質問させていただきます。

現在、県の平和の礎も毎年毎年刻銘者が増えてきておりますけれども、現在の村の慰霊碑、慰霊碑というより、名前が刻銘されている方々の人数、それは今何名ほどになりますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

令和5年6月現在の刻銘者の総数ですね、5,153名となっております。建立時の刻銘者ですね、こちらが5,145名、建立時期が平成7年11月になります。そのときからいろいろ申出があって削除になった方が4名、追加が12名という結果となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 5,153名ですか、現在、刻銘されているということで、毎年、我々中城村で主催になるのかな、11月に第1土曜日にその慰霊祭が執り行われているんですけれども、この慰霊祭が11月の第1土曜日に設定されたその理由というのがあると思うんですけれども、その理由は何なのか、ちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 今現在、慰霊祭、村と遺族会のほうで11月第1土曜日という形でやっております。

こちら、過去に村の例規の中に、村の行事に関する例規というのがありました。そこで11月第1土曜日という規定が以前、私が入職した当時あったんですけれども、その例規のほうは今現在ちょっと廃止となっております、その辺の今調査はやっているところです。なぜそのときに予定されたのかとか、その辺の資料のほうを総務課のほうで残っている、かなり膨大な例規の資料がございますので、その中で今調査を

お願いしているところです。

もう一つ確認したことが、慰霊祭自体が慰霊の塔が今回、一緒に移設しているんですけども、こちらが52年の6月に建立されております。平和の波、刻銘版のほうが祈念像も含めて、平成7年11月に建立されております。最初は11月に建立されたきっかけかなと思っていたんですけれども、何人かの退職された職員の方々に確認したら、その前からやっていたよということも確認できておりますので、慰霊の塔の建立の後なのか、それ以前から行われているのか、その辺が今ちょっと詳細な資料が確認できていないので、その辺の調査は続けながら、確認でき次第またお知らせしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これ11月が悪いということではないですので、なぜ11月なのかなど。これちょっと前々から心配ではないんですけれども、その時期なのかなどというふうに思っていたんで、冒頭、村長が言われた8月に平和の日、そういうのが設定するのであればそのあたりが一番いいんじゃないのかなというのを含めて、ちょっとなれ初めをお聞きしたいなというふうに思っていたんで、ちょっと聞いた次第であります。

慰霊の日が6月23日にやってきます。今、教育長、あるいは主幹のほうからも話を伺って、学校のほうでもしっかりやっているという判断を示したので、村のほうもしっかりその対応はやっているということです、ちょっと安心したなということです。

なぜかという、若い方々が慰霊の日がいつですかと聞かれた場合、30%の若い人が分からないというような沖縄県民については非常に心配が大きいなというのがあるものですから、戦後78年たって、やはりこれが分からないのが当たり前なのかなどというのも思ったりはしている

んですけども、そういうのを含めてやはり学校で、あるいは地域で、村でしっかり対応して、やっぱり慰霊の日は沖縄県民の大きな行事だよと。学校も休みですし、役所も休みですし、そういうのも含めて今後、随所でその慰霊の日をみんなで追悼していきたいなと思っているので、しっかり対応をお願いします。

最後に、日米地位協定、3点目ですね。

これは村長も思いは一緒であるということですので、できるだけ時期あるいは期間を限定せずに、台風とか来た場合にはこれは撤去するので仕方がないということなんですけれども、やっぱり張られる3か所の張る場所があるものですから、それについては村民からも要望で張ってくれないかなと、村としてもやっぱりそういう思いは通じ合うと、村長が言われた思いは一緒ですよというのがあるのであれば、時期とかそういう期間とか限定せずに、張れるときはいつでも張るということでぜひお願いしたいんですけれども、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

懸垂幕等については、いろいろな懸垂幕の掲示がありますので、その辺も検討しながら、また地位協定の懸垂幕につきましては、中城村・中城村議会の連名でございますので、議会と調整しながらの今後の掲示の期間であったり、時期であったり、それが適切なものなのかというものを調整をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 できるだけ、我々、おそらく議会の中で反対する人はいないと思いますので、わざわざ懸垂幕を作って、お金かけて作っているわけですから、それを掲示するなというような話は一切出てこないと思いますので、しっかり早急に協議して、じゃ、やりましょうというようなところに持っていかってください。

最後に、やはり今、世界情勢が大変厳しい中

で、我々県民としては日米地位協定の抜本的改定こそが平和への近道、それが村民、県民の大きな願いであり、そして平和外交を通じての基地のない平和な沖縄、そして観光立県沖縄を目指して共に歩んでいきたいと思いますので、ぜひ頑張っていきましょう。

これで終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

11時10分より再開します。

休 憩（10時56分）

~~~~~

再 開（11時09分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議席番号7番。

議長の発言の許可が得られましたので、通告書に従い一般質問を行います。

質問事項、大枠1番、防犯カメラの映像視聴自治会長要請への見解は。

村内において防犯カメラが設置されている台数22台のうち、平成29年に、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業で、電気料金は自治体負担となるが、3自治会が事業趣旨に賛同し、公民館敷地内に設置されております。

①その事業の推進目的及び管理責任者を伺います。

②防犯カメラの運用に関する利用方法のガイドラインは、策定されているのか伺います。

③これまでに2自治会長より公民館周辺への不法投棄や公民館への不審者侵入に類する件で防犯カメラ映像の視聴を懇願されたが、担当職員の対応で断られているが、その理由を伺います。

④なぜ見られないのという質問に、担当職員から、カメラ設置を了承した際に見られると言われたのかと逆に聞き返されたとのことですが、その判断基準の回答は管理責任者としての見解なのか伺います。

大枠 2 番、ごみ減量化と 3 R の取組提案。

一般廃棄物処理基本計画において10年から15年間の長期計画で策定し、おおむね5年後をめどに見直しを図り、ごみ処理実地計画を定めなければならないと廃棄物の処理及び清掃に関する法体系で位置づけられているが、①2023年から2027年の後期計画策定はどのようなになっているのか伺います。

②ごみ減量化排出抑制の目標値を平成26、27年の平均値に対して、令和7年までに2.5%削減目標値を上げているが実現可能なのか伺います。

③可能だとしたら、どのような取組で実施に至っているのか、直近3年間の総搬入量、可燃ごみ、粗大ごみの数量と平成26年、27年の平均値数量との比較推移数量の状況を伺います。

廃棄すれば粗大ごみ、再利用するとリサイクル品、リユース品となり、ごみ量の削減、資源の有効活用につながり、国は、地方創生に向けた地方自治体SDGsを推進していますが、④資源循環型社会について実効性のある取組など担当課内、庁議で検討、協議したことはあるのか伺います。

⑤県内自治体において北中城村では、植物、これ直してください、枝葉。枝葉ごみの減量化取組、嘉手納町では官民連携による企業と協定を締結し、粗大ごみ削減に力を入れて取り組んでおります。県外自治体においても3Rを有効的に取り組み、循環型社会実現のために企業と行政が連携して実例等の情報を発信しているが、本村においても取組を図ることができないか伺います。

大枠 3 番、ごみ分別と施設のトラブル回避を

考える。

ごみ処理施設青葉苑は、稼働から20年が経過し、施設の老朽化・機材部品等の疲労劣化等による事故・故障・不具合等が生じないよう日々の整備・点検等を行うことで施設を安定的に稼働させ、ごみ処理量の減量化は、施設の処理負荷に直結し、機材等の長寿命化につながり、ごみの受入れが保たれて、村民の日常が保たれていると言っても過言ではないと感じております。

村民が排出する可燃ごみに爆発物が混ざり込んでの小爆発事故等や番線等の混入、処理負荷のかかる可燃物の混入等で運転停止やトラブル発生の要因、不燃ごみには銃弾のレプリカやレンガブロック等が排出され、施設内に搬入を受け入れた事例が報告されておりますが、担当課として内部処理で終わっているのか。このような事例に対して、村民に広報等で知らせさせて、分別の在り方を再認識させる取組や施設の安全的稼働を確保する上でも、ごみの分別出し方に関して実効性の高い周知方法を行うべきではないかと考えるがどのように捉えているのか伺います。

以上、答弁お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠 1 番、2 番、3 番とも、住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの防犯カメラの件でございますが、防犯カメラについての村の見解といえますか、考え方を少しお話しさせていただきますと、お尋ねは自治会のほうで少し見られないかというお尋ねだと思うんですけれども、やはりこれは個人情報法との関連もございますし、また、有効にこの防犯カメラを有効化するといえますか、一つの例を挙げますと、不法投棄を本村において明確にそれを防犯カメラが捉えることができて、警察のほうでも検挙という形で

はありませんが、嚴重注意で再犯防止に努めたという初犯的なものでしたから、報告がありましたけれども、そういう面で非常に防犯カメラのほうも非常に役に立っている、抑止力につながっているという一つの例もございますので、そこはしっかりいただいたずらに情報開示ということになると、またいろんな問題が生じてまいりますので、それを踏まえながらしっかり管理をしていって、犯罪の抑止力につながっていけばいいなと思っております。

詳細は、また住民生活課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠1からお答えいたします。

まず、①の推進目的についてお答えいたします。

村民等の権利利益を保護するとともに、街頭犯罪の防止、犯罪の抑止及び治安維持の促進を図り、安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的としております。

また、管理責任者は、住民生活課長となっております。

②についてお答えします。

中城村における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を策定しております。

③については、要綱の第8条の規定に照らし合わせて、第三者への提供を断っております。

外部提供ができるのは、（１）法令に基づく手続により照会等を受けたとき。（２）国または地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けたとき。

（３）管理責任者が犯罪と思われる画像データを発見した場合で、村長が捜査機関に通報する必要があると判断したとき。（４）人の生命、身体または財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。（５）画像データから識別される

本人の同意があるときとなっているため、提供しておりません。

④についてお答えします。

担当職員が発言した内容については、把握しておりませんが、要綱に従い自治会や村民の皆様にもデータの提供、閲覧及び画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこととなっておりますので、課の統一の認識として遵守しております。

続きまして、大枠2の①からお答えします。

令和6年度の見直しを検討していきたいと思っております。

②、③については、一括して答弁いたします。

平成26年、27年度の1人当たりごみ排出量の平均値562.2グラムに対し、令和4年度の実績値が617.7グラムとなっており、令和7年度の削減目標値の547.5グラムの実現は厳しいものとなっております。

理由としましては、段ボールなどの古紙類の量が5倍以上に増えたのが要因となっております。

しかし、資源ごみを省いた家庭ごみの1日当たりについては、ここ3年間では減少傾向にあります。継続して、ごみの減量化できるよう取り組んでまいります。

続きまして、④についてです。

具体的な取組については、まだできておりませんが、先進地の情報収集を行っているところです。民間事業者等の活用も検討していく必要があると考えております。

⑤です。

嘉手納町での官民連携や粗大ごみ削減について、担当課としても取り組む必要性があり、現在、調査中であります。前向きに検討していきたいと考えております。

大枠の3についてお答えいたします。

可燃ごみ内にスプレー缶、ライター等の不敵ごみが混入し、ごみ破砕機内部で小爆発が発生

したということを清掃事務組合との連絡会で報告を受けております。

議員のおっしゃるとおり、村民の皆様に対して、ごみの分別を徹底してもらえよう、広報、ホームページ等で周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、再質問させていただきます。

大枠1、2、3の中で、2番のほうから、ごみの減量化と3Rの取組、提案ということで提案型になりますので、2番、3番のほうから先にさせていただきます。

まず、4番の、大枠2の②のほうで、課長、家庭ごみがここ3年間減少傾向にあるというふうに回答でしたけれども、一応、今皆さんに資料を、私のほうで資料のこの1番を見ていただいてもよろしいですけれども、確かに令和2年、3年、4年、若干減っているというのがありますけれども、これコロナ禍だから逆に僕は減っているというのが現状で、その今課長答弁で減っているというふうに捉えていますけれども、僕は減っているというふうに捉える感じが少し方向性が違うのかなと。

やはり、抑制に向けての考え方であれば、減っている、減少傾向に僕はないのかなと。逆に令和4年度を考えると、コロナ禍の状況を考えるとものすごく増えるんじゃないのかなと考えているんですね。

それで、その辺も今回提案をさせていただきますけれども、ごみの抑制に関して皆さんに資料を配付してありますけれども、④のほうで資源循環型社会についての実効性の取組はどういう、具体的な取組を質問していますけれども、3Rの循環型社会の取組としてどのような実例があるのか、認識しておりますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 自分の中で把握できているかどうか分かりませんが、まず粗大ごみのリサイクル化も重要だと思いますし、あと、先ほど答弁にもありましたように、事業者等の活用で家庭内から出るごみは、減少化していくものと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 まず、3Rの推進取組の中で、要は循環型、資源循環型の中には、まずもちろん3Rの取組、今言うようにリデュース、発生の抑制とか、それからリユース、再使用、リサイクル、それも含まれます。そのほかに生ごみの堆肥化利用とか、それからコンポスト堆肥の促進利用というのが実例で挙がっておりまして、今回、この提案のほうでその辺を少し説明しながら、もし取り組めるのであればというふうに、後でやります。

あと、嘉手納町のほうの件について質問したいんですけれども、これ情報とか仕入れたのはいつ頃なのか伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

担当のほうに確認したところ、昨年度の2月から3月頃、新聞報道で情報を得て、電話で問合せ、あとメール等でのやり取りを現在も行っているところです。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これ私、これテレビでも一応やっていたみたいなんですけれども、私はネットで検索したらヒットしてきたんですけれども、これもちっとその担当者と係長といろいろと話をやり取りをして、資料をちっとまとめてありますので、その辺も補足説明したいと思っています。

まず、資料1のグラフを見ていただきたいんですけれども、まず課長、そのごみの減量化の目標値設定なんですけれども、平成26年、平成27年の合計値より2.5%削減するというような

目標を基本計画の中でうたっておりますけれども、それは多分本村が先に決めたのではなくて、組合のほうで県のほうに出す取組で数値が出たのかなというふうにいろいろと確認をしているんですけれども、仮に今回厳しいという状況ですよね。これは確かにこの数値から見ても、令和4年度目標値が実は大分オーバーしていますので、やはりそれをまた令和7年想定、このまま抑制をしないといった場合、相当厳しいのかなというふうにグラフから読み取れると思うんですけれども。

今回、令和5年度、組合負担費、幾らの組合負担費を出しておりますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 ごみ処理施設の負担金ということでお答えしますけれども、令和5年度は2億2,272万円が負担金として支出する予定となっております。ごみ処理施設費に関して、全体ではなくて。

(「全体ではなくて。2億2,400万」と言う声あり)

○住民生活課長 仲村盛和 2億2,200万余り。すみません、間違いです。いや、ごみ処理施設の負担金としては、2億1,287万2,000円になります。あと、議員おっしゃるのは、多分全体の負担金だと思います。

(「全体、そうです。全体で」と言う声あり)

○住民生活課長 仲村盛和 ちょっと今……

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時30分)

~~~~~

再 開 (11時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

2億3,167万円、全体として。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 そうですね、大きく、細かく分けるんじゃないなくて大体2億3,100万と

いうふうに私も計算して。

これをあくまでも自分のほうでのこの資料でのお話でやりたいんですけれども、今回質問のほうでごみ排出量の抑制、要はリデュースに関してをやっぱりどうしてもやってほしいという考えでなんですけれども、仮にこのまま大きな抑制力の手だてをしなくて、そのまま状態でごみ排出、計画書も今できていませんよね、目標値も今ないわけですよね。そのまま仮に進めていくと私の数値で6,960トン、約7,000トン。仮にこの数値で組合負担費、どれぐらいの規模になりますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時32分)

~~~~~

再 開 (11時33分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

約7,000トンと考えた場合に、負担金としては2億5,200万ぐらいになるものと考えます。

(「もう一回」と言う声あり)

○住民生活課長 仲村盛和 2億5,200万。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 細かくというのは、今言うように、私のほうでの査定、要するに6,960トンでやりますと2億4,400万、要するに令和4年度より1,400万ほど、要は負担費、あくまでも想定としてですがこれをいろいろと今後考えたときに、やっぱり物価高騰、さらに増えるという可能性もあるのではないかと危惧しまして、今回、どうにかごみの発生量をできないかということでなんですけれども。

まず、基本計画をつくるに当たって、この目標値設定もそうなんですけれども、今基本計画書の中で目標値設定値と、それから村長もよく御存じだと思うんですけど、これ浦添市・中城村・北中城村循環型社会推進計画、これ令和

2年の11月に変更なされて、この数値の中に大体令和7年、5,900トン、5,830トンなんですけれども、その数値を目標値にするということで、今回このデータを作成してみました。

令和7年度の大体、令和7年度までに5,830トンが計画目標値で、この赤いラインですね。それを令和7年度に持っていくまでのそのまま大きな抑制をしなければ、今言うように1,400万から1,500万増ですので、それ相応のやはり取組でごみの減量化に努めなければならないのかなと。

資料2番と3番を用いて少し説明したいんですけども、まずこのごみ減量化に関しては、やっぱりそこで村民一丸となって取り組まないといけないのかなと、一応執行部を踏まえてなんですけれども、これ住民生活課単体で考えるのもなかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

資料2のほうで、家庭内から発生するごみの減量化の目的での助成金を出していますけれども、これまでごみ処理機の購入補助金を出しながら25件ほど、令和元年から令和4年まで25件ほど助成していますけれども、課長、ここで生ごみ処理機の購入実績なんですけれども、これ削減とか減量化に成果を出しているのかというのを伺いたいんですけれども、どういうふうに考えますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

ごみ減量の削減化については、この生ごみ処理機の補助金がありますけど、その実績が令和4年度は9件、令和3年、10件ほどありましたが、ただまだ行き届いていないと感じております。ですので、まだ減量化にはそこまで結びついていないのかなというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これはもう私も同じ意見ですね。やはり広報とか周知が足りないのか

なということで、これ村長にもちょっと検討していただきたいんですけども、まず家庭内のごみ、大体沖縄県の家庭ごみの生ごみの総排出量が、大体30%から40%が出ているということなんですよね。その家庭ごみの生ごみを、ごみ処理機の補助金出していますけれども、3番目の家庭用コンポスト容器補助金、これもごみ処理機の購入と同じような内容ですが、要はそこで提案で、家庭用コンポスト容器を活用しての生ごみの減量化ということで、これをまず実証実験をするという意味合いで、村が、要は、これあくまで想定ですよ、30世帯を想定してみて、半年間で支給するわけです、コンポストを。書いています発酵、家庭用、発酵剤がないといけないものですから、その発酵剤。その費用に関わる費用を大体捻出すると、大体45万程度ではできるんじゃないかなと。その予算ももしいろんな意味合いでクラウドファンディングを使うとか、あるいはふるさと納税の一部を活用するとか、そしていろんな中で予算化して、まず30世帯を対象に半年間実証実験してもらって、そのデータを数値化して、それでごみ減量化を行うと。

その資料の4番、ここには生ごみから肥料を作ってみませんかという広報も添えながら住民に呼びかけて、抑制を図りながら、コンポスト堆肥化を図ってみてはどうかと。これで単純に30世帯4人家族としたときに、その削減量というのが、大体負担金から換算すると17万ほどの半年間で負担金の削減できると。もちろんごみの量も削減できるというふうな、これ提案なんですけれども。

今、令和6年度に、その基本計画をつくると言っていますよね。さっき言ったように数値がほとんどないんですよ、中城村のいろんなあれを検索しても、目標値も。ほとんど組合が先につくって、それを中城村の基本計画に乗せているという状況。それでこういうふうにデータ化

を半年間、データ化すれば、それなりの数値も得られるんじゃないかな。一番いいのは、自治会長会の事務委託者22人いるわけだから、これやっぱりデータ取らないといけないから、そういうふうを活用してもいいんじゃないのかなと思います。

ちなみに、村長、中城村護佐丸、数字でいくと何て書きますか、数字でいくと護佐丸、数値。分かっていますよね、5、3、0よね。だから、中城村はごみゼロ、だから護佐丸さんは多分村長にそれ託したと思うんですよ。ごみゼロを目指しなさいということで。これ本当に真摯にこういうふうには後押ししてほしいと思っていますので、ぜひともこれは取り組んでもらいたい。

あと1点、資料3番で、もう一つ、ごみの収集方法、これ提案2で、ここでちょっと確認したいんですけども、今、全てが燃えるごみの赤い燃える袋で取っていますよね、この枝葉、それからこういった伐採、植物ごみ。これ透明袋で出したら、何か駄目なんですか、いや、今までですよ。リサイクルじゃないんだけど、それをその部分を透明袋で出しても村で回収しようというふうな取組というか、それは不可能なんですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

今の基準の中では、やはり燃えるごみの指定袋でないと回収ができません。透明袋に入れたとしても、現時点では回収はできない状況になっています。

（「法律的になんですか。それとも村の仕様なんですか」と言う声あり）

○住民生活課長 仲村盛和 村の仕様になっているものと思います。

（「仕様ですよ」と言う声あり）

○住民生活課長 仲村盛和 はい。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 いやいや、これが法律

的に、あるいは今後、浦添へ移行する、いろんなしがらみで駄目であれば提案するのもできないんだけど、要は今、この枝葉、それからこういった端材、それから植栽、植物のものですね。これそのまま刈ったら、そのまま生で出しているわけですよ、そのまま。ほとんどが水分なんです。生木の重さが100グラムと仮定した場合に、これ乾燥させると20グラムから30グラムに、70から80%は水分なんです。

それでそのことを利用しながら、要は排出者世帯が、そのまま刈ったものを今燃えるごみに出しているわけよね。大体70リッターで大体10キロぐらいしか入らない。でも、100リッターの透明袋だったら、大体15キロぐらい入るわけ。それを2週間家で開けて、乾燥させれば、15キロが大体9キロから約10キロ、要するにダウンするんです。これ自分が一応試したんですよ。何か一発いいのじゃないかなと思って、ちょっと一斉清掃の前に2週間先に刈って、大体7袋。それをルーフも開けて、たまたま雨が降らなかったから。そういうふうに行なえば、それで30%から40%の減量化が図れると。

もう一点は、今回、春、夏の秋、草木の一斉清掃がありましたよね。そこで、本村が搬入したこの枯葉材、枯葉材というか刈り葉ね、刈り葉、15トン500あったそうです。北中城はゼロです。向こうは向こうで資源化ヤードがありますので。それを年間で確認しますと、大体28トンで、30トン、春と秋の清掃に、そのまま青草で搬入されています。それをこちらにも書いてありますけれども、どこか産業振興課が持っている浜の管理している土地とか、一時期十日なら十日借りて、乾燥させて、それを運んで燃やせば、要するに30トンが、これ計算上では15トン500に落ちる。その分、組合、あくまで組合、お金で換算すると大体30万から40万の削減ができるというふうな、一応計算、削減ができますので、この辺を真剣にちょっと捉えて、ごみ抑

制のほうにつなげてほしいなと思っていますけれども、その辺はいかがですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

貴重な提案ですね。まず、できるものからやっていきたいと思いますので、また詳しい御教示をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、これ資料の、これは何番かな、5番、これ村長、これはもう本当に私もすごく高い関心を持っていて、これは嘉手納町環境課の粗大ごみ、その取組に、これ麻乃議員もやっぱりごみ、提案なされていきました。

今、担当課はメールとか、何かやっている電話とか、座ってやっている。座ってやっているよね。

（「はい」と言う声あり）

○7番 新垣 修議員 これ座ってやるものじゃないですよ。村長、これ本当にもうすぐ体験でも1回させるべきだと僕、思っていますね。

この資料の中でも言うように、これ2人でやっているみたいですね、体制は2人で。2人でやって、このすごいのが令和2年、189トンあったのが、1年半で40%削減したと。仮に本村で250トンを3万トン2,000で換算すると250万の削減が図れているというふうなもう算出までできるわけですよ。

もう一つすごいのは、これ行政はヤードを持たない。お家にただ見について、それを写真取って載せているだけ。それ3秒以内で売れるらしいです。それぐらいやっぱりいい取組ではないのかなと思っていますので、その辺も大変重要性があると思いますので、ぜひともその辺です、しっかりと。

情報収集するよりも、先に行ったほうがいいのか。担当課に僕、電話したんですよ。すばらしいことだから大変興味がありますと。も

し私たちのほうからそちらのほうに出向いて、そういった資料等、あるいはやり方を行けば教えますか、全然教えますということでしたので、村長、これ本当にすぐ行けという形を取ってもいいのかなと思っていますので、その辺の後押しもちょっとよろしくお願いします。

それを踏まえて、今、削減、粗大ごみもそうだけれども、資料1にちょっと戻っていただいて、この令和7年度までの数値を、先ほどそのまま抑制力がない状態で進みますと1,500万とか1,600万増大すると。それで、一番左側にこの全体の4%、要するにこれは水分比とかいろいろなものを踏まえての4%です、家庭ごみや可燃ごみが。そして、粗大ごみが4割だから40%、その嘉手納の資料に沿ってですね。削減すると、本村での削減率というのが1,300万、これ落ちるわけですよ。そうしたら、これ人口で2万3,000人で計算していますので、1人当たり565円の還元ができるというふうな取組になりますので、村長、ぜひともこれ、僕の資料が無駄にならないように、しっかりと目を通していただいて、ごみの減量化、そしてリデュース、リサイクルに向けて取り組んでほしいというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

続きまして、大卒3番なんですけれども、広報を周知徹底するという事なんですけれども、課長、ゴミ情報広報紙は実効性の高い周知方法をと聞いていますけれども、何かありますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

今、私の中であるのは、先ほど答弁したホームページであるとか、広報、その程度しか今は考えられません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 村長、施設管理副責任者として、今回、我々政務調査のほうで頂いた資料ですが、事務局のほうからこういうふうに

銃弾のレプリカが出ていたとか、レンガブロックが搬入されていたとか、破砕機で小爆発が起きたとか、その事実知っていますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 火災の発生という部分では聞いております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これ本当に人身事故がなかったからよかったものです、失明とか。言うように、施設の稼働を安定的にさせるためにも、できれば、ネットで検索したときに千葉県などの自治体でもごみ情報誌というのを発行しているんですね、年に1回か2回ぐらい。

単純に言えば、本村はキャッチフレーズで「中城530ごみゼロ目指す」でもいいですよ、それ住民生活課でこのような、要はこのような事故も起きていますというふうな周知徹底して、それで住民にもやはり多く知らしめて、こういう危険なものはちゃんと分別しましょうとか、あるいは、ごみ減量化に向かって現在この数値が、半年でこんだけ、要するに減っていますとか、見える化の広報を作って進めたらどうかなと思いますけれども、広報をやり方を考えてみたらどうかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 ただいまの提案を検討していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 では、防犯カメラなんですけれども、一応内容的なこの要綱、全て読ませてもらっています。職員の対応も理解しております。

ただ、今回、少し自治会長との話合いのほうでうまくいかなかったな、いっていないというのは、自治会長の立場、要するに自治会長の役目というのをどういうふうに考えていますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 地域の代表者ということで捉えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員、時間が近づいております。そろそろまとめに入ってください。

○7番 新垣 修議員 村長と自治会長というのは、大きさは違うんだけど、範囲を扱っているのは同じような責務を担っているわけですね。

今回、公民館でそういうふうな不審者が発生したということで、自治会長は財産を守るためにお願いしにきたわけですよ。

今言うように、村長に嘆願しようかと思ったとのことです。仮に嘆願したとして、この8条の、さっき言ったように、中に、人の生命、身体又は財産の保護のためというのを、村長が、要は運用責任者ですので、を出した場合、これ映像、外部提供できたんじゃないですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 今の解釈ですけれども、この4号の中では、緊急かつやむを得ないときというふうにうたっておりますので、今回の公民館のケースの場合は、ほかの例えば盗難があったということであれば、警察にまず被害届を出してもらって、警察からの捜査照会とかそういったものに準じて、我々は開示はできるものと思っておりますけれども、ただ、自治会長からの開示要求に対しては、今回のこの4号には該当しないものと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これ解釈間違っていますよ。警察に僕、問合せしていますので。警察は一切関与しませんよ。運用責任者と協議してくださいということです。要は村長判断なんです。村長が、自治会長が来て、自治会の中が荒らされている、物色されている。でも、被害届は出さない。でもその映像を見て、抑制力につなげたいということで要請したわけですよ。

よ。

この話は今日もう時間がないのでやめますけれども、まず運用についてですね、やっぱりその地域を代表する方がそういうふうに相談に来た場合は、警察とかそういうのじゃなく、運用責任者は村長ですので、村長にもちゃんと報告していただいて、公民館施設等で、そういう不審者あるいは防犯の抑止があると相談に来た場合等運用に関わる要綱が適用できるかというの確認して相談に乗ってほしいと希望致します。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員、時間過ぎております。まとめてください。

○7番 新垣 修議員 運用に関わる要綱の再度御検討のほうをよろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時56分）

~~~~~

再 開（13時29分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 皆さん、こんにちは。2番、玉那覇 登であります。

これより一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

大枠1、自治会の活性化について。

自治会は、その地域に住むみんなによりよい地域づくりを目指し、地域の活性化を担っていくためのコミュニティーの核として必要であると考えますが、本村の自治会関連について伺います。

1、自治会の数、2、最高加入率、3、最低加入率、4、平均加入率。

②加入促進のためのこれまでの村の取組等を

お伺いします。

③未加入の要因として考えられるのがあれば、お聞きします。

次、大枠2、防災行政無線について。

防災行政無線は、県及び市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には一般行政事務に使用できる無線局であります。そこで、本村の状況について伺います。

①本村には幾つかの子機があるか。

②難聴地域は何か所あるか。

③騒音、難聴等で苦情はあるか。これ午前の大城議員とも重複しますが、よろしくお願いします。

大枠3、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方公共団体が地域再生計画を策定し、国の認定を受けた事業に対し企業が寄付を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる仕組みであります。

本村も令和4年度から開始したと思われますが、貴重な歳入確保の手段として期待できます。そこで、現在までの寄附額はお幾らでしょうか、お伺いします。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠の1番、2番につきましては総務課、大枠3番につきましては企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでお尋ね大枠3番の企業版ふるさと納税について、少しお話をさせていただきますが、本議会においても前議会だったと思いますが、少しお話しさせていただきましたけれども、企業版のふるさと納税は、本村にとりましても

大変大きな意味合いがあるといえますか、現在、幾つかの企業体から寄附は受けておりますけれども、それはそれで大変ありがたい話でございます。

ただ、実際もう少しですね、本村のアピール不足といえますか、事業に、ちょっと大きめの事業に対してこれだけの企業側から見たらメリットがあって、そしてこれだけの金額に対する大きなメリットもございますよというような、そういうアピール度がちょっと足りないような気がいたします。

例えば、今やっております事業の中で、例えばですけれども、吉の浦公園整備事業などで、その裏負担分に対しての企業版ふるさと納税がもし出てきたりしますと、その後のまた我々にとっての大きなメリットもなりますし、企業側にとってどういうメリットがあるかというのをしっかりと伝えて、もっともっと大きな広がりを持っていきたいなと思っております。今後の課題だと思って、頑張っていこうと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 総務課長 大湾朝也。

**○総務課長 大湾朝也** それでは、玉那覇 登議員、大枠1、大枠2、それぞれ①から③までお答えをいたします。

大枠1の①でございます。

自治会数に関しましては、21自治会となっております。最高加入率98.25%、最低加入率10.99%、平均加入率37.75%。それぞれ令和5年3月末時点の状況でございます。

次に、②でございます。

これまでに行われた加入促進のための取組といたしまして、平成29年度に加入促進の横断幕とのぼりを作成し、各自治会に提供をいたしております。

令和元年度、希望する自治会に、横断幕とのぼりを再度提供をいたしております。

これまで地域活動の活性化における加入促進を支援する目的で自治会活動活性化補助金、1団体50万の7団体として毎年補助金の交付を実施しております。

③でございます。

未加入の要因につきましては、各地域の様々な事情等もあり、一律に申し上げることはできないと考えております。一般的には、近年の傾向といたしまして、地域との連帯意識の希薄化によるものと、会費や活動の協力に対する負担感などがその要因ではないかと考えております。

大枠2でございます。

①防災無線の子局につきましては、53子局です。

②村内全域の正確な数は把握しておりませんが、以前から聞こえづらいと問合せがある場所は数か所ございます。

③定期的な問合せにつきましては、電話等で対応しているところでございます。

騒音と捉える方、聞こえづらい方、双方の意見等の対応を行っている状況でございます。遠くの方に聞こえるように音量を大きくしてしまうと、防災無線直下付近の住民はテレビの音が聞こえなくなるほどの音量となるため、両方の最善な解決に至っていない状況でございます。

**○議長 伊佐則勝** 企画課長 比嘉健治。

**○企画課長 比嘉健治** それでは、玉那覇 登議員の大枠3について答弁します。

令和4年度において、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の実績は13事業所、140万円となっております、大城立裕氏の銅像建立事業などについて寄附を頂いております。

以上です。

**○議長 伊佐則勝** 玉那覇 登議員。

**○2番 玉那覇 登議員** それでは、上から順を追って再質問をさせていただきたいと思いま

す。

最高が98%ということで、もうほぼ地域によっては加入しているということで、最低が10.99、平均すると37.75ということで、質問の内容でちょっと上地区と下地区、少し分けたほうがよかったのかなというふうなこともあります。今回こういう質問ですのでいいかなと思いますが。

加入促進のために横幕を作成して、再度また元年度に希望するところには配ったというふうなことがあります。50万円を7団体に自治会の活性化のために補助しているというふうなこともありました。

確かに、地域の希薄化とか、未加入の要因としては、そのほかにも加入しなくても日常生活には支障がないというふうなことで、あと、特に加入する必要性を感じないとか、自治会の運営方法や会費の使い道にまたちょっと疑問があるとか、また入ったら役員をしないとイケないとか、そういった役員になりたくないとか、そういったいろんなのが考えられるわけですが。

しかし、やはり地域のコミュニティーとして存続させるためには会員やその地域の方々が自治会の役割、自治会は、自治会の役割として、大切な役割として例えば地域の行事を担っているとか、各種イベントをやっているとか、環境美化とか、お年寄りの交流の場になっているとか、災害、一番大きいのも災害対策とかそういったのがいろんな課題に対してそういった必要であるというふうなことを認識しなければいけないかなと思います。

要するにみんなで助け合うというふうな行政からの公助というのがありますけれども、自助、要するにみんなで助け合う共助というふうな意識を持たなければならないかなというふうに思っています。

活性化させるためには、各自治会によるいろ

んな行事があります。それとまたイベント等もあります。そういったそういうふうに携わる人たちが、もう今、高齢化して少なくなっているというふうなことで、そういう人材育成も必要かなと思っています。

やはり自治会の行っている行事等の中身が分からないというふうなことで、そういった広報の不足もあるのではないかなというふうに思います。広報も非常に大事なもので、広報も大切な、この活性化させるためには大切な要素ではないかなと思っています。

そこで、村としてこういった情報発信の手だてとなるような村民等に対する、村民や自治会長とかですね、そういった発信をする側に対するそういった講座とか、講座にしても、現在はもうSNSを利用するとか、そういったものもありますけれども、アナログ的な、例えばチラシを作るとか、そういった講座等を行ったことはありますか。それから、また行う予定はありますかということです。お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

住民へ向けて、あるいは自治会へ向けての講座等につきましては、今、総務課の中では記憶するところないと考えております。

しかしながら、午前中の大城議員からもありましたように、自治会の情報というのは、まだまだ周知不足なのかなということで私どもは考えておりますので、一番何をやるべきかというのは、各地域の皆さんが、各地域で活動する場所、公民館であったりそういう施設の情報がまだホームページにありませんので、それについてまず始めていこうかというふうに考えております。それにプラスして、午前中も答弁いたしましたけれども、行事をある程度、大まかな行事、年間の12か月に分けて何がありますと、その地域のお知らせみたいなものをできるかなということで、今考えているところでございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 いい回答だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

吉の浦の講座の中に、初心者向けのiPhoneの使い方とか、そういったものもありますので、それにプラスアルファとかして、そういう講座等も設けたほうがいいのかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

現在、各自治会の会員とか役員等の高齢化ですね、高齢化によって、それに合わせて担い手不足で魅力不足など様々な課題がありますが、自治会が活性化するためには、今回は取り上げてはいないんですけれども、各種団体の育成も非常に大事なところがあります。毎年、老人会のメンバーが減っているというふうなこととかですね、地元、私の津覇では、エイサーをやるための募集のチラシが各世帯に回っているとか、そういったこともありますので、各種団体を育成することも大切ですので、村がリーダーシップを取って、何らかの手だてができればいいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災行政無線についてお伺いします。

本村には、子機が、役場が親機として子機が53局、難聴の地域が、朝の答弁にも津覇、奥間、北上原、南上原、屋宜、屋宜はこれから調整するというふうなこと、答弁がありましたが、そういったもので先ほどありました。やはりそういった難聴地域を改善するためには、かなりの予算が必要であるということでもあります。ぜひ、この補助金等を探して、活用できる補助金等があれば早めに解決していけたらなというふうに思います。

実は、今年の2月に、政務調査ですか、政務活動で福岡県の東峰村というところに行ったんですね。そこは平成29年の7月に、九州、これはもう気象庁から命名されている名称ですけれ

ども、九州北部豪雨災害という命名にされていますけれど、そこでもう朝から雨が降り出して、昼、夕方からは線状降水帯とかそういったのもできて、村の災害対策本部からは避難指示を出したらしいんですね。しかし、豪雨であるとかそういった雨も降るし、自宅の中にもいるから避難指示を出しても聞こえないと、避難もできないというふうなことで、大変な甚大ないろんな損害、人身事故であるとか、そういったのも起こしたということで、そこの中でも話していたんですけれども、スピーカー、今、従来型のスピーカーの場合は、音量はラップ型で、スピーカーの下はうるさい、遠くは聞こえないというふうなことで、向こうは縦型のスピーカーに全村交換したというふうなことで、この縦型のスピーカーは、下は優しく聞こえる。要するに、周波数が短くて、遠くまで届くというふうなことで、そういったスピーカーも先ほど、午前中にあった新しいスピーカーもあるというふうなことでありますので、そういった難聴地域等についてはこういったスピーカーに交換するか、そういうふうなのであればそんなに予算も軽くて済むのかなと思いますので、そういったところも検討してください。

それと、もう一つの対策として、こういった難聴地域の人たちの対策として、本村のホームページ、ホームページに黄色いバナーがあって、そこに今の防災無線の内容はというふうなバナーがあるんですね。これは今放送した防災無線の内容はということで、恐らく聞き逃した人がこれを開けると、今放送していたのが分かるのかなというふうなことで、分かるためにもそれはいいかなと思うんですけれども、それを開けてみますと、時報チャイム、時報チャイムと児童生徒の帰宅の呼びかけのアナウンスというふうに書いてあるんですよ。2つですね。時報のチャイム、児童生徒の帰宅の呼びかけ。2つしかないんですね、これ開けたら。

だから、そこに開けて、さらに私は時報チャイムをクリックすると、12時と5時に鳴るチャイムが聞こえるのかなと思っていて、ちょっと期待して押したんですね。そうしたら聞こえないですね。

帰宅のところをクリックすると、これも護佐丸の歌が聞こえるのかなと思って期待して押したら、ただ文章だけが書かれています。それは文章であるとか、そういった音楽を流すとか、そういったことにするとやっぱり容量であるとか、そういうふうなものも増えるだろうと思いますので、確かに文章だけでもいいと思うんですけども。

そこに、そこに今2つしかありませんので、そこに各自治会の、各自治会じゃなくて、村からいろいろ流れますよね。例えば、防災行政無線で今月は固定資産税の納期ですであるとか、特定健診の案内であるとか、そういった案内もぜひこの中に入れたら、今放送何か言っていたなということであっても、ホームページ開いて、ここ見れば、今言っていたのはそれなんだなということ。

特に難聴の地域にとっては、だから私たちもそういうふうに村民から聞こえるようにしてといっても、これ聞こえるようにするためにはもう予算もかかるから、日にちも1年も2年もかかるはずだから、じゃ、そこを取りあえずはもう直るまではそこを見てとかというふうなこともでき得ると思うんですね。そういった意味では、そういったのも村からの放送も入れて、もちろん避難指示とかそういったのも入れて、大事なものはですね。

そこに各自治会のものをできて、自治会もそれぞれの自治会の、例えば放送があると思うんですね。例えば、告別式の案内であるとか、そういったいろんな案内が。各自治会ならではの放送があります。だから、それはこれが容量が増えた場合には、例えば、今の防災無線でも電

話で、放送に電話して、こちらのほうに電話して、いついつ何時から何時まで放送するという、予約しますよね。そういう期限が切れたら、自然になくなるように、たくさん増えないように朝の答弁でも、もうホームページにいっぱい載せたらもうあれするということがありましたので、そういった期限をもって消えるようなそういったことを作れば、せつかくのこの今の聞き逃しのというのを、今の防災無線の内容はというホームページにあるわけですので、開けたらただ2つしかないというふうなことは、ちょっともったいないなと思って、その活用はいいのかなと思っています。それは何回も言うようですけども、難聴地域の人たちにそこを見てというふうなことも言えますしね。その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

これからもう梅雨も入っていて、これからまた台風等も来ますので、そういう中では防災行政無線はもう大切な手段の一つとして使われると思いますので、ぜひ早めに修繕等をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

次ですね、企業版……

はい、じゃ、次にいきます。

企業版ふるさと納税というのが、この間、新聞に載っていて、中城村のほうに載っていないくて、ちょっといろいろ調べたら、19年度から始まって、令和2年度に法改正されて、90%まで、9割まで、税制上の優遇が受けられるということで、本村も令和3年度に申請して、3月31日で認可されて、4月から開始されたかと思いますが、これで140万余りあったというふうなことがありましたが。

先ほど、村長のほうからの説明では、企業に対するどういった事業をするのかというようなアピール不足というふうなことがありました。

このホームページには、何だったっけ、いろ

いる村任せ、村に任せますとかというふうなところもあるし、今、大城さんのもありましたし、商業地誘致に使ってくれとか、そういうふうな項目があるんですけども、再生計画を見ますと、住みたいまち・ひと・しごと創生推進事業、本村が出している再生計画の中には、4つの事業がありまして、「住みたい、住める」暮らしを支えるまちづくり事業、「産みたい、育てたい」若い世代を支えるしくみづくりの事業、「住み続けたい」定住を実現する暮らし事業、「働きたい、訪れたい」豊かな資源を活かしたしごとづくり事業というふうに4つの事業がありまして、そのそれぞれの中身を主な施策ということで見ますと、住みたい、住めるについては、南上原土地区画整理事業、公園施設等整備改修事業、中城村の公共交通モデル事業、地域防災体制整備事業というふうにそれぞれの事業に対してあって、それからすると、この寄附については特に事業に対して縛られる寄附ではないのかなというふうな感じもしましたんですけども、村長からは、そういった特に事業をアピールするのができなくて、ちょっと伸び悩んでいるというふうなことがありましたけれども、計画のとおりに進めるかなと、この4つの事業の進めるかなと思いますので。

そういった意味では、私のそういった理解では、住みたい、住めるの事業の中に地域防災というのがありますので、そういったのを活用して、またそういう今のホームページを少し改良するとかそういった予算にでも充てられたらいいかなというふうな感じを持っていますが、できましたらまたお願いします。

ちなみに、これは令和25年までの期限というふうになっていて、本村の目標が4億7,391万円というふうなことで、年と言えば約1億2,000万の目標額というふうなことになっています。ぜひ、また頑張ってそういった貴重な歳入の確保の手段でありますので、特に返礼品も

返すわけもないですので、貴重な歳入の手段ですので、ぜひ頑張って増やせるようにお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で、玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時00分）

~~~~~

再 開（14時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 改めましてこんにちは。議席番号1番小橋川恵美です。

4回目の一般質問になりますが、まだ緊張していますので、お手柔らかによろしくお願いします。

それでは、通告書に従いまして質問いたします。

大枠1、地域防災・避難路について。

①自治会の防災組織は何団体あるか、また各地区の避難路整備、避難誘導看板の設置状況を伺います。

②泊地区地域の避難路の整備状況及び誘導看板設置の計画があるか伺います。

③国道329号線沿いの学校3校（津覇小、中城中、中城小学校）避難場所はどこになっているのか、避難訓練は行われているのか伺います。

大枠2、ごさまるバスの運行について。

①ごさまるバスの運行目的と運用開始はいつからか伺います。

②1日の利用者数と利用が多い時間帯を伺います。

③今後、村民へのアンケート調査を行い、時間変更やルート変更などを行う予定はあるのか伺います。

大枠3、放課後学童クラブについて。

①村内の学童クラブは何か所あるのか、3校
区別で伺います。

②令和5年4月時点での学童クラブへの入所
児童数を3校区別で伺います。

③学童クラブへの補助金はあるのか、また補
助金対象となる基準はあるのか伺います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、小橋川恵美議員
の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、総務課と教育委員
会、大枠2番が企画課、大枠3番がこども課の
ほうでお答えをいたします。

私のほうでお尋ねのあるごさまるバスの運行
について、これ屋良照枝議員からもございまし
たけれども、結論から言いますと、もう一度こ
れはルート見直しも含めてもう一度検討してく
れということで担当課にもお話をさせていただ
いておりますので、それに向けていろんな案が
出てくるものだと思っております。

基本的にはやはりそのニーズにあったという
お話がここにも出てくると思いますが、やはり
需要がどこにあるのかを見極めて、そこを主に
考えながら、正直なところ需要がないんであれ
ば、そこはもう通る必要がないと思っております
ので、それはしっかり指示をして、そして、
逆に言えば需要がまだ見込めるということであ
れば、多少金額かかってでも増便と言ったら語
弊ありますけれども幾らかこのやり方を変えな
がら、その部分を重点的に回っていくとか、
いろんな考え方があると思っておりますので、今後そ
れを委員会での議論を私のほうでもしっかり見
ながら助言をしていきたいなと思っております。

詳細につきましては、また企画課のほうでお
答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の避難訓練につい
ては、中城南小学校も含めて各学校とも年間指
導計画を策定して、計画的に実施しています。

③の詳細については、教育総務課主幹が答え
ます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、小橋川恵美
議員の大枠1、①、②についてお答えをいたし
ます。

①でございます。

防災組織、地域防災組織につきましては、現
在6団体、結成をしております。近く、今年度、
組織立上げの届けを出す予定の地域も1団体ご
ざいます。今年度末には、7団体になる予定と
なっております。

避難路につきましては、津覇・当間・久場の
3地区にて整備を行っております。

避難誘導板につきましては、沖縄振興特別推
進交付金を活用いたしまして、村内に123か所
余りの避難誘導板を設置をしているところでご
ざいます。

②でございます。

泊地区につきましては、村内の地域防災計画
にて泊中央線、クワディーサーの部分です、を
経路として示しておりますが、誘導板の設置は、
現在設置をしております。

しかしながら、今年度、村の地域防災計画の
見直しを予定しておりますので、その中で必要
な箇所につきましては、設置をしていきたいと
考えております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 ③3校の地震・
津波避難訓練についてお答えします。

津覇小学校の避難場所は、学校裏門側の丘陵
地帯となっています。令和4年度は12月に実施
しています。

次に、中城中学校です。最終避難場所は、学
校山手側、登又にあるゴルフクラブ駐車場とな

っています。令和4年度は、1年生のみ避難訓練を実施しています。2年生、3年生は、実施日が雨天だったため、避難経路を記録した動画を視聴するといった訓練となりました。

最後に、中城小学校です。避難場所は、中城村添石の遍照寺うむい駐車場となっています。令和4年度は、訓練実施日が雨天となりましたので、校内での整列の仕方、避難経路、場所の確認といった校内での訓練となりました。

以上です。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、小橋川恵美議員の大枠2の①から③について答弁します。

中城村の以前の公共交通環境は、民間バス事業者による路線バスの運行及び村西側台地地域の小中学生を主に対象にした通学バスの運行となっておりました。

しかし、これらの公共交通のみでは特に台地地域と平坦地域を結ぶ路線の確保や台地地域並びに平坦地域の公共交通空白地域における村内の移動の確保、村内児童生徒の通学手段の確保が課題としてあり、その解消を目的に平成27年度本格運行となっております。

令和4年度の実績の1日当たりの利用者数につきましては、早朝便が1日当たり約58人、日中便が1日当たり約100人となっております。

利用の多い時間帯としましては、早朝便は第2便目が多く、日中便は第4便と第5便の利用が多い状況にあります。アンケートの調査については、現在、令和6年度中の地域公共交通計画の策定を検討しており、その基礎資料となる住民ニーズの把握のため、今年度中におけるアンケート調査の実施を検討しております。

その中において、時間変更やルート変更などについても検討していく予定です。

以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 大枠3、放課後学童

クラブについて。

①についてお答えいたします。

村内の学童クラブは、全部で12か所ございます。うち2か所が認可外学童となっております。3校区別で言うと、津覇小学校区4か所、中城小校区3か所、中城南小学校区8か所となります。

続いて、②についてお答えいたします。

3校区別で言うと、津覇小校区108名、中城小校区172名、中城南小校区367名となります。

③についてお答えいたします。

学童クラブへの補助金はございます。補助金対象となるための基準として、平成26年4月、厚労省が公布した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」がございます。

主な基準内容として、職員の人数及び資格、開所日数、設備、面積、児童の集団の規模などが定められております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、順を追って再質問をさせていただきます。

そうですね、自治会の防災・避難路についてなんですけれども、私も3か月ぐらい前に当間の地域と、あと久場の地域ですね、避難路のところを確認しました。やはり久場地区に関しては、看板ですとか、下の舗装の、色づけしている舗装の面とかがやはり経年劣化で色が薄れていたり、表示が見えなくなっていたりする部分もあるので、今後、こちらを見直す予定や改良する予定はありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

それぞれの避難道路につきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備を行っております。

それから、年数がたっておりますので、今、議員からお話があったとおり劣化等が見られておりますけれども、現在のところはまだ整備を

する機能強化をする計画はございません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、当間地区、泊地区は先ほど言った泊のクワディーサーから上のほうに避難をしていくということですが、当間地区は避難する場合は、避難路はどちらになっていますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

当間地区、屋宜地区も関連すると思いますけれども、中城中学校前の商工会の横の道を通って上に上がるような形で整備をしております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 大卒1の質問、ちょっと前後してしましますが、中城中学校ですね、先ほどゴルフ場のほうに、最終的にはゴルフ場の駐車場のほうに避難するということであったんですけども、気になったのが、ゴルフ場の入り口に鍵がかかっているんですね。その鍵というのは、誰が責任を持って避難する際に開けるのかというところが気になりましたので、お願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

現在、この鍵はダイヤル式になっていますので、この番号を職員で周知しているところになっています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうしますと、当間地域も自治会長さんか誰かが番号を認識しているということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 当間地区のゴルフ場のゲートの鍵の施錠については確認をさせていただきます。把握をしております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 この辺、やはり避難路として看板も上がっていますので、ぜひあの

地域で認識の統一をお願いしたいと思います。

中学校に関しても、やはり責任者の先生方が番号を知っていच्छやるということでありますので、親としても安心かなと思いました。

もう一つ、中城小学校についてなんですけれども、中城小学校は、私も以前子供が中城小学校に通っていましたので、PTAで何度か避難訓練のお手伝いをしたりしたことはあるんですけども、小学校から329を横断しないといけないんですね、避難する際に。以前は、中城城址のほうに上がっていった避難経路で、今回は墓地の、添石かな、添石のほうに避難箇所が変わっているんですが、その際にやはり万が一のときというのがうまく子供たちを、万が一災害が起きた際に、信号機を止めて、子供たちを避難させることができるのかなとすごく不安があるのですけれども、その点はどうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 津波の避難に関しましては、早く、遠く、高くが第一優先されるべきであります。御心配されるように、交通量の多いところでは、子供の横断が心配される場所ではありますが、交通の誘導に関しては、職員が分担して、行うように訓練されています。

以上です。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 どうしても中城下の地域ですと、上のほうに329を渡って横断して行かないといけないということは承知しているのですけれども、ちょっと私が見た資料の中で、地域防災計画でしたかね、の中に国道329号線の中城小学校前、バス停付近へ歩道橋の設置計画というのが記載されているのを見たんですが、歩道橋の設置計画等が今現在あるのかどうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

現在のところ、歩道橋につきましては、計画はございません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうですね、歩道橋を計画するというのは大変な予算もかかりますし、検討することがたくさんあるかと思うんですが、やはり子供たちのため、地域のやはり皆さん、下地区の方々は津波があった場合には329を横断して、上に上がっていかないといけないので、泊地区も添石も伊舎堂もそうなんですけれども、信号がないのでやはり現実問題、災害が起きたときにはどうやって渡れるのかなという不安があります。

ですので、歩道橋設置、信号機設置等も防災の面からも今後検討していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

あともう一点、防災マップですけれども、私を持っているのはちょっと古いので、2019年版しかちょっと手元にないですけれども、去年ですかね、令和4年3月に新しい防災マップが作成されていると思いますが、作成されておりますか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

こちらの見た感じでは小さいんですが、広げるとA4サイズになっておりますので、改訂を行っているところでございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、この防災マップですが、今後、多分これも私がもらっているのも全世帯に配布されたものを保管していたものだと思うのですが、今後、この新しい防災マップを村の広報紙などと一緒に全世帯へ配布する計画などがありますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

現在のところは、配布については考えてはおりません。必要な分、総務課のほうに取りに来

る方については配布をしているところです。あと、ホームページにも掲載をしておりますので、そちらのほうでも確認をお願いをしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ、近年、やはり全国的に自然災害とか地震ですね、多くなっていますので、みんながこの防災の意識を持っていけないといけないと思いますので、予算取っていただいて、全世帯へ配布していただけるようお願いしたいと思います。

やはりインターネットで閲覧するにしても、ちょっと見づらい部分もあったりするので、気軽に書面で見られるようにということでお願いします。

では、大枠1につきまして、泊の避難路についてもなんですけれども、ぜひ今年度、令和6年度でしたかね、予定していらっしゃることなので、ぜひ早めに看板つけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

大枠1につきましては、以上です。

大枠2、ごさまるバスの運行状況についてですけれども、昨日、照枝議員もお話しされておりましたので、特にアンケートをしていただけるということで、早めに改善していただけたらなと思うんですけれども。

今現在、中城、子供たちが中城小学校の子供たち、中学校もですけれども、6校時が15時45分に学校が終わる、下校するんですね。そこで、ごさまるバスが到着するというか、中小前に、中城小学校前に通るのが16時44分になりますので、バスで下校する子は約1時間ほど学校のバス停付近か、学校ですと下校していますので、校舎の外の待機所などでバスを待っている状況でありまして、お友達と遊んだりとか、宿題したりとか時間を潰してはいるんですけれども、やはり下校、学校の閉まる時間も決まっていますので、先生方がこのちょっと誰も見ていない

時間帯ということで、子供たちがちょっとふざけてけがしたりとか、トラブルになったりしたときに、先生たちも自分の仕事をしているんだけれども、呼ばれて、対応したりとかということもあるので、その面も含めまして、次、バスの時間を見直す際には子供たちの下校時刻もちょっと意識していただいて、変更をしていただきたいなというところがあります。

下校時刻とごさまるバスの時間の差が少しでも短くなれば親のお迎えの車両の数も減りますし、あと子供たちも自身でバスを使って下校する子も増えて、子供たちの自立へもつながると思いますので、ぜひこのバス運行の見直し計画、期待しておりますのでよろしくお願いします。

では、次ですね、大枠3番です。

今現在、学童の4月現在の待機児童とかとはいるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 昨日の石原昌雄議員の答弁でもお伝えしたんですが、現在のところ、待機児童はおりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 現在、待機児童はなくて、全て希望する子は入所をしているということですね。

この入所基準ですけれども、こちらは共働きが条件になっているということですが、親が仕事をしていなくても希望すれば、子供の居場所づくり、学童クラブなどは年齢が違う子供たちが通うので、学ぶ場として通わすことはできますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 村の認可を受けている学童クラブに関しては、親の就労というのが条件になりますので、就労していない親がいる児童に関しては、認可外の施設であれば入所は可能でございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 認可の学童クラブに関しては、親が働いていないと入所できないということで、これは国からの予算等の基準でそうなっているということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 はい、そのとおりでございます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今、その先ほどのバスを待つ子供たちもそうなんですけれども、親が働いていても、どちらの学童にも入れていなかったり、放課後寺子屋か、にも入れていなかったりして、親の帰りを待っているお子さんですとか、バスに乗って自分で家に帰るというお子さんがいます。

ですので、もし何らかの処置で子供たちが家に帰っても遊ぶお友達は習い事に行っていたりとか、学童に通っていて、家に帰っても宿題した後ですね、ゲームをしたり、テレビを見たりと積極的に外で遊ぶことが難しい環境になっているので、希望する子は全て学童ですとか、寺子屋などに通えるようにしていただけたらいいかなと思いますので、その辺も今後検討していただきたいなと思います。

3番ですね。

今現在、無認可の学童が2か所あるということですが、無認可の学童クラブに通う子は何名いますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 中小校区の先ほど4か所の学童クラブが中小校区の学童とお伝えしましたが、そのうちの1か所、認可外の施設が38名のお子さんが通われていらっしゃいます。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今現在、中小区域で38名の子供たちが認可外の学童クラブに通っているということですが、もしこの学童クラブがなかったら38名は結果的に待機児童にな

るということになるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 この学童さんがもしなかったらということですか。

（「はい」と言う声あり）

○こども課長 比嘉昌子 その中にもし親が就労しているお子さんがいらっしゃる場合は、待機児童になります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

今回、この学童クラブですね、認可外の学童クラブですけれども、中城小学校区の学童で泊地区にあるにこにこ学童クラブというところになります。

現在は、御夫婦で運営しておりまして、令和3年の4月に無認可で開所して、今年度で3年目になりますが、今までは認可の基準に満たなくて、認可の補助金を受けることができなかったんですけれども、つい先日、認可の基準条件ですね、資格取得しておりまして、この3年間は補助金もなく、学童へ通う児童の利用料のみで運営をしております。

令和5年度については、今先ほども言ったように、38名の子供たちが通っております。約ですね、この38名の子供たちの利用料を計算してみると、約43万円程度の利用料になります。その中から家賃とか、あと高熱費、子供たちのおやつ代や運営費など、あと来月からは送迎に必要なバスのリース代も出てくるようで、この御夫婦ですね、2人で頑張っておられるのですけれども、人件費等も捻出できない状況で3年間運営を頑張っておられます。運営自体がもうかなり厳しい状況にあるということでもありますので、こども課のほうで認可の条件資格は満たしていますので、ぜひ公募とかにはなるのかもしれないのですけれども、早めに認可が取れる支援をお願いしたいと思いますが、どうでしょう

か。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在、新たな認可の学童クラブを決める前に、まず中城村の中で、村の中で新たな認可の学童クラブが必要かどうかというような協議を行いまして、そして、その方針を決定した後に公募を行いまして、公募に来た事業所さんがありましたら、そういう申請書類ですね、運営規定でありますとか、間取りでありますとか、面積でありますとか、いろんな職員の配置であるとか、いろんな申請書類を提出していただいて、それから審査をして事業所選定していくという流れになりますので、今後またどういう方針になるかというのを検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 そうしましたら、こちらが決定するのは次年度、令和6年度になる可能性があるということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 現在は待機児童はいないということもあり、令和6年度に向けてどういう方針でいくかというのを協議してまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 先ほども、ちょっとお尋ねしたのですが、もしこの学童クラブがなかったら、38名の子供たちが親が働いていたら中城小区域で待機児童になる可能性がある、受皿が足りていないのかなと思うのですが、今後、公募になるので、この学童クラブが公募で認可になるかというのはちょっと分からないところだとは思いますが、今、もう本当に認可外で実際に子供たちを38名受け入れて、苦しい状況なので、何らか今年度少しでも予算の中から、村の予算の中から支援などはできないかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可の前に何らかの支援があるかという質問になりますか。

今、そうですね、今の段階ではこういう制度があるとかというのが、今すぐちょっと申し上げられませんので、ちょっと内部で検討してどういう支援があるかというのをちょっと考えてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ認可外ではありますが、実際に運営をもう3年も頑張っている学童クラブがありますので、今後、何らかの支援をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時52分）

令和5年第3回中城村議会定例会（第6日目）

招 集 年 月 日	令和5年6月9日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和5年6月14日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年6月14日（午後2時53分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
	8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝
欠 席 議 員				
会議録署名議員	11 番	仲 松 正 敏	12 番	金 城 章
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎太郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 4 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、比嘉 護議員の一般質問を許します。

○3番 比嘉 護議員 皆さん、おはようございます。今回また新しく4名の方が異動、昇格されたということで、我々と一緒にまた中城村を盛り上げていければいいなと思いますので、よろしくお願いします。

議席番号3番、比嘉 護でございます。よろしくお願いします。それでは、通告書に沿って質問をしたいと思います。

大枠1番、北中城との共同まちづくりについての質問です。現在、北中との共同まちづくりに向けて取り組んでいるところと思いますが、その進捗状況を伺いたいと思います。①目的、②課題、③今後についてでございます。

大枠2番、税金についてです。税金の種類、中城に納める税金はどのようなものがありますか。大きく分けると①の国税と②地方税、あと③の村民税は幾らありますか。国税については、一旦国に納めて分配されるものがありますので、今回この質問については結構でございますので、地方税についてお答えをお願いしたいと思います。

あと、大枠3番でボランティアについてです。中城でボランティア活動を行っている方々の活動内容は。①番、訂正をお願いします。「中城城址」とありますが「城跡」に変更をお願いします。「中城城跡・歴史の道」ですね。②若者塾、③その他、地域清掃・草刈りとか、いろいろ植樹とかあります。この中に書いていませんけれども、福祉関係のボランティアもあるということなので、これについてはおいおいまた質

問をしますけれども、以上の点、よろしくお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉 護議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番が税務課、大枠3番は産業振興課、教育委員会、住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの北中城との共同のまちづくりについて、少し所見を述べさせていただきますが、皆さん御承知のとおり、北中城とはいろんな形で共通しているもの、あるいは共有しているものがございます。一部事務組合もそうですし、また地形的な部分でもそうですし、共有する部分は多々あります。そういう意味では、共に両村が発展していくことが両村の村民にとってもこれは利益になることだと信じて、私どもは北中城と共に発展を目指すために、共同のまちづくりを今作り上げて、それを基にいろんな法規制との絡みだとか、そういう部分を解決していこうということで頑張っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠3の②若者歴史塾についてですが、教育委員会としては、村の活性化につながる活動であれば支援していきたいと考えます。どのような支援ができるかは、今後検討していきたいと思っています。

詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 皆様おはようございます。それでは、比嘉 護議員の大枠1の①から③番についてお答えします。

①中城村、北中城村、両村に共通する歴史的

資源を生かしたまちづくりや共通する様々な問題を解決するため、両村で取り組むべき施策を定め、総合的に取り組むことを目的としております。

②両村の主要な課題として、1つ目、中城城跡を核とした文化・歴史・自然資源の保全・活用、2つ目、市街化調整区域の住環境の確保、3つ目、農用地の利活用、4つ目、域内・広域公共交通の拡充・連携、5つ目、東海岸の強固な経済基盤形成に向けた産業振興、6つ目、災害への対応・安心安全のまちづくりの6つの課題が出ております。

③今後パブリックコメントを実施し、都市計画審議会の開催などを経て、第3回委員会において共同まちづくり計画を取りまとめることとしています。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 おはようございます。比嘉 護議員の大梓2についてお答えいたします。

まず、地方税について。中城村に納めていただく地方税は、一般会計において個人村民税、法人村民税、固定資産税、特別土地保有税、軽自動車税、たばこ税。特別会計において、国民健康保険税があります。

村税は幾らありますかというところですが、令和5年度一般会計における予算計上額といたしまして、総額27億3,177万8,000円となっております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 比嘉 護議員の御質問にお答えします。

大梓3番の①ガイドについて、正式名称、中城村北中城村文化財案内人サークル、通称グスクの会となっております。令和4年度の活動内容としては、3,082人の中城城跡来場者に対し13名のガイドの方が案内を行っております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大梓3の②についてお答えいたします。正式名称は中城若者歴史塾と言うそうなのですが、この若者歴史塾に関しましては、中城村の魅力を村外に発信し、多くの人に中城村を訪れてもらい、地域の活性化につなげたいという思いで、村内在住の方を中心として2018年に結成されたようです。人数としましては10名ほど今いらっしゃるそうです。

活動内容としましては、まずは中城村や沖縄の歴史から学ぼうということで、グスクの会顧問の仲村春吉先生にお願いして、新型コロナ感染拡大前は毎月、コロナの影響が減少した後にしましては2か月に1回ほど、村内外の文化財巡りなどの学習活動を行っているようです。

それ以外の活動としましては、村内小学校から要望があり、小学生に対する中城城跡内の案内を行ったり、また外国語が堪能な方も何人かいらっしゃるということで、留学生に対する中城城跡のガイドなどもボランティアとして行っているようです。以上です。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大梓3の③についてお答えいたします。

村民の皆様や事業者の皆様により、地域の道路・公園などのごみ拾いや草刈り、海岸ごみの回収などの活動をしていただいております。支援としましては、ボランティア袋の配布、あとごみの回収を実施しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 答弁ありがとうございます。それでは再質問を行いたいと思います。

議員になって私も今回質問が小橋川恵美議員と一緒に4回目となります。今まで私が質問してきたこと、常に申し上げていることは、教育環境とか子育て支援とか、福祉に関しては当然のことであるというふうに言ってきました。

そして中城の産業の強化ということで質問さ

せていただきました。最初の議会質問に関しましては、土地利用の見直しというのを第1回目に質問させてもらいました。土地の利用に制限があつてなかなか家が作れないと、企業も入ってこられない、それを何とか変えて経済の活性化につなげたいなということで、そうすることによって人口が増えたり、企業が増えたり、産業が増えるということで、その分また税金も増えるという、経済面においても市町村の活性化につながるものではないかということで質問をさせていただきました。

さらに産業の強化、観光振興について述べさせていただきました。産業の一つとして、第3次産業である観光産業への取組を強化したいと言ってきましたけれども、なぜそこまでずっと私が観光、観光と言っているかということ、観光は総合産業だと言われています。

ですから、1次産業、2次産業、農業・漁業だったり、加工業や製造業だったり、建築業だったり、そこにも絡んでくるので、先にこの第3次産業である観光を含めて中城の経済の活性化につなげればいかなと思つてずっと質問をしてきました。

今回、共同まちづくりについてとも関連しますので、大枠1から3について質問させていただきましたので御理解ください。

北中との共同まちづくりについては現在、村長、副村長はじめ執行部の方々も取り組んでいるところでございますけれども、共同まちづくりということで今、北中との共同まちづくり、あと中学校の跡地を利用しての地区計画だったり、那覇広域から中部広域に移行していくと。そして、東海岸のサンライズ構想といろいろ問題というか中長期計画の中で日々動いてもらっておりますけれども、その前に北中とのまちづくりを優先に手がけていく方向だと思います。

そこで質問いたします。この北中との会議は何回ほどやっているかお答えをお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 比嘉 議員の再質問にお答えいたします。

現在、北中城村との共同まちづくりにおいて、共同まちづくり計画策定委員会を2回行っております。そのほかに中城村、北中城村の合同ワーキンググループを2回行っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 議員。

○3番 比嘉 議員 ありがとうございます。今言っていたように2回と、あとワーキングチームも作られているということですね。ありがとうございます。

その共同まちづくりの計画策定委員会というメンバーの中に副村長も入ってますよね。今まで会議に参加して、副村長がどのような感想をお持ちかお聞かせ願えればと思います。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 お答えいたします。

共同のまちづくり委員会に参加しての意見という、感想ということですが、先ほど担当課長からあったように、共同のまちづくりにはいろいろ課題がございます。課題を解決しながら県から言われている無秩序な開発につながらないような計画を立てなければならない。それを県のほうに認めてもらって、お互いが考えている土地利用の課題が解決できるものだと思います。

今回、第2回のまちづくり委員会が2月10日に開かれておりますが、そのときに課題の共同のまちづくり計画の素案が提案されて、両村の課題が先ほど課長からあった6つの課題があります。その課題の解決に向けて、解決の方向性についての話し合いも行われております。4点ほどありますので紹介いたします。

中城城跡を核に両村の歴史・文化・自然資源の保全の活用、一体的な歴史的風致の維持向上を図り、県内の世界遺産と連携したまちづくりを行うと、これが1つ目です。

2つ目に、既存集落の地域性を考慮し、あら

ゆる世代の住民が安全安心に住み続けることができる良好な住環境の形成、維持、改善を図るとともに、新たに住みたい人を受け入れることができるまちづくり。

3点目に、地内の公共交通ネットワークを充実させるとともに、広域の交通ネットワークと結節することで、地域内外を自由に移動することができ、住民生活や観光、経済活動の交流を活発にするまちづくりを行う。

4つ目に、地域の主体産業の維持・強化を図るため、拠点件数や担い手育成のための連携体制の構築、新たな産業の創出に向けた東海岸地域の市町村と連携したまちづくりを行うということ、この4点が確認されております。

この4点を解決しながら、先ほどの今後の方針の中でパブリックコメントを実施するということがあります。このパブリックコメントの実施を行い、また委員会で協議をしながら素案が決定できると思っておりますので、いい方向に進んでいるんじゃないかなというふうに実感しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。

今、パブリックコメントという言葉が出ましたけれども、地域の意見を聞いてそれを考慮するというので、課長いいですね。パブリックコメントという意味は、地域の意見を聞いてそれを考慮するという考え方でよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、まちづくり計画の素案ができておりますので、その素案を内外に周知して、その意見を求めるということとなっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 今お聞きして、新年度より新しく参与を配置して、よりスピーディーに進めていくという浜田村長の施政方針からも見てとれますけれども、私が言うことでもあり

ませんが、両村がウィンウィンになるようなことが重要だと思いますので、双方にはそのメリットがあるはずです。先ほども村長の答弁もありましたが、お互いが発展を望んでいるということですので、現在進行形の事案ですので、どうこう言うつもりはありませんが、丁寧に慎重に進めていけばいいと思います。

この前、参与とのヒアリングでも申し上げましたが、参与の立場というのは県の立場でもありますので、その辺を前面に出して交渉に当たってもらえれば、少しは北中とのこともうまくいくのかなと思いながら話をしましたけれども、引き続きまちづくりについては御対応をお願いしたいと思います。以上でこの共同まちづくりについては質問を終わりたいと思います。

続きまして、大枠2、税の仕組みについて。先ほど答弁がありました中で、国税に関しては先ほど言ったとおりですので結構です。地方税について、先ほど固定資産とか住民税とか自動車税、法人税、たばこ税というのがありましたけれども、課長大体どれが何%ぐらいという数字は分かりますか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました、令和5年度一般会計予算における各税の割合は、固定資産税のほうで53.6%、個人村民税のほうで37.3%、軽自動車税が3.2%、法人村民税が3.1%、たばこ税が2.8%となっております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。固定資産が53%ということは、総額、税金27億円ということなので大体14億円が固定資産、あと住民税が約10億円ぐらいかなというふうに思いますけれども、ほぼこの2つで9割を占めるということになります。

自己財源である税金を増やすということは非常に大事ですので、何をどうすれば税金が増え

るか、徴収する側の課長としてはどう思いますか。

○議長 伊佐則勝 税務課長 比嘉 聡。

○税務課長 比嘉 聡 今、税収が増加するにはということで、私の考えを述べさせていただきます。

固定資産税については、建物等の件数の増加や土地の利用状況などの事実に基づいて評価が変わること。個人村民税、法人村民税においては個人であったり、事業者の収入が増加すること、納税義務者数の増加。あと軽自動車税については、車両の増加という部分が挙げられると思います。各税において共通しているのは、納税義務者数の増加と所得や事実、物などの課税客体の金額や数量の変動により税収が増加すると考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。先ほど課長が述べたように、住む人が増えると税金も増えるというような構造になるかと思えますけれども、では中城は今教育だったり子育てだったり、あるいは福祉だったり、産業の環境を整えることで中城に住みたいと、あるいは商売をしたいというふうになれば、先ほど言ったとおり人が増えるということは、そこに固定資産税だったり、住民税だったり、法人税がということですので、これらを伸ばすためには何をすべきかというのは、各課いろいろなところが絡んできます。

例えば、教育委員会は少人数学級をやりましたよね。非常に好評で、この前も村長が琉球新報に招待されてシンポジウムに参加して中城をアピールしていましたけれども、やはり少人数学級にお父さん、お母さんたちが感銘を受けて、中城はそういうことをやっているんだ、それで引越しようという方々もいるというふうに聞いています。

そういうことで教育の部分で言うと、教育の

場を先ほど申し上げた少人数にすることによって、中城はいい所だと言われますので、その辺を各課がどういうことをすれば人が増えるのかということを考えてもらいたい。

こども課、福祉課もそうです。病院の補助が出たり、あるいは福祉が充実しているとなればやはり中城に住もうかなということにもなりますし、産業振興課で言うと、各1次産業、2次産業、3次産業の環境を整備する。そうすると中城で農業をやろうかなとか、あるいは商売をやろうかなというのが増えると思いますので、そういう地道なことが、いろいろ人口を増やすということになるかと思います。都市建設課もそう。いろいろ道路補修もそうですし、そういったことをやる。

ですから、税務課はそういう仕掛けはできませんが、税務課の仕事というのは確実に税金を何て言うんですか、取るというのが仕事ですので、それ以外の各課の人たちはいろんな今申し上げた、全部ほとんど絡んでいます。そういうこと、今与えられた各課の課題、常に住民のことを考えて、どうすれば住民が喜ぶのか。ひいては中城に住みたいというふうに思えるのかということを考えてもらいたいなというふうに思います。

そういう中で、中城の魅力発信、中城の良さをアピールできるのであれば人口増にも結びつくと思いますので、これは企画課、総務課は何をするか今は、思い付きませんが、SNSだったり、ホームページだったり、そういうことをやっていますという発信をすれば、少しは中城の人口ももう少し、単純ですけども増えるかなというふうに思っています。

このように、税金、ふるさと納税もそうですが、税金が増えることで自己財源が確保できるということは、幅広い施策ができる。お金が全てではありませんけれども、お金がないと何もできない。多分お金があれば、いろんな無料化

ができますよね。それに近づくためには各課の課長は、まずは補助金をどんどん取ってくるといふ作業をやってもらいたいのと、あと今言った税金をどう落とさせるかということを考える。それは、村長が10年後に2,000名を人口増やすということがたしかあったと思いますけれども、人数がちょっと定かではありませんが、多分2,000名だったと思います。それをやるために各課は何をしますか、先ほど言ったことをどんどん仕掛けていって、この税金が今27億円、30億円、35億円、40億円となれば、いろんな村に要望している、村民が要望していることを、もしかしただけるかもしれませんので、それに向けてぜひ一緒に取り組んでいきたいなというふうに思います。

とにかく主語は住民です。住民が主役ですので、それを肝に銘じて一緒にやっていければいいなというふうに思いますので、以上で税に関する質問を終わりたいと思います。

続いて、ボランティア活動についてでございます。いろいろボランティアといってもいっぱいありますけれども、ボランティアに取り組む人たち、中城を盛り上げたいと、別にお金は要らないから盛り上げたいというのがほとんどだと思います。

その中で、先ほど中城城跡のガイドの運営はどうなっているかというふうに尋ねましたけれども、3,080名が来場して13名が対応したということでございます。このグスクの会でしたか、運営というか、この方々の教育というか、その辺はどのいうふうになっていますか。教育と、あと予算があるのかなのかお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。

中城村教育委員会の文化財講座で修了した方々が、グスクの会へ加入して案内人となって

おります。

予算につきましては、中城村北中城村共同管理協議会から案内人はガイド1回当たり1,000円の謝礼金を支払いしております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。ではグスクの会に関しては、誰か講師を呼んできて講習を受けて卒業という形ですね。それで案内したときには、1人当たり1,000円ぐらいの報酬を出しているということですか、はい、ありがとうございます。

では、次の若者塾についてですけれども、先ほど課長からも答弁があったように、どこにも所属していない中城を盛り上げようという若者の集まりでありまして、自分たちで歴史・文化を勉強して、たまには専門家を呼んで講師をさせていると。その講師代も自分たちの集めたお金でやってもらっている。

若い人が時間を割いてずっとやってきてはいるみたいなんですけれども、ここにきてやはり毎回毎回各個人からお金を徴収してやっていくのもちょっときついなというふうな情報が入りましたので、何とかして若者が次の、今のボランティアをやっている中城城跡のガイドの方々も当然必要ですし、次の世代の若者の方々の今取り組んでいることを何とか救えないのかなと、何とか予算化できないのかなと。

いろいろ壁はあると思いますけれども、中城を盛り上げようと、若い人たちが10名も10数名も来て集まっている団体ですので、それを何とかフォローして上げたいというのがありまして、僕は今回この場に質問として出させていただきました。

そういう子たちがいるというだけでも、中城村内にとっては有難いことだと思いますが、そのやりとりを聞いて、村長、何か一言ありましたらお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今のお話を聞きながら、村長に就任して15年になりますけれども、実は村長就任当初から、このボランティアの在り方、特に城跡のガイドについてですけれども、それについてはもうちょっと付加価値をつけてもいいんじゃないかという話などを出したことの記憶がございます。

非常にすばらしいガイドと組織でしたので、それをもっともっと発展させていきたいという思いがあったんですが、言葉は適切ではないかもしれませんが、ボランティアというものに対する思いが非常に強くて、やはり付加価値をいただくことについて、少しためらいがあったような記憶がございます。

そういう意味で、もう時代も変わってきていますし、いつまでも我々もボランティアに甘えるということはいかなものかなという考えもございますし、今の御提言は非常に私ももう一度振り返って、いま一度グスクの会の方々や若者塾の方々と話し合いを持って、もうちょっと付加価値をつけていいんじゃないかと。我々としては、今1,000円の話があったものですからこれもびっくりなんです、私も失念しております、もうこれ交通費にもならないぐらいの金額ですので、ある程度そこはもうちょっとモチベーションが上がるという言い方は失礼かもしれませんが、ボランティアをしている方のモチベーション上がるような、そういう付加価値があってもいいかなということで、これ真剣に検討してみる価値があるなと思っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 村長、ありがとうございます。

先ほど教育長からも村の活性化であればいいんじゃないかというような話もありましたので、ぜひこの件に関しては、ボランティアいろいろあります。今ガイドもそうですし、草刈りもそうですし、いろんなボランティア、福祉のボラ

ンティアもあると聞いてますので、今言った城跡のガイドさんというのは、割と御年配でもうリタイアされている方々がお金は要らないという方々もいるのは承知しています。

ただし、さっき申し上げた若者塾というのは、まだまだ20代、30代と40代ぐらいの方々が中城を何とか盛り上げようということでやっていますので、ぜひこれは担当課長ともう1回情報交換しながら、私も何とかしてもらいたいなというのがありますので、進めていければいいなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そういうことでいろんなボランティアも含めて中城のいいところ、今、土地の問題をいろいろ網を外して、いろんな仕掛けをしてもらっていますので、どうか中城のこれからを盛り上げるために、前いたところでやったのは、久米島ですけれども、昨日も新垣 修議員が言っていましたけれども、実証実験という言葉が出ました。

久米島は8,000名の人口なので実証実験がやりやすいんじゃないかということで、国交省とのいろいろ会話の中で、いいねという話の中で、1回自動車の無人化ということの実証実験を行いました。中城もぜひ2万2,000名の人口ですので、何かあれば実証実験の対象の村にして、何か引っ張ってこれられないかなというふうに思っています。

例えば地中化問題、中城を全部地中化にする。全部できるかどうか、一部どこかをやって、そこで実証実験をさせる。いろんな実証実験があるので、そういったことを村としても取り組んでももらいたいなというふうに思います。

もう1点、この前、観光に関する専門家を呼んで講話をしてもらいました。14名の議員が参加しました。その中でいろいろな話があり、すぐできることが一つだけあります。名刺の右上に護佐丸のマークを入れてくれと。全員、我々

もそうだし、職員も右上に護佐丸のマークを入れる。一度決めた以上はみんなで応援する。護佐丸のマークを入れるというのも一つの手だと思います。そうすることで機運が高まりますので。

もう1点言っていたのは、中城の入り口に護佐丸、「ようこそ」でもいいし、何かそういう看板があってもいいんじゃないかということも言っていました。それも一つインパクトがあるので、その辺もお金の、財政のかかるものなので、これについては検討してもらって、名刺に関しては、私は議員の方々とまだ話はしていませんけれども、みんなで護佐丸を、護佐丸とは何、護佐丸はどこと言われれば、それだけでも十分価値はあると思いますので、ぜひそれは村も、議員も、あるいは企業にもお願いして、護佐丸のマークが入ればいいなというふうに思います。

最後に提案になりましたけれども、以上をもちまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉 護議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（11時00分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

**○12番 金城 章議員** こんにちは。それでは、金城 章、12番、一般質問を行います。

大枠1、東西道路についてです。宜野湾横断道路です。私は宜野湾横断道路の早期事業化に向けて取り組むように中城村が沖縄県に対していろんな要望をしているかどうかを確かめたくて、毎回質問を出しておりますので、ぜひよろしくお願いします。

東西道路の進捗状況はどうか、また計画はどうなっているのか。県の具合はどうなっているのか。

大枠2、農業振興についてであります。

①中城村の新しい野菜品種の取組についてはどうか。②農家に対しての農薬補助はどうか。③新規就農者の支援はどうか。このことは、朝市をやっている、朝市の農家さんからいろいろな意見がありましたので、質問で出しておりますので、よろしくお願いします。

大枠3、中学校建設について。

①中学校移転による周辺地域整備の計画はあるか。これはこれからだと思いますけれども、そのことについて少し話をしたいと思います。

②「河川」ではなくて「排水路」の改修はどう考えるか。ちょうど中学校用地に排水路があります。その件について伺います。

③中学校建設によって、現行の農道はどうなるのか。また、周辺道路の計画を考えているかどうかですね。安里中央線歩道は中学校側ではなくて反対側、南側といいますか、南西側にあるんですけれども、中学校側、東側から北側の歩道計画とかはどうするのかですね。また国道329の入り口がセンサー式ではなく、この信号をセンサー式に変更の予定は考えるかどうかです。

大枠4、中小・津覇小の建設についてであります。

①中小・津覇小の建設の進捗はどうか。②緑化計画はどういうふうに打合せが進んでいるかどうかですね。ぜひよろしくお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は産業振興課、大枠3番、大枠4番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうで改めてといいますか、中学校建設

についての大きな所見を述べさせていただき  
ますけれども、今整備計画はありますかとい  
うことでございますが、整備計画に値してい  
るかわかりませんが、地区計画の予定は当  
然でございますので、跡地利用も含めて下  
地区は安里、当間、屋宜、それを中心にこ  
れから役場中心ということになりますけ  
れども、それをいろんな整備が入ってくる  
んだらうと予測をしております。

やはり上地区は南上原を中心にどんどん  
北上していく。そして下地区は、役場を  
中心に周りが発展していくという形にな  
っていくような、伸びしろがまだまだあ  
るということを皆さんと共にまた考えて  
いきたいなと思っております。詳細につ  
きましては、担当課のほうで答えをいた  
します。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大卒3と4の学校建  
設についてですが、教育委員会としまし  
ては、地域住民へも配慮しつつ、学校現  
場が使いやすく、児童生徒にとってより  
よい学習環境、そしてこれからの教育に  
ふさわしい施設にしていきたいと考えて  
います。詳細については、教育総務課長  
のほうから答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、金  
城章議員の大卒1番についてお答えしま  
す。

宜野湾横断道路（中城地区）については、  
沖縄県に確認したところ、事業計画の精  
査や事業効果の分析など、事業化に向  
けた課題を整理している状況と聞いてお  
ります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業  
委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長  
仲松範三 金城章議員の御質問にお答  
えします。

大卒2番の①県内市場や関係機関と意  
見交換を行いながら需要調査を行い、そ  
の結果を基に営農指導を通して新たな  
野菜品種の選定及び普

及に取り組んでいます。②農薬の補助金  
につきましては、毎年度実施しています。  
内容は購入額の10%を補助してあり  
ます。③毎年度国の事業を活用し、認  
定新規就農者を対象に資金面の支援を  
行っております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝  
慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大卒3及  
び4についてお答えいたします。

まず、大卒3の①から③については、一  
括してお答えいたします。中学校建設予  
定地及び周辺の整備計画については現在  
ありませんが、今後、中学校建設を進め  
るに当たり、インフラ整備等についても  
各関係部署と協議を行い、整備を進め  
ていきたいと考えています。

続きまして、大卒4の①についてお答  
えいたします。打合せ会議を毎月2回程  
度実施し、設計業務を進めております。  
現在中城小学校の生徒数の増加が見込  
まれるため、教室数の見直しなどを行っ  
ております。

②について、事業者からは沖縄の気  
候・風土を考慮した植栽計画を提案され  
ております。植栽は防砂林や日影、シン  
ボル、目隠しなど様々な役割を担いつ  
つ、水やり、剪定、耐害虫性など維持  
管理において負担の少ない植栽計画を行  
うとされております。

○議長 伊佐則勝 金城章議員。

○12番 金城章議員 では、再質問さ  
せていただきます。今、東西道路（宜  
野湾横断道路）についてであります。再  
質問します。

今、県が整理中ということで答弁があ  
りましたけれども、中南部、北部に、沖  
縄県について道路計画が結構あるん  
ですね。皆さん御存じだと思いますけ  
れども、今からの計画が結構あります。

それで、この再質問になりますけれど  
も、まだ計画の段階で進んでいない箇所  
もいっぱいありますので、中城村とし  
てはぜひ県に要望して、早期の着手を  
練り上げないと、着工がズルズル

遅れていつになるか分からないんじゃないかと思って再質問します。これを早めに進めるように、どうにか進めるか、どなたか答弁できますか。

県にぜひ予算等、今、県も予算は厳しいでしょうけれども、そこで最初に進めることができないかどうか。

北中と西原も横断道路が進行中でももうすぐ出来上がる予定ですよ。本村だけまだ県の事業が何も入らないと。これでいいのかなと思っています。どうですかね、県に対して要望、要請をこれからやっていって、早めの着手ができないものか、答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

金城 章議員のおっしゃるとおり、中城村においては、ここ数十年、沖縄県による新規道路事業がない状況であります。宜野湾横断道路はぜひとも早期着工を願うところであります。

ただ、平成30年よりルート検討委員会も行われていることや、先ほど金城 章議員が提示された沖縄県の広域道路ネットワーク計画の中でも、高規格道路として上位に位置づけられていることから、沖縄県においても重要な事業として位置づけられていることとは思いますので、引き続き要望を行っていきたいとは思っておりますが、さらに議員の皆様方のお力もお借りできれば、早期事業化へ向けて近づくのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ要望してください。

村長にもう一度伺います。村長、トップセールスでどうですかね。一肌脱いで早めの早期着工を願い出ることはできませんかね。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 トップセールスはもちろんやぶさかではございませんけれども、時期を見

てといいますか、今いろんな課題があるようでございます。その会議の中でもそれを一つ一つ解決しながら、時期を見て何らかの方策がまた出てくるのではないかなと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ早期着手できるよう、尽力していただきたいと思います。

先ほど見せた道路ですね。本当に道路計画はいっぱいありますので、早めに要求していったほうが勝ちみたいな感じになっているようにも見受けられますので、ぜひ早めに着手できるよう願っております。

それと今、課長からありました僕ら議員団も、僕は9月にまた要請書、要望書を出そうかなと今計画していますので、そのときにはまた中城村も一緒に考えてもらえればと思います。よろしくをお願いします。

大枠2についてです。先ほどもお話をしました。これは朝市に私が関連してまして、朝市のメンバーさんから、肥料もそうですけれども、農薬も高くなってしまって、これでは農家さんがやっていけないんじゃないかという話もありました。それでこの農薬補助とかを出しています。

先ほど課長の答弁で10%と話がありました。うるま市が30%なんですよ。それと沖縄市が25%補助率、あと北中と西原が20%。結構農地が多い中城村が一番低いんじゃないかと思っています。これをどうにか、せめて北中、西原並みの20%にあと10%は補助率を上げることが可能かどうか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 中城のほうで10%ということで、ほかの市町村より低いということになります。

北浜、南浜、津覇の地域の方から耳にするのが、肥料の高騰、農薬も上がっているということは何名かの方から言われてはおります。

小泉改革の三位一体改革がありまして、平成17年から19年に20%あった補助が10%になっていると思いますので、基に戻す時期に来ていると思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 何か答えにくそうな答弁で、財政を扱うお二方に少し、どうですかね、また戻す、せめて20%ぐらいには戻せないか、村長、副村長どちらでもいいですから、はっきりした答弁をいただきたいんですが、どうですか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 財政を預かる者としてという質問ですが、農業の補助という部分で個別の農業補助の今質問になっておりますけれども、農業の補助にもいろんな補助があって、全体を考えながら、これからの補助も含めて考えていきたいなと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 休憩。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時17分）

~~~~~

再 開（11時18分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、副村長答弁ですね。農家が一番困ってるのを本当によく知っていると思うんですけども、肥料も上がって、農薬も相当上がっているんですよ、高騰している。

以前に別の議員からも農薬の話は出しましたが、そこでもあまりいい答弁が返ってきていないんですよ。高騰したのをほかのいろんな事業もバックアップをしていると思います。ぜひ農家にも10%、元に戻すという考えでいいんじゃないんですか、副村長。20%で。先ほど課長からあったように、10%減らされたものを、

また元に戻すという。ぜひもう一度、相当来年からでも、今年ぜひ少しはアップできるように、答弁はどうですかね。農薬と肥料の補助とかどうですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 先ほど副村長からも答弁がありましたとおり、全体的に見ながら、また産業振興課としても農家の方々に応えられるように頑張っていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 農家さんと話していたら、本当にちょっとしたことであっても厳しいという状況しか持っていないものですから、ぜひ考えていただければ。

それではまた次回に質問しますので、ぜひ検討してください。

③に入ります。新規就農者の支援は3年間だと思っておりますけれども、その後に農業に携わっていて、どういう農作物を作っているのか。それとまた支援は受けたけれども、そこからまた別の仕事に移っている人がいるのかどうかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 平成24年から支援をいたしまして、今年度の3人を含め延べ25人の方に給付しております。去年まで実質8名の方が給付金を受けております。その中で、1人の方は腰痛により農家をリタイアしております。7名の方に関しましては、現在野菜、サトウキビ、バナナ等を中心に頑張っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 8名のうち7名が農業をしていらっしゃるということで、安心していきます。新規就農は受けたものの、農家に携わ

っていないかなと思って心配していましたので、ぜひこれからも支援をまた続けていき、農家後継者を育成できるように支援していただきたいと思います。

それでは大枠3番、中学校建設について。

先ほど村長から答弁がありました地区計画も入れて、タウンセンターの中心ですので、そこで周辺整備もぜひ計画していただきたい。

中学校が完成してから、また道路なり、いろんな施設整備が遅れて、生徒にも周辺住民にも迷惑がかかりますので、ここも中学校建設とともに、ぜひ改良計画なり、いろんな計画をしていただきたいと思います。

もう一つ、この農道、ちょうど今、真ん中の農道がこの農道なんですけれども、安里のムラガーという村指定の文化財があります。そこに行けなくなります、この中学校が来た場合に。せっかく今この公共駐車場の前から、3か所ぐらい矢印でムラガーの案内板が立っております。そのことで、このムラガーに行けるように、この西側でもいいですし、そこに通って行けるように、ムラガー近くに仲松冷凍の間から小さい道路があるんですけれども、2メートルぐらいしかなくて、車では行けないんじゃないかなと思います。その道路もぜひ考えていただけないかなと思っております。

それと排水路です。排水路が安里243番地と242番地の東側から排水路が通っております。この排水路も議員になった当初お願いしたんですけれども、1回も整備、竣工もされていないです。

もし中学校ができた場合、この排水路の維持管理ができない状況なんですよ。その件もぜひ将来的に検討してください。ムラガーへ行く道路の建設はどうなるかだけ、どなたか答えられるんですかね。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えい

たします。

確かに安里のムラガーにつきましては、昨年生涯学習課のほうで、村の文化財指定を受けて、看板等を設置しております。学校建設に当たり金城議員がおっしゃるように、農道がなくなる状況になります。この安里のムラガーに行く新道につきましては、今後この学校建設を進めていく上で、利用者の利用しやすいように、その辺の計画のほうは考えていきたいと思っております。せっかく整備しておりますので、この計画に伴い、そこも一緒に考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それともう一つは、職員の方は公共駐車場から役場庁舎まで歩いてこられると思いますけれども、その歩道もぜひ計画し、拡張して歩道も計画していただきたいと思っております。

今、西側と東側が今、農地ですので、建物が建っていないという状況ですので、その計画もまた、この地区計画と一緒にぜひ取り入れていただきたいと思っております。この件も次の機会にまた質問しますので、ぜひ考えていただきたい。

それともう一つだけ、中学校建設に当たって、これから計画に入りますけれども、小学校でも今、小学校の計画でも緑化計画を話しております。この緑化計画も本当に取り入れるのかどうか。小学校についても一緒ですけれども、どういう計画なのか、それを考えているのかだけ答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

緑化計画等につきまして、現在進めている打合せ会議の中でも、今後その部分の緑化については検討していきます。

基本的には学校施設の整備の中でだけではなく、この学校につきましては地域交流の場とし

でも活用する方向性も考えておりますので、通常よりは緑化のほうが多く設置する方向で検討しております。詳細については、今後この辺の管理も含め実施に向けて検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 中学校に関しても、中学校の用地がサトウキビ畑が多くて、まだ緑がありますので、ぜひそれに代わる中学校の周辺とか一部の植樹、そういうのをぜひ考えてほしいと思います。

次の小学校に関して、緑化計画、植樹計画も課長より答弁をいただきましたけれども、維持管理の少ない植栽を行う話が出ていました。3月に質問したとき、教育長も維持管理が難しい状況があると、芝生等も。

去年の千葉大学の論文で、学校緑化が学童とか教員に与える影響、周辺住民に与える影響というのがどのように出たかという。

教育長としてこの緑化は維持管理が関係するからできないという答弁に3月は受け取ったんですけれども、教育長、この緑化に関して、教育長の考えを少しお聞かせ願えますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

基本的に緑化計画につきましては、芝だけではなく教育委員会では考えておりません。芝の設置については、学校長との協議も必要となりますし、授業の目的によっては、使いやすい面と使いにくい面、あと子供たちに与える影響等もいろいろありますので、必要な部分、箇所につきましては、芝生化についても設置していきたいと考えています。

緑化につきましては、維持管理の面では芝生だけではなく、木とかの伐採等もいろいろ考えていかないといけませんので、あまり大きくなり過ぎるような木だとか、あとは伸びるのが早

い樹木等につきましては、多少整備がしやすい樹木で、なるべくシンボルになるような木を選定して設置していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 芝生化も一緒ですけれども、学校内の緑地帯が、今現在、学校の緑化が最近積極的に導入されるようになっていいます。それも屋上緑化も都市部では導入されるようになっている。それはどうしてかという、教員と学童に相当心理的な影響を与えるものと言われています。ストレスの緩和とか、いろんな軽減とか、良い方向に研究結果が出ているということが調べたら出ています。

また同じ職場でも、先ほど、課長から答弁がありましたように、学校の景観自体も緑化があることによって、コンクリートの建物だけでなく、緑化があることによって、周辺からの見る学校の景観といいますか、そこが良く見えるんですね。維持費を年間組んで、そこまでやらないといけないなというふうに私は思うんです。

私は、庁舎を中心にタウンセンター近辺は、緑の多い住宅地を本当は希望していたんですけれども、学校が来たら、学校もぜひ緑をいろんなところに配置していただきたい。その樹木は維持管理しやすい樹木というのはやはり分かりはします。しかし、この地域に合ったものを配置して、いろんな樹木の自然的なことを考えて、子供たちにも影響を与えないと。

僕は中学校のグラウンドの全面芝生化はあまり望んでいません。小学校は本当に全面芝生化をやっていただきたいと思う。この全面芝生化もまた次の機会に質問しますけれども、どこから資料を取って、子供たちの運動能力の差がどう変わったかだけ、ぜひ今後調べていただいて、まだまだ中小、津覇小、これから運動場の改修ですので、こっちはぜひ調べていただきたい。

それとこの緑が、植樹もそうですけれども、緑化が児童、教員に与える心理的影響も、また次回で質問しますので、皆さんでぜひ研究していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（１１時３４分）

~~~~~

再 開（１３時３０分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、桃原 清議員の一般質問を許します。

○４番 桃原 清議員 皆さんこんにちは。議長の許可を得ましたので、議席番号４番、桃原清。

これから一般質問を始めます。まず、通告書に基づいて読み上げて質問をいたします。

大枠１番、中学生・高校生の海外短期留学について。

①本村においては、令和５年度中城村中学生・高校生海外短期留学派遣事業の一環として、夏休み海外短期留学2023に参加するとのことだが、その事業の概要について伺います。②本事業、夏休み海外短期留学2023は、県内市町村であればどの市町村でも参加できるのか伺います。③各市町村の人数制限はどのようになっているのか伺います。④留学先での授業は全て英語での授業なのか伺います。

大枠２、バス停設置について。

①年度も改まり各業務の担当なども変わりましたが、国道の泊のバス停設置について、現在の進捗状況について伺う。

大枠３、村内養殖事業について。

①現在、中城村浜地区においてミーバイの養殖事業が行われているが、その事業母体及び事業内容について伺う。②本事業を進めることに

より、中城村に実質どのような経済効果が見込まれるのか伺う。

大枠４、村指定文化財について。

①村内にはどれだけの数の指定文化財があるのか伺います。②当面維持管理のために必要とされ予定されている修繕工事などについて伺います。以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１と大枠４につきましては教育委員会、大枠２が総務課、大枠３が産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、私にお尋ねの教育委員会に対する中学生・高校生の海外短期留学についてでございますが、私自身も視察も10年ほど前になりますか、行かせていただきまして、大変素晴らしい事業だと認識をしております。

その当時、たしか５名から６名の派遣が、現在もう既に９名の派遣、そして親御さんの負担をなるべく減らそうということで、ずいぶん改定もしてきたつもりでございます。

今後も、非常に素晴らしい事業ですので、子供たちの将来、未来を考えるという意味では続けていきたいなと思っております。詳細につきましてはまた、教育委員会の方でお答えをいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠１の海外短期留学についてですが、教育委員会としては、国際社会で活躍できる人材を育成するために、とても重要で意義深い事業だと考えています。

ワシントン州立大学を中心に授業や体験活動、交流を深めています。治安も安定した町で、素晴らしい環境で、充実したプログラムが組まれています。詳細についてと大枠４については、生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 それでは、桃原清議員の大枠1についてお答えいたします。

まず、①事業概要についてですが、国際社会で活躍する人材の育成を目的として、村内在住の中学生及び高校生を対象に、夏休みを含む3週間ほどアメリカ合衆国ワシントン州立大学へ派遣し、語学学習や現地学生との交流などの体験学習を行う事業となっています。現地では大学における学習のほか、公共施設や商業施設、牧場の見学なども行う予定です。

新型コロナの影響で令和2年度から令和4年度までは中止されておりましたが、令和5年度は4年ぶりの実施となります。同事業は中城村、北中城村、南城市、東村、大宜味村、伊平屋村の6市村からなる沖縄県内市町村海外短期留学実行委員会で事業を実施しており、大宜味村、伊平屋村は今年度からの参加となっております。

続きまして②についてですが、先ほどお話ししました6市村在住の生徒のみが対象となっております。6市村それぞれで募集・選考を実施し、派遣する生徒を決定しております。

続きまして③の派遣人数についてですが、令和5年度に関しましては、南城市が20名、中城村が9名、北中城村が5名、東村が5名、大宜味村1名、伊平屋村の2名、合計42名となっております。

④についてですが、基本的に大学の外国人教師、講師が英語で授業を行っております。

続きまして、大枠4についてお答えしたいと思います。

まず①、文化財指定件数についてですが、国指定が2件、県指定が4件、村指定11件となっております。

②について、国指定文化財については、年次計画に基づいて毎年整備を実施しております。県及び村指定文化財については、平成25年度から順次整備を進めており、令和6年度で終了す

る予定となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは大枠2、バス停設置につきましてお答えをいたします。

国道の泊バス停につきましては、昨年の定例議会において答弁をしているところでございます。沖縄市向けバス停の土地の地権者のお1人が海外居住者となっており、不明地として取り扱われている状況であることから、民地への新たなバス停設置ができないこととなっているため、進展がない状況でございます。

しかし、那覇向けのバス停につきましては、令和4年度において設計が完了し、今年度に設置工事を発注すると確認が取れております。年度内に設定ができるものとして考えております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 桃原清議員の質問にお答えいたします。

大枠3の①、事業については一般社団法人中城村養殖技術センターが行っています。事業内容については、琉球大学によるミーバイを使った陸上養殖技術の研究開発を行っています。

②金銭的な試算はしていません。事業により育成したミーバイはスーパーやホテルへ出荷した実績があり、昨年12月には加工した商品をふるさと納税の返礼品に採用しております。

○議長 伊佐則勝 桃原清議員。

○4番 桃原清議員 休憩。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時41分）

~~~~~

再 開（13時41分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

桃原清議員。

○4番 桃原清議員 ありがとうございます。ではこれから再質問を行います。

まずは大枠1、今年度から参加市町村が6市

村、前回まで4市村、今回から6市村ということですが、これは毎年行われているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

コロナ期間中は中止にはなっていましたが、これは毎年行われている事業です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 このスケジュールの内容を見ますと、毎日の授業といろいろな場所での講義、見学、訪問、あとイブニングアクティビティとなっておりますが、こういう時間帯は中学生ですので、常時、いつでも日本語で話したり会話するようなことはできるのでしょうか。1日中、万が一何かあったときは日本語で話もできるのでしょうか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

一応ドットソリューションズという業者さんが一緒に常時付き添っておりまして、そちらのほうで2名、あと看護師の方1名、それと実行委員会のほうからも2名職員が行っておりまして、常に支援をする体制は整っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 大枠1番、あと最後に今回の募集要項を見たんですけれども、それからしますと、選考においては教育委員会も大変な御苦労だとは思いますが、大変いい内容のように見えますので、頑張って毎年続けていきたいと思っています。この件につきまして、各市町村も予算も大変大きくかかれていますから、それは大変だと思うんですが、今後ともぜひ続けていけるように、村のほうでもバックアップをずっと続けてやっていただきたいと思っています。

続きまして大枠2番、バス停設置についてな

んですが、これはもう5年前に議員になってから、もう何回も毎年1回以上は質問しているので、聞くほうも大変かもしれません。

今年度は5月に南部国道事務所に赴いて面談を行いました。この件は4年前に要請をして、2年前にはバス停設置の、今のバス停のところでもう少しだけバックをして、基礎の設置ができるような部分、スペースを確保できれば、南部国道事務所でバス停を設置しますとの返事をもらっております。これは2年前です。

しかし、今回南部国道事務所の担当でありました交通対策課がなくなりまして、課長も係長も、その上の以前よく理解してもらいました副所長まで異動になりまして、それで南部国道事務所がバス停を設置するという以前の決定事項がうやむやにならないように、確認をするために今回赴いて面談をしました。

そこで、令和4年度までの交通対策課の前の担当課長と新しい担当課長、係長3名と面談しております。そこで新しい担当課長、係長にはちゃんと引き継ぎをしてあるかと聞きましたら、まだこれからですということであったんですが、しっかり引き継ぎをして、スペースが確保できればバス停設置を行いますという返事をもらっております。

今後は、さっき総務課長がおっしゃっていたように、地主が海外にいるから交渉できないということがあるかもしれませんが、それだけの話ではなくて、前か後に少しだけずらして、バス停は今ユニット方式であまり大きくはないです。昔と違って、今の新しい国道のバス停は分かりますよね。前後はそんなに厚くはないはずなんです。あれの設置になりますから、その基礎が設置できるぐらいの土地を地主と交渉して、これはもう地元の議員とか自治会長では、ちょっと角が立って難しい場面も出てくると思うんですよ。ですから執行部が間に入って、土地の確保をしっかりやっていただきたい。

これは村長、副村長も先頭に立って、小さなバス停と思わずに、これはもうぜひ進めていただきたい。総務課長も一緒にですね。よろしくお願いします。

その点について、村長、何か一言は何もないですか。もう5年近くたっていますから。ぜひ進めますという言葉をしていただきたいんです。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 1か所の部分はまだ解決済みだと考えて、もう1か所の地主の確定云々というのを今、話を聞いたら担当課も前向きに進めていきたいということですので、それをきちんと私も推していきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これは新しく担当になる課長も係長も、村が進めていただければ、一緒にやりますということなので、総務課長のほうから連絡をして、係長なりを呼んで、現場でちゃんと見たら、話はまた早く進むんじゃないかと思いますので、どうぞそのように頑張って進めてください。大枠2は以上です。

続きまして、大枠3番。琉球大学と提携をして、この事業を進めている企業を聞こうと思ったんです。一般社団法人中城村技術研究センターということなんで、私としては村内企業かどうかというのが大変気になったものですから、この組織の名前を聞いただけで、大変、中城のためになるということで安心はしております。

この場所で養殖されたミーバイについて聞きたいんですが、このミーバイはどのような状態で出荷されるのか。生きたままなのか、それとも加工してから出荷をするのか伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 加工してから、スーパーには刺身で並んでいると思います。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 ミーバイの刺身など近くでは出るかもしれないということなんですが、加工して出す場合も時間的なことも相当必要になると思うんですが、そのミーバイについてのブランド名などもありますか、それを教えてくださいませんか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 ブランド名はないと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（13時52分）

~~~~~

再 開（13時52分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 琉大のミーバイシリーズで一応販売をされています。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 琉大のミーバイシリーズは、ふるさと納税の返礼品としても使われているのでしょうか。もし使われてないのであれば、今後は使っていく予定があるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

産業振興課長のほうからも、先ほどふるさと納税の返礼品として活用されているということで、企画課のほうからも、サイトなどを通してふるさと納税の返礼品として扱っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 この養殖事業につきましては、最初にその情報を聞いたときから、中城村で琉大もタイアップしてできる大変すばらしい事業だなと思ったのですが、その事業主体が中城と全く関係ない事業ということになって

しまったらどうしようかという考え、そういうものがずっとあったものですから。

それとブランド名もついていると、ふるさと納税の返礼品としても使われていると、そういうものであれば、今後ともどんどん成長していくような製品になるかと思いますので、今後とも期待していきたいと思います。

続きまして、最後に大枠4、村指定文化財について。

先ほど村内の国指定で2、県指定で4、村指定で11件ですか、それだけの文化財があるというふうに答弁をいただきましたけれども、これの資料、小さな冊子でもいいですよ、分かるような資料があるかどうか。それと、それを見ることができるか、その資料をもらうこともできるか、ちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

令和2年度に「中城村の文化財てくてくまーい」という冊子を出しております、そちらに関しましては図書館とかうちの事務所のほうで一般配布しております。ただもう残部が少ないので限りはあるんですが、そういった冊子はございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 では、今度はこの冊子を見て勉強していきたいと思います。

それと文化財の修繕工事についてなんですが、国指定は毎年、あとは県、村指定は令和6年でほぼ終了ということなんですが、文化財の修繕工事などを発注する場合には、国、県、各市町村によって違いますけれども、対象となる文化財の修繕部分の材質が材木なのか、石、それは大理石とか琉球石灰岩、またコンクリート。表面はツルツルに仕上げるのか荒くするのか。また、つぶつぶなのをビシャン仕上げとかあるんですが、そういう仕上げをしていくのか

などがありますけれども、こういう工法は何が一番最適なのか。技術を持った業者などから情報を得、見積りを取るなどして工法を決定し、担当者、担当課が理解した上で設計・発注をしているのか。または、設計を発注して、その設計事務所のほうでいろいろ業者とか工法を調べたりしているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず設計業者さんは、できるだけ文化財に慣れた業者さんをお願いしているところですが、まず私達も現地調査しまして、土木的とか建築関係の知識がない部分もございますので、そういった場合、設計業者が決まっておりますらそちらと相談しながら、工法をある程度考えまして、国指定史跡に関しましてはそれぞれ整備委員会というのを持っております。そちらの有識者からなる整備委員会のほうで整備案を諮っていきます。

さらに、村内文化財に関しましては、文化財保護審議委員会というのがまた別にございまして、そちらで工法等を検討しながら決定して、それを設計に反映させております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 文化財の修繕というのは、新たに公表するわけではなくて、そのほとんどが今ある現状の状態ですね。古くなったものとか、表面の変化したものとかいろいろありますけれども、それを元の状態に戻すというのが最優先になりますので、ですから設計事務所とはいえ、大体いろんな工事で発注者が工事の内容をちゃんと決めないで設計事務所に発注した場合、設計事務所はまたいろんなノウハウをたくさん持っているというよりも、すぐいろんな業者に投げかけて、そこから見積りも取って工法も習って、それがうまくいけばいいんですが、そうじゃない場合もあるみたいなん

で、できれば発注前に、まず担当課、担当者が現場の文化財を見て、元通りにするためにはどういう業者が必要なのか、どういう工事が必要なのかということはある程度は理解した上で、設計事務所に発注したほうがいいんじゃないかなと思うことはよくあります。

ですから、そういうことも考えながら、なるべくは進めていただきたいと思います。

それと大枠3でもちょっと言いましたけれども、村内の業者育成とか、そういう面で前にもちょっと言ったことがありますけれども、村が工事を発注する場合に、指名順位はまずは村内業者優先ということでやっているはずなんです。今はどこの市町村でも、地元優先ということでやっておりますので。

ただ、中城の場合はどうしても土木・建築、建設業界の会社が少ないような感じがするものですから、村内業者としていろんな会社を取り込んで、今言っているような工法などの技術を持っているいろいろな会社とか、そういったものを全部取り込めるように、まず村内に本社がある会社、営業所がある会社、それはもちろんなんですが、中城出身の人、また、中城に現在住んでる人が村外でいろんな事業をやっている人たちもおりますので、そういう人たちたちも巻き込んで、村内業者として扱ってやっていけば、経済的にもいい結果が出てくるんじゃないかと思います。

特に今回のこの文化財などは、特殊な技術になるものですから、すぐ設計事務所に出すんじゃないくて、その前になるべくでしたら、いろいろ相談できる業者がいればよかったかなと。

そういうのは他の市町村もそんなにたくさんの業者がいるわけではないんですけれども、なるべくは、たくさん巻き込んでいけるような業者がいれば、結果もおのずと良い結果が出てくるんじゃないかと思いますから、なるべくいろんな業者も巻き込んで、地元業者として扱って、

切磋琢磨しながら一緒にやっていければと思っています。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時03分）

~~~~~

再 開（14時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さんこんにちは。議長より質問のお許しが出ましたので、これより質問いたします。

大枠1番、特定健診の受診率向上の取組について。近年、健康寿命という言葉がよく聞かれるようになりました。健康寿命とは介護や人の助けを借りずに起床、衣類の着替えや食事、入浴など、ふだんの生活が1人ででき、健康的な日常が送れる期間のことです。

健康で長生きできることはとても喜ばしいことですが、現実には誰もが健康に最期を迎えることはできませんが、要介護や重症疾患にならない取組が必要であります。

①本村の男性の平均寿命は、また健康寿命は。それから女性の平均寿命と健康寿命は何歳か伺います。②本村においては、特定健診、がん検診の受診率向上のためにどのような周知の仕方をされているのか伺います。③本村においては、自身の健康管理に役立てるために健康手帳とか配布されているのか。

大枠2番、北浜地区内の河川に架かる橋に橋に柵やガードレールの設置について。

北浜地区内の河川に架かる橋に柵やガードレールが設置されていないが、柵やガードレールを設置すべきと思うが、取組について伺います。以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては健康保険課、大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうで特定健診について少し述べさせていただきますが、記憶はちょっと定かではありませんが、村長就任して間もない頃は、たしか本村は特定健診の受診率が20から30%ぐらいだったと記憶をしております。

この御質問があつて、先ほど確認しましたら、現在のところは県平均を上回っているということで、これは各種団体、特に老人クラブの皆さん、もちろん本村職員をはじめ、今までの努力が少しずつではありますが、実を結んできたかなというのが実感でございます。

ただまだまだ50%には満たないようですので、それ以上に向けてまた頑張っていきたいと思っております。詳細につきましては、健康保険課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1の①、厚生労働省の令和2年度市町村別平均寿命の資料によりますと、本村の男性の平均寿命が80.6歳、女性の平均寿命は88.2歳となっております。

健康寿命につきましては、市町村別の統計がございませんので、本村の健康寿命については把握をしております。

②受診率向上のための周知については、住民健診、がん検診の案内チラシを全戸配布、村広報紙及びホームページへの掲載をしております。また、各自治会への受診勧奨のポスターの掲示及びマイク放送の依頼。さらに村内医療機関、飲食店、コンビニ等36か所へ受診勧奨のポスターの掲示を依頼しております。

③健康手帳の配布につきましては、以前は交

付をしておりましたが、平成29年に健康増進事業実施要領の一部改正に伴い、厚生労働省のホームページからダウンロードするような形になりました。現在は手帳のほうは交付しておりません。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 仲松正敏議員の大枠2番の質問にお答えします。

該当地区内の現場確認を行い、橋へ直接設置か、または道路への設置が可能か確認し、維持管理の範囲内で設置を検討いたしてまいります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは、大枠1番のほうから再質問いたします。

本村において過去5年間の特定健診の受診率がどのようになっているかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 特定健診の過去5年間の受診率は、平成30年度41.8%、平成元年度46.3%、令和2年度36.5%、令和3年度39.1%、令和4年度は暫定値ですが41.2%となっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 平成30年度は41.8、令和元年度が46.8ですね。幾らか受診率は少し上がっていますが、令和2年度と令和3年度がちょっと下がっているような感じがするんですけれども、その要因というのはどういうことですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 令和2年度、令和3年度はコロナ禍による受診控えがあったものだと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 コロナの影響で受診者が少なかったと、このコロナというのいろんなところに影響していますので、それは。

次、本村において2021年、それから2020年で

は、特定健診の受診率というのは、県平均と比べて高いのか、低いのか。先ほど村長のお話ではちょっと上がっているという、直接のところから聞いてみましょう。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 2022年度特定健診につきましては、県の平均がまだ出ておりませんので比較ができませんが、2021年度につきましては、沖縄県の平均受診率が32.8%、本村の受診率は39.1%で、県平均よりは高くなっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 村長は前もって情報をいただいたんですか。間違いないですね。

私と思うのは、どうも受診率というのがあまり向上していない。幾らか上がっているんですけども、先ほど村長もおっしゃっていましたが、50%にはまだ届いてない。

この健診を受けないというのは、いろんなことが考えられると思いますが、主にどのような理由で受ける人が少ないのか、その辺。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 未受診の方たちに健康生活推進員の皆様が訪問して、聞き取りの調査とかを行っております。その中では、一番多いのが忙しい、その次に病院に通院中というような理由になっております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 忙しい、通院中とか、そのような人たちに対して、やはり何らかの形で村としても受診を促すような、その辺の努力はされているのか、どうですか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 受診率向上の取組としましては、平日集団健診を受けることが難しい方に、土日の集団健診を実施しております。令和4年度が5回、令和5年度が4回を予定しております。

個人健診においてもハートライフクリニックの協力を得て、10月に日曜日の健診を実施しており、22名の方が受けておられます。

未受診者に対して特定健診の再案内のハガキを送付しており、健康生活推進員や職員による訪問での聞き取りなどを行って、受診勧奨を行っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 そういう人たちに対して、日曜日の健診の受診、それからハートライフクリニックとの連携によって、いくばか受けられるようになっていないか。それについても、これからも努力していただきたいと思います。

本村においても特定健診、がん検診の受診率というのは、先ほども言いましたけれども、依然として低い状態にある。未受診者からも、先ほどもお話がありましたけれども、忙しいとか、また何かあれば病院にかかる、若いから必要ないなどのそういった声を私も聞いたことがあります。

これまで特定健診及びがん検診の受診率向上を図るため、受診環境の整備を進めてきたと思いますが、村の第五次総合計画・基本計画にも掲げている健康推進と疫病重症化予防を図るためには、さらなる受診率向上の取組が必要となっているとあります。

生活習慣病の増加などにより、医療費の増加も大きな課題であり、医療費の適正化のためにも、村民一人一人の健康作りがとても大切だと思います。

それで、特定健診の未受診の理由を現在、課長としてはどのような方法で把握してるのか。また、未受診理由についてどのように認識しているのか、その辺を伺います。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 特定健診の未受診理由の把握につきましては、先ほども言いましたけれども、健康生活推進員さんによる未受

診者訪問時の聞き取りや、職員による訪問、電話の際の聞き取りで把握しております。

特定健診率を上げることは、生活習慣病の予防と早期発見のためにとっても重要な課題だと思っておりますので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○11番 仲松正敏議員 休憩。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（14時34分）

~~~~~

再開（14時35分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 これからも未受診者に対して、しっかりとそういったところをいろいろと調べて、それに対処するようお願いいたします。受診率の向上については、課長が任期中にもうちょっと50%上に上げられるよう頑張ってください。

次、2番目の周知チラシの工夫についてですが、先ほどいろいろやっておられると。やはり伝えたい情報で満載のチラシは、何が書いてあるか分かりづらいことがあります。一見して分かるチラシは、より効果が期待できるのではと考えます。

受診者は、健診を受診することにどう感じているのか。知人や友人ががんと診断されたので自分も受けなければというふうに思う人が多数いるのではないのでしょうか。40歳になり、家庭を持って自分も健診を受けなければと考える気持ちになるのではないのでしょうか。

健診を受けるのは怖い、早期発見、あるいは何もなかったとの結果を知ることによって不安がなくなるなど、このような心の内に答えるメッセージを載せたチラシ、そのような工夫をした情報を伝えるのも実施されてはと考えますが、このチラシでの周知に関しては、これまでどおりの内容のやり方でやるのか。それとももうちょ

っと受診者が分かりやすいようにいろいろ工夫して、考えてこれからやっていくのか、その辺の考えをお願いします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 事務委託者へ配布しておりますチラシをこの間確認をしましたら、日時、場所、時間、対象者、当日持参するものなど、必要な情報が見やすく大きな文字で記入されておりました。

チラシのほうはあれで分かりやすいのかなというふうに私は感じていて、変更が必要とは思っておりません。ただ、いろいろ声を聞きながら、もし分かりにくい点があれば変更していきたいなと思っております。

あと未受診者に送付する勧奨はがきについては、過去の受診履歴や訪問表のデータを人工知能を用いて解析して、タイプ別に合わせて内容を変えて受診を促すようなはがきを送っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 いろいろ検討して、住民の皆さんが分かりやすいようなチラシの作り方を考えていただければと思います。

受診率の向上を図るために、何があれば住民の皆さんが受診する気持ちになるか。また、何が受診の障害になっているのか。そのために初回受診者や毎年受診者、隔年受診者、未受診者などに対するアンケート、もしくは聞き取りなどを行ってはどうか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 初回受診者、毎年受診者、隔年受診者などに対するアンケート、聞き取り等は、今後ちょっと状況を見ながら検討していきたいと思っております。

現在は、受診を急にキャンセルされた方に連絡を取って、理由を聞いたりしておりますけれども、一つずつできることを検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 もう少しこの数値についてです。住民への周知についてですけど、メディア数が多いほど勧奨の効果が見込めるのではないかと考えます。そのために、公用車にPR用マグネットシートを張りPRをしたり、また護佐丸バスの活用。それと庁舎内や吉の浦会館など、目立つようなチラシを作って、そういった周知の仕方もうかと思えますけれども、どうですかね。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり とても良い御提案だと思います。PRについては、チラシを全戸に配布しております。広報紙、ホームページへの掲載も行っており、各自治会や村内医療機関、飲食店、コンビニでもポスターの掲示依頼も行っております。

コロナ禍により控えていた国民健康保険加入者への健診の案内も再開したいと考えております。紙での広報というよりも、直接対象者に勧めるような形でやっていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 護佐丸バスについてですけども、室内のほうにチラシを張って、護佐丸バスは特に学生が多く利用しているとは思いますが、高齢者の方も乗る人もいますので、目的地に着くまでに多少時間がかかりますよね。その間にこのチラシを見れば、受診したいという気持ちになる人もおられると思いますので、その辺もぜひ考えてみてください。

次、③です。健康手帳とはどのようなものか、課長のお考えをお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 健康診査や各種がんの検診の結果及び保健指導の記録など、健康を保つために必要な事項を記録していただき、御自身の健康管理と医療を受ける際に役立てて

いただけるものだと思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 健康手帳を取得するための対象者は、40歳以上の方ですね。その人達以外にも、ほかにどのような対象者がおられるのか、お聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 基本的には40歳以上の方が対象となりますが、その中でも健康教育、健康相談、訪問指導を受けた方、特定健診、健康診査、健康増進事業を受けた方が対象になっております。

ホームページからダウンロードができますので、御希望される方には御案内できると思っております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。いろんな人が対象者となっているわけですね。

それと、これまで健康手帳を取得するための推進とか、そういったことはされてきたのか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 今現在はダウンロードできるような方式になっておりますので、特にこちらからの推進というのは行っておりませんが、健診の際に後期高齢者用のものになりますが、手帳がありますので、それは御希望の方にはお渡しできるような形で準備をしております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ多くの高齢者の方がこの健康手帳を取得して、それによって自己管理がしっかりできて、病気の予防にもなりますので、その辺、推進員のほうがやれるかどうか検討してください。

次、大枠2番のほうに移ります。

北浜の河川の橋に柵がないけど、この現場というのは確認に行きましたか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

私自身直接行ってはおりませんが、担当職員が現場確認をして、必要性があるということで今、設置可能か確認して業者を選定しているところであると聞いております。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 要するに、設置に向けて業者に見積りを取るとか、そういったことを今進めているということですか。

そうですね、私としてはやはり課長自身も現場に行ってしっかり状況を見て、いかにそこが本当に危険な状態にあるかというのを本当に見てほしかったのです。

一箇所にしては、前々から子供たち、小学生の4、5年生、6年生とか、大体三、四名ぐらいで、中学生も四、五名ぐらい、土日の休みになると、今本当にこちらで釣りをする子供たちが多くんですよ。私も一声かけますけれども、危ないですよ、気をつけくださいよとか、注意しなさいとか。

たまに親子連れ、男の親と一緒にとか、母親と一緒に。本当に見ていると、子供の行動というのは予測がつきませんので、危ないなと前々から思って、前からこのことに関しては質問をしたかったのです。

この川というのは、満潮時になると水深が大体1メートル30センチぐらいあるわけですね。落ちてしまうと、恐らく自力では上れないような高さなんですよ。万が一大きな事故が発生し、子供の命が奪われると、保護者の、親の悲しい顔を見るというのは、大変辛いことですので、ぜひそういうことが起きない前に早めに設置をお願いします。

これいつ頃、これから後、また夏休みが来ますので、たくさんの子供たちが本当にこちらへよく来るんですよ。本当に危ないですので、いつ頃設置できそうですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 なるべく早く設置できるよう、調整してまいります。

○議長 伊佐則勝 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 夏休みがやがて来ますので、休みに入る前に設置のほうをしっかりといただきたいと思います。

この川は、大人でも落ちれば、恐らく若い人だったら20代、30代は何とか上ることができるだろうが、とてもじゃないがもう私たちの年齢になると、まず無理だと思います。

一度だけ、上流のほうで若い女性2人が私の家のそばで騒いでいるわけです。たまたま私が通って、どうしたんですかと言ったら、猫が落ちて上がれなくなっていると。土が堆積して、たまたまこっちは水がなかったんだけれども、そこで私に、おじさん助けてと。とてもじゃないが、私は中まで降りることができないんですよ。

家が近いから、家から脚立を取ってきて、かわいそうだなと思って、猫を助けたことがあるんですけども、本当に自力で上るというのは、それぐらい深さがあるんですね。ましてや子供達になると、恐らく相当厳しい。ですから、先ほども言いましたけれども、ぜひ早めの設置をよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で仲松正敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会（14時53分）

# 令和5年第3回中城村議会定例会（第7日目）

|                                |                 |                     |                      |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年6月9日（金）     |                     |                      |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和5年6月15日（午前10時10分） |                      |         |
|                                | 閉 会             | 令和5年6月15日（午後0時04分）  |                      |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 仲 松 正 敏 |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章   |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄 |
|                                | 8 番             | 屋 良 照 枝             | 16 番                 | 伊 佐 則 勝 |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |         |
| 会議録署名議員                        | 11 番            | 仲 松 正 敏             | 12 番                 | 金 城 章   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長              | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子 |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治 |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉   |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都市建設課長               | 呉 屋 克 行 |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三 |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上下水道課長               | 仲 村 武 宏 |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教育総務課長               | 我 謝 慎太郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生涯学習課長               | 渡久地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教育総務課主幹              | 森 本 雅 人 |

議 事 日 程 第 5 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

**○議長 伊佐則勝** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時10分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、新垣博正議員の一般質問を許します。

**○13番 新垣博正議員** 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、これより一般質問を行います。

本日は、傍聴に伊集の青年団の皆さんが応援に駆けつけてくださいましたので、非常に心強い思いと、いささか緊張感を持って質問をさせていただきます。

それでは、通告書の順番に従って質問を行います。

大枠の1番、物価高騰対策について。

①沖縄電力は電気料33.3%値上げを経産相に申請し、許可される見通しで、9月までの国の激変緩和措置により値上げ幅は11.4%で、951円増で短期間は圧縮されるが、その後は家計を直撃し、ひとり親世帯や高齢世帯からは買物を最小限に抑える、冷房を我慢するしかないと悲痛な声が聞こえてきます。

1) 低所得者層だけではなく中間層にも広がることが予想され、村独自の対策も必要と考えるが、当局の所見をお伺いいたします。

2) 給与水準が物価上昇に追いつけない根本的問題をどのように捉えているか、当局の所見をお伺いいたします。

3) 県企業局から市町村に供給する水道料金引上げに向けて準備を進める方針を明らかにしております。当局の値上げ判断はいつ頃示すのか、お伺いいたします。

大枠の2番、地域防災力強化に向けて。

①地震、津波、台風や大雨による土砂災害、火災などの数々の自然災害が実際に起こった場

合を想定し、役場など公的防災機関では十分対応できないことが当然予想されます。このようなときに力を発揮するのが自主防災組織です。全ての自治会に自主防災組織を結成する必要があると考えますが、組織化に向けた取組状況をお伺いいたします。

②組織化が遅々と進まない要因についてお答えください。

③防災用備品購入費助成事業の概要についてお答えください。

④自治会（自主防災会）に備品購入費用の一時立替え負担が生じている事例があるのか、お伺いいたします。

⑤備品購入の際、業者選定に指定店があるのか、業者選定は当局にあるのか自治会にあるのか、お答えください。

大枠の3番、平和学習プログラムについて。

①コロナ禍以前は一般の人を対象にし、村内の戦跡地巡りなどの事業が行われてきましたが、今後も大人の学び直しという意味からも継続していく必要があると考えるが、当局の所見をお伺いいたします。

②平和ガイドなどの語り部の育成が必要と考えるが、所見をお伺いいたします。

以上、簡潔明瞭な答弁を要望いたします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは、新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課と上下水道課、大枠2番につきましては総務課、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの物価高騰対策について、少し所見を述べさせていただきたいと思いますが、この電力関係につきましては、今年に入りまして市長会、町村会、県が一緒になりまして、推進費でそれを補填できないかということで国のほうに求めてまいりました。それが、

結果的にはうまくいきまして、各個人の部分の負担軽減あるいは企業の一部の負担軽減ができたところでございます。

やはり市町村単体でなると、それなりの支援というのはもう限られてきてしまいますので、基本的にはやはり県、市長会、町村会、そういった形で今後も、9月以降も取り組むべきではないかという話があるようでございますので、我々もしっかり、我々でできるところはさせていただきながら、やはり沖縄県全体の問題として捉えていきたいなと思っております。その辺はまた御理解をいただきたいなと思います。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

**○議長 伊佐則勝** 教育長 比嘉良治。

**○教育長 比嘉良治** 皆さん、おはようございます。

大枠3の平和学習プログラムについてですが、戦後78年が経過し、戦争の恐ろしさや、いかに後世に伝えていくか、そして平和の大切さをどのように継承していくかは大きな課題だと考えています。教育委員会としては、教職員の平和学習研修をはじめ学校現場の取組も含めて、できることは取り組んでいきたいというふうに考えています。

平和ガイド等についての詳細については、生涯学習課長が答えます。

**○議長 伊佐則勝** 企画課長 比嘉健治。

**○企画課長 比嘉健治** それでは、新垣博正議員の大枠1の(1)、(2)について答弁します。

昨年より原油や食料品の価格高騰が続いており、電気料金についても燃料費の高騰を受け、沖縄電力による値上げが6月使用分より改定されることと報道がありました。その後、5月末の報道によると、国による電気料金激変緩和対策事業や先ほど村長のほうからもありました沖

縄県による電気料金高騰緊急対策事業の実施も行われる中で、直近の燃料の下落により、対策事業のある9月までは軽減され、電気料金は値上げとなるとのことでした。

しかし、国や県の支援は9月使用分までとされており、10月以降は未定となっております。村民生活への影響は避けられず、村としましても、その後においても引き続き国などの支援が必要であると考えております。

現段階で村独自の具体的な対策など決定はしておりませんが、しかしながら、村独自での支援などについても限界があると感じております。

10月以降の対応について、物価や燃料費価格の状況、国や県が支援を継続するのか、また、コロナ交付金などの市町村への補助など動向を注視し、村民への可能な支援策の検討が必要だと考えております。

(2)の給与水準が物価上昇に追いついていないことの所見ということですが、なかなかお答えがしづらい分野であると思っております。また、国において対応するものであり、対応もまた行っていると考えております。

国においてもなかなか解決できない難しい問題だと捉えております。

以上です。

**○議長 伊佐則勝** 上下水道課長 仲村武宏。

**○上下水道課長 仲村武宏** それでは、新垣博正議員の大枠1の3)の質問にお答えいたします。

県企業局は、市町村に供給する水道料金引上げについて、具体的な料金改定幅は今後の燃料調整単価の動向を見極めながら、2024年度以降決定していく方針とし、改定時期については未定だとしています。

村としましては、今後、県企業局の動向を注視しながら、一般向けの水道料金を改定していくのか、判断していきたいと考えております。

**○議長 伊佐則勝** 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2、地域防災力強化に向けてをお答えします。①から⑤についてでございます。

まず、①中城村では、現在6団体の自主防災組織がございまして、令和元年度から毎年1団体の設立を目標に、組織設立における備品購入補助金等の支援を行っております。

自主防災組織の必要性や設立に向けての説明会の開催、広報紙、自治会長会などにおいて組織の設立の案内を行っております。

②自主防災組織が現在6団体、自治体単位で考えた場合15団体が未結成となっていることから、結成が進まないことにつきましては様々な要因があると考えております。

自主防災活動に対する意識の不足、活動役員の不足、活動費や資機材の不足などが挙げられ、新たな組織の結成が進まないのではないかと考えております。

③でございます。自主防災組織の運営に関し、必要となる資機材などの購入に要する費用に対して、自治総合センターがコミュニティー組織に助成する事業で、宝くじの収益を財源とした助成となっております。

④備品購入費の立替えについてでございます。事業執行が不適切なものとならないよう、立替え払いとして実績確認後に交付をしていた時期も過去にはございました。しかし、事業費の予算規模も大きく、自治会予算も別会計となっておりますので、立て替える予算組みも難しいということから、概算払いを要望する場合につきましては対応したいと考えております。

⑤業者の選定につきまして、備品購入の際の業者選定につきましては、指定店を設けておりません。自治会に任せております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠3についてお答えいたします。

①村内の戦跡巡りについてですが、近年では

平成30年度と令和2年度に実施しております。それぞれ37名、39名の方が参加しております。令和3年度から4年度にかけては、新型コロナウイルスの感染症の影響で実施しておりません。

令和5年度、今年度に関しましては、先日、企画課長からお話があったように企画課と生涯学習課、共同で8月13日に戦跡巡りを実施する予定です。

戦後80年近くたち、沖縄戦体験者もかなり減少してきております。沖縄戦の記憶も薄れつつあることから、身近にある戦争遺跡などを通して沖縄戦の実相を改めて村民の方々にも知っていただき、恒久平和の大切さや思いを次世代に継承していくためにも、今後も不定期的にはなるかもしれませんが、戦跡巡りを実施したいと思っております。

②についてですが、平和ガイドなどの育成については、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、詳細について、再度確認しながら質問を行います。

物価高騰について、私からもいろいろと、ちまたの声を述べていきたいと思います。

以前、ある主婦が1回の買物で大体1万円程度ぐらいで収まっていた買物、食料品やあるいはまた洗剤とかそういったものをスーパーで買い求めると言うんですけれども、今1万6,000円ぐらいかかっているということで、抑えようにも抑えられない、必需品でありますので家計を圧迫しているという声が聞こえてまいります。それにまた輪をかけて電気料金や水道料金、公共的な料金が高騰していくと、もちろん生活に非常に圧迫を来してしまうというのは、誰の感覚でも分かると思うんですね。

そういった意味においては、村長が答弁したように地方自治体1村でできる範囲というのは、私も限られているというのは認識しております。

これは極論を言えば国策、国の政策が間違っているところにあるんじゃないかなというふうに結論は至ると思うんですけども、ただ、国の政策をただ単に期待しているだけでも、これはカバーできるわけではありませんので、地方自治体も知恵を絞って、できるところはやっていくしかないんじゃないかなと思っています。

本村でも、ごみ袋の値段を上げたりとか、あるいはまた住民票とか印鑑証明、もろもろの証明書を発行するときの手数料も値上げをしてみましたよね。そういった意味でも、公共料金がこのように上がっていくという状況を踏まえていけば、当然やはり払う側の立場というものを一緒になって考えていかなければならないんじゃないかなと思いますね。

昨日の質問の中でも、やり取りがあるのを私も聞いていたんですけども、ボランティアの費用弁償とか手当とか、あるいはまた交通費、報酬、そういうったもろもろのものについても見直していく必要が、当然時期が来ているんじゃないかなと思っております。

村長の答弁の中ではモチベーションの向上にもつながるということで、行政側の一翼をある意味では、こういうボランティアであるとか何とか審議委員とか、そういう役職を与えられた皆さんにも担ってもらっている。その労に報いるという意味でも、そういったところぐらいでも改定していくことは可能ではないかなと思いますので、これも精査していく考えはないのかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議員おっしゃる審議委員など、特別職的な各種委員の部分だと認識はしていますが、各課においてもいろいろな委員がおりますので、その辺の情報も含めて他市町村の状況、そういうものも見ながら、かけ離れているということであれば、またその見直しも検討できるものとは考

えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひこういう細かいことかもしれませんが、本村ができる範囲というのは、村長も何回も答弁していますが限られているというのも私も認識しておりますので、せめてこういったところだけでも見直していく、精査をしていくということを要望していきます。

給与水準というのは、やはり国の政策が特にウェートを占めていると思います。こういった意味でも物価高騰、払う側が給料をたくさんもらっていれば、そんなに負担感はないと思うんですけども、給料は上がらない、でも買物しようとしたときに物価は上がっていくということは、ミスマッチが起こっている状況は何とか改善していかなければならないという声があるということは、ぜひ認識していただきたいというふうに思います。

ごみ袋の値上げのときには、ごみ袋を100枚ですか、サービスしましたよね。あれだけでも随分と住民の皆さんは心落ち着いたといいますか、助かったというふうに思っていますし、私も先日、人間ドックを夫婦で受けたもんですから、ごみ袋を2袋分もらいましたけれども、ああいったものでも、かなり村民とのコミュニケーションといいますか、そういったものは和やかになる部分もあるので、役場の姿勢をやはり村民が見ているというところも、ぜひきめ細かな住民サービスに努めていただきたいというふうに思いますので、ぜひその辺は意識を忘れずに取り組んでもらうように要望いたします。

飛ばしまして、3)の水道料金の件に移りますが、先月の5月19日に市町村向けの水道料金についての県の企業局との意見交換があったというふうに聞いておりますが、新聞報道で知っておりますが、そのときの内容について、どのような議論とか意見があったのかをお聞かせい

ただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

先月の5月19日に担当者向けの連絡協議会がありました。その中では、企業局においては今まで30年間、水道料金を市町村へ上げていなかったということで、今般、燃料が高騰したということで、赤字に転落するということが報告がありました。それでその状況を受けて、市町村からは、この料金を市町村に対していつ上げるのかということで、いろいろ意見もありましたが、まだ未定だということでの回答ではありません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、現在の水道供給単価を維持する場合、2024年度には内部留保資金が枯渇するということが新聞では報道されておりますが、本村の場合のシミュレーションとしては、どのような方向になるのかお答えください。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

企業局の値上げ幅はまだ決定してはいないのですが、村においては、平成29年度に策定しました水道ビジョン、そして令和2年度に策定した中城村水道事業経営戦略、あと令和3年度に策定しました中城村水道料金適正化業務を基に財政状況の見直しを行ってはおります。

ただいま現在、収入については南上原地区の開発に伴い、人口増加が見込まれるということで、給水状況は増加傾向にあります。しかし、支出についても施設管路の更新が増加傾向にあるため、近い将来、資金残高が決して余裕があるわけでもなく、資産更新費用を考えると、さらに資金の内部留保が必要になることから、将来的には施設の更新計画や料金の見直しが必要であると今は考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この内部留保資金も2025年度には、県全体では底をつき、以降は赤字が5億円以上となる試算も出ているというような報道でありますので、本村もアンテナを高くして、ぜひシミュレーションをしっかりとさせていただき、住民生活にとって、公共のサービスとしてはできるだけ安価で供給できるような体制を維持していただきたいというのが住民側の要望ですので、大幅な値上げというのにはならないように、しっかりと努力をしていただきたいと思います。

それに伴って、下水道料金についてはどのような取扱いをしていく考えなのかをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

令和5年度より水道事業と同じように公営企業会計に移行しております。下水道料金も独立採算性が求められる事業ですので、今、事業費を下水道使用料金で賄うことができおりません。その収支の不足分を一般会計から繰り入れることで事業を行っている状況ですので、今後、下水道使用料金を改定する必要があるのではないかと、今現在、検討している途中です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今、水道料金の3割ですよね。それを見直した場合には、見直し幅というのはどれぐらいを想定されるのかをお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 ちょっと上げ率の数値は今資料を持っていないので分からないんですが、今現在1トンに75円で取ってはおります。これを最終的には150円、倍になりますけれども、これを段階的に上げていくというふうなシミュレーションはやっております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

**○13番 新垣博正議員** 値上げはないほうにこしたことはないというのが個人的な私の意見なんですけれども、当然やはり事業は維持していかなければならないという側面もありますので、致し方ないところは住民負担が少しでも軽減できるような努力を払って、そして時期を事前に広報するような、あるいはまた議会にもしっかりと説明責任を果たすように努めてもらいたいということを要望いたします。

それでは、大卒の2番のほうに移らせていただきます。

この自主防災組織についてですけれども、今年で7団体になるんですね。それでもやはり21の自治会がありますので、全ての自治会にというようなことで私はこの質問を取り上げておりますので、やはり遅々と進まない要因というのは様々な要因というような抽象的な答弁でしたので、具体的に膝を交えて話し合いしながら、自治会の活動にも私は有益なものだというふうに認識をしておりますので、何か重荷を背負わされるようなイメージも持っているのではないかなというふうに思いますが、その点、課長とかが聞いた意見の中では、こういったものが多少の障害になっているんだよというのが具体的にあればお答えできますでしょうか。

**○議長 伊佐則勝** 総務課長 大湾朝也。

**○総務課長 大湾朝也** それではお答えします。

まず、自主防災組織の必要性につきましては、一たび大規模な災害が発生したときに、行政による対応のみでは被害者の救助、避難誘導には限界があるということで、ふだんより地域において自主防災組織を確立し、災害時にお互いに協力し合うことにより被害の軽減を図ることが目的となっております。

それについて認識というか、こちらからのいろいろな説明等も不足しているところもありますけれども、各自治会からの意見をまとめてみますと、役員のこととか、資機材購入につきま

しては補助金の活用、宝くじ助成事業等もあります。本村としては自主防災組織への30万円の補助金、資機材の購入であったり避難訓練の助成、あとは防災士養成講座受講の補助も行っておりますが、なかなか進まない状況となっているというのは認識をしているところでございます。

**○議長 伊佐則勝** 新垣博正議員。

**○13番 新垣博正議員** あまり強制することできないので、課長の答弁もその程度で抑えるしかないのかなというように私も思いますが、それにしてもやはり災害のときに初期的な対応を取るのには、やはり地域の人自主的に共助の精神を持って行うということも養っていかなければならないということが、この問題の趣旨だと私も認識していますので、ぜひ先んじて組織化されたところの資料とか、意見交換をするような形を取って、まだ未組織のところに対してはアドバイスをしていく、力になっていくようなことに努めてもらいたいということを要望いたします。

そういうことをやらないと、1年に1団体となると21年、単純にかかるということになりますので、こういうようなゆっくりした考えではなくて、やはり1年に五、六団体くらいは立ち上げていくというぐらいのスピード感も私は必要じゃないかなと思います。

そのこと自体が自治会の活性化にもつながっていくものだと信じておりますので、ぜひ自主防災組織が全自治会に組織化されるように願いつつこの質問を終わって、あと備品購入についての立替えは、もうやらなくても大丈夫ということの認識でよろしいでしょうか。

**○議長 伊佐則勝** 総務課長 大湾朝也。

**○総務課長 大湾朝也** お答えします。

備品購入の立替え払いというのは、これまで自治会によっては立替え払いを行っていたところもありました。自治会によっては大変厳しい

会計上、特別会計ということになるはずですから、予算組みもままならないということでありますので、要望等があれば概算払いも可能ということで考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私からすれば当然じゃないかなと思いますけれども、今6月定例会でも補正予算で既に可決していますので、予算は執行できるような状態を議会のほうでも整えてきておりますので、ぜひこの備品購入の書類等の審査が整い次第、それは執行できるように各自主防災会とは調整して、よりよい備品購入に努めてもらいたいと思います。

5番目のほうも、自治会にこれは任せるということでありますが、ぜひ要望したいのは、指定店からの見積りとかを取ると思うんですけれども、やはりこういう場合は複数の業者の見積りとか、そういういったものをアドバイスしてもらえるようにお願いします。1か所からだけだと、そこだけなのかなと誤解があったり、この備品は必ず買わなければならないのか、この商品だけというように限定されるようなイメージで捉えられるということもありますので、自主防災会には指定店というものではなくて、必要な備品というのはこういったものですよということで、それに該当するような備品をそろえてくださいというような、膝を交えてしっかりこれもアドバイスしていただくように要望いたします。

それでは、大卒の3番のほうに移らせていただきます。

渡久地課長にお答えいただきましたけれども、平成30年と令和2年ということで開催をしてきましたが、コロナ禍で休まざるを得ないということも私も理解しておりますが、これは、今後ともやはり続けていくという決意を持っていらっしゃるかどうか確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

生涯学習課としまして、歴史継承と161.8高地陣地含め、これらの文化財の活用という面もありますので、不定期的にはなるかもしれませんが、今後も継続してやっていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 私も参加させていただいたこともありますので、非常によかったです。やはり地域のことをあまりにも知らな過ぎるということを改めて実感した経験がありますので、多くの方々は学校教育の中でも多少は学んできたつもりかもしれませんが、掘り下げて地域の実情を知っている方というのは本当に限られて、少ないんだろうなというふうに思いますので、後世にこの歴史を伝えていくという意義は大きいものがあると思います。

それで、この事業はできれば、私は過去に学ぶということが主体にはなっていると思うんですけれども、ただ過去に学ぶだけではなくて、かつてこういうことを言った方がおりますね。1985年の5月に、当時は終戦から40年の記念ということの年だったと思うんですけれども、ドイツの有名なワイツゼッカー、当時は西ドイツの大統領だったと思うんですけれども、「過去に目を閉ざす者は現在に対しても盲目になる」という有名な言葉があります。こういった言葉を述べて、過去の戦争責任を正視し、その責任を引き受けるように説いたという有名な演説があります。ということは、私たちは現在においても目を閉ざしてはならないということも、この平和ガイドの育成や平和の学習プログラムから学ばなければならないというふうに思っております。

今現在でも、やはり戦争のニュースは飛び交ってまいりますよね。私たちの日本でも近年、特に沖縄はミサイル基地が配備されるようにな

ってきて、先日も朝早くから出勤時間帯に北朝鮮のミサイルのJ-A L E R Tがいきなり鳴り出してびっくりされたというような経験、びっくりを乗り越えてあきれると言いますか、オオカミ少年というふうに言われているぐらい、誰も信じていないんじゃないかなというぐらい何百キロ先に飛ぶようなミサイルをどのようにして避難せよというふうに言われても、戸惑うばかりで真実が本当に伝わらないというニュースが今日飛び交っております。

こういったところをどのように捉えていくかということなんですけれども、こういうニュースを含めて、平和学習プログラムからは、現在あるいは未来についても学ばなければならないというのは、私は課題だと思っています。過去だけを学習するのではなくて、現在に対しても学ばなければならないということを口酸っぱく申し述べておきたいと思いますが、課長、ちょっと難しい質問になるかもしれませんが、現在台湾有事というふうによくニュースで飛び交っていますが、それについてはどのような認識を持っているか、お答えできますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 ちょっとそれについてはお答えいたしかねます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そういふところだと思ふんですね。過去に学びながらも、現在に飛び交っているニュースはどのように捉えていくかということをしつかりと学んでいく、あるいは情報を得ていくということでない、せっかくの過去の学びが、ただ単なる歴史学習だけで終わらせてしまうということで終わってしまう。

教育長は、その辺はどのように捉えていますか。学校現場でもいろいろと教えた経験もあると思ふんですけれども。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 この台湾有事に関しては、

私の私見を述べるというのはちょっと難しいんですが、例えば学校現場においては、基地に反対するかどうかなのと、平和を尊ぶ、学ぶというのとは違うと思っていますよ。基地に反対するかどうかなというのは、やはりその家庭の、そこから収入を得て生活をしている家庭もございまして、ただ平和に関しては、やはり皆さん統一した考えだと思いますので、学校現場では平和学習は実施しますけれども、基地に反対するか賛成なのかということに関しては、各家庭でやってもらいたいというのが私の考え方です。答えになっていないと思いますが。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 教育長、誤解しないで。私は基地に反対するか賛成するかというような話は一切問うていませんので。今現在飛び交っているニュースに対して、どのような捉え方をしているかということを知りたいんですけど、

やはり、何度も言いますが、過去に学ぶというのはとても必要だと思います。なぜ学ぶかという、やはり現在に生かしていく、あるいは未来に向かって生かしていくということが過去の学びだと私はずっと思っているんですよ。過去だけ学んで、ああ学習をしてよかったというぐらいの知識を得ただけに過ぎないということではなくて、平和学習というのは、やはり現在あるいは未来に対してどう生かしていくかということだと思ふんですね。

確かに今ニュースでは、もうアプリで無料ニュースが飛び交ってくるものですから、人気のあるニュースが上位を占めてきて、本来どのニュースが正しいのかを見抜く力が、現代人はもうなくなってきているんだろうなというふうに思ったりするので、深掘りするニュースが大分少なくなってきているので、そういったところも踏まえて、平和学習の中では、現在についてもプログラムを組み込んで学ぶということをや

ひやっていただきたいというふうに思っているんですね。

台湾有事については、これは2年ぐらい前から出てきた話なんですよ。私は議員になって16年ぐらいになるんですけども、17年目ですか。最初の頃は台湾有事なんていう言葉はありませんでした。去年あたりからかな、ニュースが飛び交うようになってきたんですよ。ある意味では、私はこれは造語的なあおりじゃないかなというふうに思っております。中国が台湾を攻めるというようなことで言われているような根拠になっていると思うんですけども、台湾という地域は、課長、どういう地域なのかは御存じですかね。沖縄から台湾を見たときにどういう印象を持っていますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 すごく広い範囲なお話なのでちょっとお答えいたしかねるんですが、私はもう専門的に歴史的なものとか、多少ですけどもイメージがある程度でして、あまり、ちょっと詳しいことはお答えできない状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ごめんなさいね。質問も事前に通告していれば、もうちょっと議論がかみ合ったかなとは思いますが、台湾は沖縄に近い地域ということで、非常に友好的な地域だと私は認識もしております。また、台湾は今、世界でも有数な電子部品の製造工場を有するような工業都市というふうに言われていますよね。特に半導体で有名で、半導体というのは車1台、普通車で約30個ぐらい、高級車で80個ぐらい組み込んで製造されるというふうに言われていまして、重機であるとかパソコン、もちろん兵器とかそういうったものも全て半導体なしには製造できないというのが現在の機器類であります。その製造を台湾積体回路製造という、これもよくニュースで出てくると思いま

す。略称TSMCというふうに呼んでいますけれども、日本の熊本にも工場が今建設中であります。北海道のほうにもできるそうですが、あともう一つは韓国のサムスン電子が、この半導体を作っている。大体この2つを合わせると世界の7割のシェアを占めているというふうに言われて、1%でもストップすると車の製造がままならなくなるということで、最近のニュースでも、新車が注文して1年以上かかって届いたというニュースはよく聞いたと思いますが、経験された方もおられると思いますが、そういうふうにして、台湾は今や工業都市では有数な都市になっているということで、ここには中国の資本がかなり入っていて、わざわざ中国がそのような経済都市を破壊するようなことは絶対にあり得ないだろうということがあって、台湾有事というのが、いかに造語的なまやかしであるかというのが分かってくるだろうと思います。

そういう意味で、台湾有事のためにミサイル基地を沖縄に置くということ自体は、基地に反対するとか賛成するとか、そんな問題ではなくて、経済的な友好関係を傷つけるような形になるということにつながると思います。そういった意味では、やはり平和と学習の中でも、そういった分野まで幅広く学んでいくということ、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

中国資本がかなりのウエートを占めていて、自分たちが投資したものをわざわざミサイルで破壊すると思いますか。それはやる意味ありませんよ。台湾を廃墟になった都市を取り戻すかということはありませんし、台湾もまた中国から独立するというようなことは言っておりません。これを解決するのは、私は唯一外交手段しか、この平和を維持していく方法はないだろうというふうに思っております。そういった意味では、外交努力をいかに今後続けていくか。地方自治体においても、あるいはまた民間においても細かいところから外交を続け

ていって、友好関係を世界中につなげていくということが、私は今後必要じゃないかなと思っています。

武器で身を守るということは、もう限界があると思います。特に日本政府は、ミサイルを400発ですか、トマホークを買うというふうに言われていますよね。あれ自体も非常に疑問なんですけれどもね。1960年代に開発されたレイセオンという武器メーカーのミサイル、旅客機と同じくらいのスピードで飛ぶというふうに言われていて、日本の自衛隊の戦闘機の半分くらいのスピードですから、自衛隊機が後から飛んでいっても追いつくというようなミサイルをなぜ今頃買うのかなというふうに思うぐらいなんですけれども、そういったところに国債を発行してまで買う、そういったところが1番の質問の中の物価高騰を招いているというのも私は要因の一つではないかなと思っています。

だから国策が間違うと、このように国民に負担を強いるというのは、まさにこの平和の問題を抜きにしては考えられないというふうに思っておりますので、こういったところも平和学習がただ単に過去を学ぶというような学習に終わるのではなくて、現在にも学ぶ、そして未来にも学ぶ、そして幅広く経済的な分野とか国際情勢についても学んでいくというところまで広がっていければ、いろいろな意味での学習効果が得られるんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひその辺課長、あと平和ガイドの養成、やる予定が今ないというふうに答えたんですけれども、なぜそこまで消極的なのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

今のところあまりそういった需要がないといえますか、外から年に1回ぐらいはほかの団体

さんが来たり、自治体の団体が来たりするんですけれども、そういうときは私たち文化系のほうで対応しておりまして、ガイド養成までは、ちょっと今のところは考えていない状況です。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 平成30年で37名、令和2年に39名という参加者がこれだけいるわけですよね。そういった中には、非常に積極的に平和について学びたいし、また次に伝えたいという思いを持っている方々が結構おられると思いますよ。何も人前で話するのが苦手とかというような部分も多少あるかもしれませんが、やはり学びを通じながら、課長、自分で言ったじゃないですか、戦争の経験者は時間の問題なんです。大変言いにくいかもしれませんが、これはもう時がそうなっていますので、直接語るという人はどんどん減っていったって、もうゼロになってくるのが時間の問題になってきているのも確かであります。避けて通れないというのがあります。ということは、次世代がバトンを取って、平和について語り部として担っていくということをやらないと、次に語ることができない人はいなくなるということです。つらい思いもあるかもしれませんが、ニーズがないということはあり得ないと思いますので、こころはしっかりと育成するということを前向きに検討していただくように要望いたしまして、私の一般質問は閉じさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。11時15分より再開いたします。

休 憩（11時03分）

~~~~~

再 開（11時15分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に基づいて、5番 新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の施設整備。

①吉の浦発電所側の排水路は、ヘドロ、土砂がたまっている。特に発電所入り口前は水がよどみ、環境を悪化しているが対策は。

②東海産業北側の護岸は、タイヤなどが捨てられている。また、高潮時には大粒波が打ち上がり、後浜原1881番地周辺の畑や住宅、塩害被害を発生しているが対策は。

③久場地区の沖縄電力変電所側、賀武道線は、凹凸やガードレールが壊れているが、地滑り対策は。

大枠2番です。中城小・中城南小校区内の施設整備。

①伊舎堂区、日の出園側吉野の浦線は、大雨のときは排水路から雨水が氾濫し、生活道路に支障を来しているが対策は。

②村道潮垣線、泊から伊集までは自動車、大型車、普通自動車などの通行量が多くなっているが、交通安全対策の取組は。

③登又の南伸1号・3号線道路は、登又区民の生活道路として利用されている。道路の凹凸や排水路への転落防止柵がないため危険であるが、道路整備の取組は。

大枠3番です。護岸を整備して村民の健康と観光振興を図る。

久場地区、(戦後上陸碑)から屋宜地区まで護岸整備して、村民の健康づくりと観光振興を図る取組について伺います。

①戦後上陸碑から中城モール周辺海岸を活用して、観光振興を図る取組について伺います。

②環境美化の日やクリーン&グリーンの日に企業の皆さんに護岸周辺道路、排水路などの清掃活動の取組は。

③ボランティアの皆さんが護岸の草刈り作業

やU字溝から土砂などを取ってきれいにしているが、護岸は県の管轄です。今後の維持管理はどのように取り組む考えですか。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては都市建設課と住民生活課、大枠3番につきましては産業振興課、住民生活課、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠2番の②の潮垣線の交通量の件ですが、これは私自身が潮垣線沿いに住んでおりますのでよく存じているつもりですが、確かに以前よりはとは言えませんが、相変わらず交通の量は多いようでございますが、ただ、以前に新垣 修議員から御提言があった部分については、かなり改善されているのではないかなと思います。

そういう意味では、今後まだ交通量がこれ以上増えないようにするためには、やはり抜本的には奥間の改良工事、右折だまりができますと、この潮垣線に入ってくる車の量が極端に減ると思っておりますので、そこはまたかなりの部分が改善されるのではないかなと。ただ、それまで少し時間がありますので、できる限りの安全対策はしていきたいと思っております。

詳細はまた、担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の大枠1番、大枠2番の①と③番、大枠3の③番についてお答えします。

大枠1番、①発電所裏の排水路につきましては、先月、5月に沖縄県港湾課と協議し、引き続き調整を行っていくことになりました。今後も沖縄県、沖縄電力、中城村、三者で対策や管

理について協議を行ってまいります。

大枠1の②護岸については沖縄県の管轄になりますので、高潮対策、護岸の清掃についての要望を引き続き行ってまいります。

大枠1番の③賀武道線周辺は、沖縄県で地滑り防止区域に指定しており、今後、地滑り防止対策の事業を行う予定の箇所となっております。凹凸、ガードレールの破損は、現場を随時確認して、維持管理の範囲で対応してまいります。

大枠2の①令和3年度に日の出園付近の集水ますのしゅんせつ及び側溝の清掃を行っており、今後もパトロールを行い、排水の詰まりがないか確認し、集水ますや側溝に土砂が堆積していれば、しゅんせつ、清掃を行い、大雨時に雨水が氾濫しないよう注視してまいります。

大枠2番③南伸1号及び3号線については、令和4年度に詳細設計を行っており、南伸1号線は、今年度改良工事を発注する予定です。3号についても、設計は済んでおりますので、次年度以降に整備を行う予定であります。

排水路につきまして、現在のオープン型の側溝から、蓋つきの側溝に改良予定であります。

大枠3番の③番、護岸について、新垣貞則議員のおっしゃいますとおり、護岸については沖縄県の管轄になるため、県へ清掃などの維持管理について、引き続き要望してまいります。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2の②についてお答えいたします。

村道潮垣線は、令和4年7月より全線30キロに速度規制が変更になっております。交通安全週間などに職員によるアイキャッチ運動や伊舎堂駐在員のパトカーによるレッドローリングを実施しております。また、交通安全看板の設置などで対応しております。

続きまして、大枠3の②についてお答えいたします。

環境美化の日については、各事業所へのチラ

シ配布、商工会の広報紙への掲載で周知し、事業所周辺の草刈り、ごみ拾いなどを実施していただいております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠3番の①中城モール周辺海岸を利用した観光振興についてですが、現在、その周辺ではマリンスポーツや釣り、水辺での憩いの場として利活用されていると認識しております。現時点では、具体的な観光振興を図る計画はありませんが、今後、観光協会や関係機関と連携しながら、朝日の眺めも楽しめるエリアとして検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、大枠1の①久場地区の排水路環境問題について質問します。

平成30年度に排水路の中央部に魚の死骸があり、令和2年度には男性の遺体を通行人が発見した。現在、排水路はヘドロや土砂が堆積し、環境は悪化している。排水路の環境問題対策は、久場側にボックスカルバートや泊向けたヒューム管を整備したが、現在、発電所入り口はヘドロ、土砂堆積して雑草などが大きくなっている。ヒューム管の中には土砂がたまり、排水路の水が海に流れていないので、排水路は海岸ごみなどで水がよどみ、環境を悪化しています。どういう対策を考えていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

排水路のヒューム管のある現地を確認して、ヒューム管の土砂撤去を行いたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今の都市建設課からあったように、ヒューム管の土砂の整備は年に2

回か3回ぐらいやっているが、またヒューム管の中に土砂がたまって水が流れない。

それで、この排水路の環境問題、10年前から要請を出しているがいまだに改善されていません。県港湾課は排水路を埋め立てて遊歩道の案や、それから土砂の浚渫などがありました。護岸の解決に向けて県港湾課、中城村、沖縄の三者で協議したと思いますが、協議の内容と、今後の対応についてどういうふうにするか説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

新垣貞則議員のおっしゃいますとおり、排水路を埋めて遊歩道の案等も協議の内容ではありません。ただ、発電所の排水路には地域内の排水も放流されていますので、埋める場合は暗渠などの設置が必要となりますが、勾配が取れていなければ地域内が冠水するおそれがあるため、調査などを行いながら、引き続き県港湾課、中城村、沖縄電力の三者で検討及び協議してまいりたいということで調整を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この排水路の環境問題、10年前から要請はしているが、毎年のようにヘドロ、土砂が増えて環境を悪化していますので、区民から早急に改善してほしいと要請があります。三者で、電力、中城村、県港湾課、三者で協議して早めに対策をお願いします。

それでは、次に②の久場地区の高潮対策について質問します。

久場区民が後浜原1881番地周辺の畑に住宅建設を予定しているが、毎年、高潮や台風接近時に波が打ち上がり、護岸に海草、海岸ごみが散乱し、親族一同で清掃してきれいにしている。東海産業側の熱田向けに波が集中する原因は、熱田漁港の消波ブロックと東海産業に挟まれて波が集中する場所になっています。高潮のときは大粒波が打ち上がり、護岸や畑に塩害被害を

発生する。この敷地内に以前より高潮対策として個人で約2メートルの土手を造っていますが、高潮や台風接近時には、この土手の高さを優に超えて、波が3メートルを超えて塩害被害が発生しています。

現在、後浜原1880番地に住宅建設を予定しています。この方から塩害被害対策として中部土木事務所に防波ネットの設置要請がありますが、防波ネットの設置要請をする考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

高潮対策、護岸の清掃などと併せて新垣貞則議員の意見を参考にしながら、沖縄県へ要請いたします。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 3年前から護岸のちりとか、片づけをやっている。護岸はタイヤとか棒と木が散らかっているそうです。その現場も確認しながら、県のほうに要請してください。

次に③です。久場地区の地滑り対策について質問します。

久場地区の賀武道線、久場崎線の斜面は大規模地滑りの要因一つで軟質土壌化しやすいクチャと呼ばれる地形を有し、それで賀武道線は凹凸やガードレールが壊れている。沖縄電力変電施設周辺の斜面は地滑りが発生しているが、県の地滑り対策工事整備計画について、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

県に確認したところ、今年度は調査測量設計を行う予定だと伺っていますので、その調査結果を基に対策工事内容が示されるものと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 電力変電所の下は地滑りが起きて、周りの斜面の木を切っています。

今測量調査に入っていますので、ということは地滑りが起きてという現状であります。測量の調査をやっている。来年ぐらいから工事をやると思いますので、調査をお願いします。

それで、県中部土木事務所は、久場地区の区民に地滑り防止区域の指定について、令和3年7月に説明会を開催する予定でしたが、コロナ感染拡大防止対策で開催していません。今後の地滑り対策工事について、住民説明会の開催は中部土木事務所、いつ開催しますか。説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 地滑り防止区域指定の説明会はコロナ禍で行われておりませんが、県のほうでは、区域内の地権者に個別に同意を得ているということは聞いております。

説明会の開催日などについては聞いていないのですが、恐らく個別での同意を得ているとのことなので、開催はしないかもしれません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、都市建設課のほうから答弁ありましたように、地滑り指定区域をやらないと工事できません。今、地権者のほうに同意を得てということで、同意を得て、次に工事に移りますので、進んでいるなと思っています。

それで、ちょっと気になっているのは久場地区の賀武道線、久場崎線の土地、斜面や沖縄電力変電施設周辺も地滑りが発生しています。大雨が発生したら、賀武道線久場崎下は民家が密集しているので、地滑りが発生したら区民の生命、財産を失うおそれがある。早急に県に地滑り対策の工事の要請をお願いします。

次に大枠2番です。中城小・中城南小校区内の施設整備の①です。伊舎堂地区の排水路整備について質問します。

伊舎堂区民から、日の出園側の上流からの雨水が下流側に流れる。側溝が曲がって入ってく

るために水があふれて、吉の浦線道路に氾濫する状況で、大雨のときには蓋も取れる状況です。昔は、排水路は真っすぐで、水が海に向かって流れて、排水路から水があふれることはなかったそうです。

伊舎堂地区の排水路対策として、令和4年3月議会で、現農道に関しましては排水路が設置していません。沖縄県農地改善補助事業で、新規の事業で補助金の投入が可能かどうか、中部農林土木事務所と引き続き協議したいと考えていると答弁しているが、県と協議して、排水の整備はできますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 現在の農道には排水路がありませんので、令和6年度に工事を予定しています。舗装工事と一緒に側溝を設置していきたいと考えております。村道との取り付けについては、また都市建設課と協議しながら、前向きに進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 伊舎堂排水路対策は、日の出園側排水路や農道の排水路を浚渫したら、吉の浦線に氾濫しなくなりました。最近、5月の大雨のときに日の出園吉の浦線に雨水がたまって、車が通行や生活道路に支障が起きている。先ほど産業振興課長から、排水路の件については次年度に調べ、検討するということですので、ぜひ真っすぐにやったほうがいいという、伊舎堂区民からの要望を調べてやってください。

次に②の村道潮垣線、泊から伊集までの交通安全対策について質問します。

村道潮垣線、泊から伊集までは自動車、大型車、普通自動車の通行料が多くなっているが、交通安全対策として、カーブミラーや防犯灯の設置の取組は。

また、現在潮垣線の屋宜被留線から歴史資料

館まで白線工事をしていますが、村道潮垣線、泊から伊集まで白線が切れている箇所があります。今後の白線工事の整備はどのように取り組みますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 白線工事につきましては、今年度、潮垣線の南側を予算の範囲内で対応予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 泊から伊集までの白線が切れている箇所があります。それから防犯灯が設置されていない箇所があります。これ、ちょっと教えてください。交通安全対策特別交付金という事業がある。それで整備できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在は、カーブミラー防犯灯設置など要請があった箇所を維持管理の予算の範囲内で対応していく予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 泊から伊集まで白線が切れている箇所とがありますので、交通安全対策特別交付金という補助金があります。今年は予算が組まれていますので、そういった令和6年度から整備されていないところの防犯灯とか、それから白線の消えているところがあります。その補助金を使って、整備やられてください。

次です。③の登又の道路整備について質問します。

登又の南伸1号・3号線道路は、登又区民の生活道路として利用されている。道路に凹凸やひび割れがあるが、対策はどのようにしますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

道路の陥没の原因は、アスファルトの下路盤自体の不足によるものと想定されております。調査を行った結果、路盤圧の不足が確認できま

したので、舗装構成改良事業を活用して、下層路盤15センチ、上層路盤15センチ、アスファルト5センチの改良工事を行う予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 予算書を見たら、南伸1号、南伸3号線、国の社会資本整備交付金の中の道路構成改良事業で舗装構成改良工事1億5,300万円、令和5年度で整備しますとあります。そういった形で南伸1号線、3号線はひび割れとか凹凸がありますので、そういった補助事業を活用しながら整備を進めてください。

次、登又南伸1号・3号の道路は登又区民の生活道路として利用されている。道路の一部に排水路への転落防止柵や蓋がないために危険であります。対策として、排水路に蓋かけを設置したら道路も広がりますので、利活用面からも蓋かけや転落防止柵による対応が望まれます。道路の排水路に蓋かけや転落防止柵がないところに取り入れる考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 最初に答弁いたしましたが、南伸1号・3号の側溝は、全面蓋かけ側溝に改良予定です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 凹凸になっていますので、早急に整備をお願いします。

次に、玉城商店向かいのウフクビリ線交差点向いの信号機が設置されている沖縄自動車高架橋下側のS字カーブ道路は、木が大きくなって対向車の確認がしづらく危険で、車の接触事故が多い箇所である。登又区民から、カーブミラーは設置されているが、交通安全対策として、カーブ手前に標識設置や木の伐採をしてほしいという要請があります。今後の取組について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

木のある箇所土地の所有者は、西日本高速道路株式会社となっております。伐採の要請等をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 そこは登又区民から要請が3年前ぐらいから出ていますので、S字カーブの手前、そこは交通事故が多発している箇所ということで、早めに対策するようにと言われています。そんなに難しいところじゃないと思いますので、木や草を切れば、すぐできることですので、大きい補助事業も必要ないし、そこに要請、木を切っていいですかと言えば僕らでもできますので、その辺の要請はぜひやられて、交通安全対策に努めてください。

次に大枠3、護岸整備して、村民の健康づくりと観光振興を図るについて質問します。

①戦後上陸碑、中城モール周辺海岸を活用して観光振興を図るということで再質問します。

戦後上陸碑周辺は、本村の久場に米軍の久場崎収容所と久場崎栈橋があり、戦前は本土に疎開した人々や台湾、南洋諸島、満州など海外に住んでいた人々の引揚げ上陸港として利用された。十数万人による引揚げ者や関係者にとっては、文字どおり戦後沖縄への第一歩を示した記念すべき場所です。戦後上陸碑は、東海産業敷地内に平成8年に戦後50周年記念事業で戦争の惨禍を伝え、永遠の世界平和を祈念し建設された文化財です。

現在、戦後上陸碑から中城モール周辺海岸は水上バイク、ヨット、カヌーなどのマリンスポーツやスカイスポーツなどが盛んに行われている。去年の5月の連休、戦後上陸碑から中城モール周辺海岸を活用して、マリンスポーツやスカイスポーツを取り入れるように要請しましたが、取り入れられていません。中城モール周辺の海岸を活用して、今後の観光振興の取組について説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会

事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。

当該エリアは来訪者のニーズに応える海の資源が東海岸一面に広がっています。そのため、地域資源を活用した海の魅力向上に向け、地域関係者、観光協会と連携を図りながらいきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 その戦後上陸碑から中城モールは海の財産、海岸になりますので、観光客は海に来ますので、そこで何かできないかなといつも思っています。何か観光振興、城跡と違ったまた新たな魅力、そこを観光客にアピールするのは非常にいいことだと、そこに企業、中城モールがあります。その企業と行政がタイアップしながらやると、具体的に観光振興が図れますので、今回やられていませんので、そういった計画を観光協会と相談をしながらやってください。

それで、この前、観光バスツアーで観光客が戦後上陸碑を見学にきて、トイレと休憩所がないので観光客は困ったそうです。観光客からトイレと休憩所を設置してほしいとの声があったそうです。戦後上陸碑の目的は、戦争の惨禍を伝え、永遠の世界平和を祈念し建設された。観光振興につながる貴重な文化財です。また、中城の生徒たちの平和学習などに活用できます。戦後上陸碑の周辺の海岸は観光客も増加が見込まれますのでトイレと休憩所は必要です。

県の中部土木事務所にトイレと休憩所の設置要請はできないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 観光客に対応するためにトイレは必要と考えます。設置する方法とか、関係機関と連携を取りながら、また設置場所等についても検討し

ていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この前、そういった観光客が来て、トイレ休憩所の要請があった。それを聞いて、今質問やっていますので。ぜひ観光振興するためには休憩所が必要だと思っています。

この戦後上陸碑のところで平和学習をやる場合でも子供たちは休憩所がないと、暑くて大変です。中部土木のほうに要請をやっていく。これは観光振興だけじゃなくて平和学習にも必要と思っていますので、そういうことでよろしくをお願いします。

それで、中城モール周辺の海岸は、観光客、誘客するマリンスポーツなどが盛んです。自然の資産の中城湾、空から沖縄の美しい海、空を満喫できるスカイスポーツが盛んです。中城の観光振興を図るにはホテルが必要です。ホテルを誘致したら、戦後上陸碑、中城モール、歴史資料館、中城城跡などの見学やゴルフ場もあります。村民の雇用、経済効果があります。中城モール周辺の土地にホテル誘致に取り組む場合の課題は何がありますか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 観光振興を図る上では、ホテル誘致はぜひ必要だと考えます。様々な法的規制の中で、こういった方法で誘致できるか、また皆さん、観光協会と検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 観光振興を図るためにはホテルの誘致が必要ですので、そういったものをやりながら、いろいろホテル誘致には様々な課題があるみたいなので、それを一つ一つクリアしながら、ホテル建設をやったら観光振興が図れるなと思っていますので。

次に②の環境美化の日、クリーン&グリーン

の日について質問します。

環境美化の日に、企業の皆さんに護岸周辺道路の清掃活動の要請をしています。それで住民生活課長はじめ職員の頑張りに対して敬意を表します。護岸が非常にきれいになっていますので、お疲れさまでした。

そこで、整備されていないところを少し質問します。この資料をちょっと御覧になってください。

これで説明しますので、①戦後上陸碑の海岸があります。その海岸へ、現状は草が生えていました。そこで、戦後上陸碑の海岸は雑草が大きくなって環境が悪化していました。これは生涯学習課長に質問しますので。

戦後上陸碑海岸は雑草が大きくなって環境が悪化していた。どのように環境に取り組んで、きれいにしましたか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

生涯学習課におきましては、上陸碑から東海産業までの間の草刈りを実施して、刈った草は、また外に運び出すなどの清掃を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 戦後上陸碑の周りは生涯学習課の皆さんが草刈りとかやっています。それでモール側は久場のボランティアの方々が整備をやっています。ローラー車、3万円でローラーをかけて整備しています。ここはまだ凹凸がありますので、ローラーをかけて整備したいと思っています。

次に2番のほうを御覧になってください。

中城モールの久場のところですか。そこに、モール側の護岸は木や木の葉っぱが捨てられて環境が悪化している。この木をユンボで片づけたいと思います。それで下のほうは、カンナの花を久場のボランティアが植えています。そこを取っ払って、カンナ畑を広げようと計画してい

ます。ユンボ代が約2万円ぐらいかかります。合計で5万円、整備するのにかかる。それで、護岸は県の管轄だから、県に要請できないでしょうかね。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

新垣貞則議員もおっしゃるとおり、護岸は県の管轄でありますので、ただ、村からも管理についての要請などは上げていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 県の管轄ですよね。私たちはボランティアでやっています。ボランティアが草刈りの燃料代、食料費とか。前に言いましたけれども、10万円ぐらい出ています。そういった重機使用料も出ています。護岸整備の目的は、護岸を通して村民の健康づくりと観光振興を図る目的でやっていますので、それで私たちの声に対して何もしないということは、みんな協力しなくなると思います。やはり護岸ボランティアのやりやすい環境を整備してもらいたいと思う。そういった要請を出して、駄目だったら次の方法を考えられます。一応は要請を出してください。お願いします。

次の④です。吉の浦発電所の道路のほうです。沖縄プラント工業向かいの道路、海岸は雑草が多くなって景観が悪化しています。そこの維持管理はどうするのか。

また、右側の拓南製作所下の護岸は蛇注意の立て看板を設置されている場所。拓南製作所の職員の皆様が木を伐採しているが、片づけていなくて、そののまま放置したら環境の悪化や、またハブのすみかになります。どうにかして片づけないといけないなと思っています。その対策はどういうようにやろうと思っていますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

5月21日の一斉清掃のときに、我々のほうから企業への協力依頼もしました。それで快く企業さんのほうもこの草刈り作業に応じてもらっておりますので、片づけがまだされていないということで、現地を確認しまして、我々のほうで対応していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、住民生活課長が言いましたように拓南製作所の職員の皆様が道路とか草刈りとかで非常にきれいになっています。要請をやれば片づけをやると思っています。ぜひ要請をやってください。

次に、時間がないですので③の護岸整備について質問します。

ウオーキングしている村民から、久場から屋宜まで、アダンや雑草などが大きくなって護岸を埋め尽くしている。ウオーキングしにくいのできれいにしてほしいという声がありました。ボランティアの皆さんは護岸の草刈り作業をしています。6月、7月、8月は護岸からの反射熱で暑くて大変です。護岸は県の管轄ですので維持管理は県ではできないですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 村のほうからも、引き続き県に対して要請を行っていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

時間が近づいています。まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 護岸整備は、なかなか県がやられていない現状です。今考えているのは、企業とかみんなを集めてサークル化をやると思っています。やまびこ会というサークル化を結成して、それで会則をつくっている。これ案です。事業計画、次に予算書を最後に名簿をつけてあります。そういった形で取り組もうと思っています。

それで、こういったものはボランティアだけではできませんので、行政も一緒にこのサーク

ル化、組織化に向けて一緒に取り組む考えはないでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

新垣貞則議員のこの提案は大変いいことだと思いますので、そういう提案についても、村としても引き続き県に要請してまいります。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○５番 新垣貞則議員 久場から屋宜までの護岸整備は、久場の方から、護岸はアダンや木が大きくなって、護岸をきれいにしてほしいと要請があり、６年間続けています。６月、７月、８月は暑くて心折れそうで、やめようと思いましたが、やめたら一番困るのは村民だと思って現在まで続けています。この護岸整備をするにはサークル団体を育成する必要があります。サークル団体を育成すれば組織の強化につながり、護岸はきれいになります。現在、サークル結成に向けて準備をしています。サークルの名前は、やまびこ会と考えています。山びこが山びこを呼び、次のサークル団体の結成となり、村民の健康づくりにつながります。また観光振興で大切なことは、観光客は沖縄の青い空、コバルトブルーの海、自然のすばらしい景観を見にきます。護岸をきれいにすることは、観光振興につながります。護岸を整備して、村民の健康づくりと観光振興を図るには、自助の力、共助の力、公助の力、３つの力が役割分担して連携することが重要だと思っています。

これからも行政、議員、企業、地域が連携し護岸整備して村民の健康と観光振興を図るために頑張っていきましょう。

これで私からの質問を終わります。（拍手）

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、

その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会（１２時０４分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 仲 松 正 敏

中城村議会議員 金 城 章

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃